

令和8年9月10日（木）

令和8年（2026年） 第3回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第3日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程**第1**

- 議案第106号 川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 東海道かわさき宿交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第110号 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第111号 川崎市平和館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第112号 川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第113号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第114号 川崎市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第115号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第116号 川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第117号 川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第118号 川崎市登録一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について
- 議案第119号 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第120号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第121号 川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第122号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第123号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第124号 川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第125号 川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第126号 川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第127号 川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第128号 川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第129号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第130号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
- 議案第131号 川崎市土地利用審査会委員の選任について
- 議案第132号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第133号 令和8年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第134号 令和8年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第135号 令和8年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- 議案第136号 令和8年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案第137号 令和8年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算

- 議案第138号 令和8年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第139号 令和8年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第140号 令和8年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
報告第14号 健全化判断比率の修正の報告について
報告第15号 健全化判断比率の報告について
報告第16号 資金不足比率の報告について
報告第17号 かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について
報告第18号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第2

- 議案第141号 令和7年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第142号 令和7年度川崎市競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第143号 令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第144号 令和7年度川崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第145号 令和7年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第146号 令和7年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第147号 令和7年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第148号 令和7年度川崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第149号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第150号 令和7年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第151号 令和7年度川崎市墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第152号 令和7年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第153号 令和7年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第154号 令和7年度川崎市公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
議案第155号 令和7年度川崎市病院事業会計決算認定について
議案第156号 令和7年度川崎市下水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第157号 令和7年度川崎市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第158号 令和7年度川崎市工業用水道事業会計の利益処分及び決算認定について
議案第159号 令和7年度川崎市自動車運送事業会計決算認定について

第3

請願・陳情

付議事件

議事日程のとおり

出席議員 (58人)

1番 三浦恵美
2番 飯田満
3番 三宅隆介
4番 嶋凌汰
5番 井土清貴
6番 田倉俊輔
7番 枝川舞
8番 柳沢優
9番 菅谷英彦
10番 加藤孝明
11番 月本琢也
12番 吉沢章子
13番 齋藤温
14番 小堀祥子
15番 那須野純花
16番 高戸友枝
17番 仁平克枝
18番 高橋美里
19番 長谷川智一
20番 嶋田和明
21番 工藤礼子
22番 工浦田大輔
23番 平山浩二
25番 各務雅彦
26番 本間賢次郎
27番 矢沢孝雄
28番 末永直郎
29番 市古次郎
30番 後藤真左美
31番 渡辺学
32番 岩田英高
33番 重富達也
34番 鈴木朋子
35番 林敏夫
36番 押本吉司
37番 春孝明
38番 川島雅裕
39番 河野ゆかり
40番 野田雅之

41番 原典之
43番 橋本勝
44番 山崎直史
45番 宗田裕之
46番 井口真美
47番 石川建二
48番 木庭理香子
49番 堀添健
50番 岩隈千尋
51番 織田勝久
52番 雨笠裕治
53番 田村伸一郎
54番 浜田昌利
55番 かわの忠正
56番 松原成文
57番 石田康博
58番 浅野文直
59番 大島明夫
60番 嶋崎嘉夫

欠席議員 (1人)

42番 青木功雄

出席説明員

市長	福田紀彦
副市長	三田村有也
副市長	白鳥滋之
副市長	八尾光洋
上下水道事業管理者	池之上健一
病院事業管理者	伊藤大輔
教育長	落合伸隆
総務企画局長	宮崎伸哉
財政局長	井口拓也
市民文化局長	高岸堅司
経済労働局長	田邊聡一
環境局長	中山健一
健康福祉局長	鹿島智純
こども未来局長	井上山武史
まちづくり局長	定山生介
建設緑政局長	河合村俊介
港湾局長	大山啓祐
臨海部国際戦略本部長	柴山崎浩
危機管理監	山崎美穂
川崎区長	山崎美穂
幸区長	沖本里恵
中原区長	白井豊一
高津区長	齋藤正孝
宮前区長	佐藤直樹
多摩区長	東村哲也
麻生区長	谷村元紀
会計管理者	水澤邦佳
交通局長	佐藤友正
病院局長	大友正人
消防局長	佐々木智子
市民オンブズマン事務局長	田中一平
教育次長	露木明美
市選挙管理委員会委員長	山川浩己
選挙管理委員会事務局長	川鍋雅裕
代表監査委員	小関武史
監査事務局長	加藤浩輝
人事委員会委員長	柳下裕次
人事委員会事務局長	

出席議会局職員

局長	渡辺貴彦
総務部長	五十嵐美保子
議事調査部長	若林智
庶務課長	吉岡大輔
議事課長	渡邊岳士
政策調査課長	榎本陽治
議事課担当係長	吉川雅俊
議事課課長補佐	龍口真
外関係職員	

午前10時 0 分開議

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも57人」と報告〕

○副議長 堀添 健 昨日に引き続き、会議を開きます。

○副議長 堀添 健 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第 3 号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

これより日程に従い、本日の議事を進めます。

○副議長 堀添 健 日程第 1 及び日程第 2 の各案件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、各会派の代表質問を行います。公明党代表から発言を願います。37番、春孝明議員。

〔春 孝明登壇、拍手〕

○37番 春 孝明 おはようございます。私は、公明党川崎市議会議員団を代表し、令和 8 年第 3 回定例会に提出された諸議案並びに市政一般について質問してまいります。

7 月の令和 8 年熊本地震並びにこの夏から直近にかけて、東海、関東をはじめ、国内外各地を襲った度重なる記録的豪雨や風水害により犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一刻も早い復旧を願うとともに、市民の生命と暮らしを守り抜く防災・減災対策の重要性を改めて痛感します。また、近年は気候変動の影響と見られる猛暑や豪雨、台風、大地震などの災害が全国各地で相次いでおり、本市においても令和元年東日本台風の教訓を風化させることなく、誰一人置き去りにしない、誰もが安心できる防災・減災のまちづくりが急務であります。現在、世界情勢は依然として不透明感を増しており、長引く物価高騰や為替の変動は、市民生活や中小企業の経営に重くのしかかっています。とりわけ食料品やエネルギー価格の上昇は全世代の暮らしの土台を揺るがしており、市民生活の実態に合わせたきめ細やかな市政運営がこれまで以上に求められています。一方、日本人なら誰もが知るドラえもんの世界観を体感できる藤子・F・不二雄ミュージアムが、本年 9 月に開館15周年を迎えました。時代を超えて色あせない夢と希望は多くの方々に感動を与え、本市を明るく希望あふれるまちにしてくれています。この文化的魅力の発信は都市のブランド力を高め、市民の誇りにつながるものと確信します。困難な時代にあって、市民が心豊かに前を向ける未来を描き、日々の暮らしの安心を守り抜くことこそ私たちの使命です。公明党川崎市議団は、大衆とともにとの立党精神の下、現場第一主義で市民生活の課題に丁寧に向き合い、誰もが安心して暮らせる川崎の実現に向け、以下、質問をしてまいります。

初めに、行財政について伺います。令和 7 年度一般会計等決算についてです。令和 7 年度一般会計は、歳入が8,927億2,000万円、歳出が8,818億5,700万円となり、実質収支は76億2,100万円の黒字となりました。前年度と比較して実質収支は11億5,700万円増加しています。また、市税収入は4,161億6,800万円となり、初めて4,000億円を超え、4 年連続で過去最高を更新しました。しかし、今回の税収増は給与所得の伸びや企業業績に支えられた側面が強く、世界情勢や物価動向などによる先行き不透明感を考えると、決して楽観視できる状況ではありません。改めて、令和 7 年度決算の総括及び来年度予算編成、併せて今

後の財政運営について、市長の見解を伺います。

市税収入についてです。市税収入の内訳を見ると、個人市民税が大きく増加したほか、法人市民税や固定資産税なども増収しており、堅調に推移しています。この要因をどのように分析しているのか見解を伺います。

また、今回の増収を一時的なものとして捉えるのではなく、今後の安定的な税収の確保につなげるため、今回の決算からどのような課題を把握し、今後の市政運営に生かしていくのか、市長の見解を伺います。

減債基金についてです。令和7年度決算では、減債基金からの借入金を10億円返済しましたが、借入残高は497億円残っている状況です。今後の減債基金の運用方針と借入金の返済について見解と対応を伺います。

金利上昇及び大型事業の集中に伴う財政リスクについてです。本市が8月に発行した10年債の表面利率が3%台に乗るなど、約30年ぶりの高金利水準を迎えました。フレックス枠の拡大や定時償還債の活用といった工夫は見られますが、金利先高観が根強い中、利払い負担の抑制効果には限界があると考えます。市長も金利負担の重さと財政運営への強い緊張感を示されていますが、この局面が中長期的な財政運営や公債費負担に及ぼす影響と、今後の安定的な資金調達と利払いリスクの低減策について見解を伺います。

また、現在、JR南武線連続立体交差や等々力緑地再編をはじめとする大型投資が集中しています。しかし、労務費や資材価格の高騰などにより、等々力緑地の事業費が当初の633億円から1,232億円へ倍増したように、建設コストの上昇が事業費を著しく圧迫しています。今後、市債発行額が年1,000億円を超え、公債費負担の急増や基礎的財政収支の大幅な赤字が見込まれる中、将来世代に過度な負担を残さないよう、財政の健全性をどのように維持していくのか、市長に見解を伺います。

ふるさと納税についてです。ふるさと納税による令和7年度の本市の寄附受入額は過去最高の43億円となりましたが、減収額は約156億円に達し、前年度から18億円増加しました。一方、市税収入そのものは過去最高となったものの、ふるさと納税による財源流出は拡大しています。国への制度是正の働きかけはもちろんのこと、本市独自の魅力発信や、日用品や家電など生活に直結する返礼品の開発、共感を得られる用途提案型の寄附募集など、受入額の拡大に向けたさらなる施策が求められています。流出防止策及び受入額拡大に向けた今後の実効性のある取組について伺います。この部分は他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

あわせて、本市としての自主財源確保に向けた今後の実効性のある取組について見解と対応を伺います。こちらについては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

物価高騰下における使用料及び手数料の改定及び市民生活への配慮についてです。長引くエネルギー価格の高騰や物価高は、市民生活及び市内事業者に深刻な影響を及ぼし続けており、国においても負担軽減策が進められています。その中、本市では来年度に向けて、上水道料金の大幅な引上げ、市営バス運賃の改定、公共施設使用料の見直しなど、市民生活に直結する料金改定が同時期に重なるようとしています。インフラ維持や適正な受益者負担の必要性は理解するものの、複数の値上げが重複することによる家計への累積的な負担は極めて深刻です。個々の事業採算性だけでなく、市全体として市民生活をどう守るかが問われています。これらの複数の料金改定が同時期に重なることによる家計への影響をど

のように認識されているのか、また、個別の独立採算にとどまらず、市全体として市民の負担軽減や激変緩和、時期の調整にどう取り組まれるのか、市長に見解と対応を伺います。

共通投票所及び電子投票の導入についてです。投票率の向上が求められる中、有権者の投票環境改善と選挙事務の効率化が急務となっています。横浜市では、二重投票防止のネットワーク構築や混雑対策といった課題に対応しつつ、利便性向上による投票率改善を目指して、来年春の統一地方選において共通投票所の試験導入が予定されています。主要駅周辺などに設置されれば本市でも大きな効果が見込めますが、共通投票所の設置に対する本市の見解と今後の対応を伺います。また、香川県善通寺市では、8月に行われた県知事選にて電子投票が実施され、画面タッチによる誤記、無効票の防止や、即時集計による開票作業の大幅な効率化、コスト削減といった明確な成果が示されました。本市においても、投票率向上と開票事務の負担軽減を両立させるため、共通投票所及び電子投票を積極的に導入すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、防災対策について伺います。避難所環境の質の向上についてです。令和8年熊本地震では、酷暑の中で避難生活が長期化し、熱中症やエコノミークラス症候群、衛生環境、睡眠、プライバシーの確保など、避難所の生活環境が大きな課題となりました。我が党はこれまでも、妊産婦専用避難所の設置やキッチンカーの活用、トイレトレーラーの導入など避難所環境の改善を継続して求めてきました。今後は空調設備に加え、段ボールベッド、パーティション、衛生設備などを標準的に備えるなど、要配慮者を含め、被災者の健康と尊厳を守る避難所の質の向上を進めるべきと考えます。熊本地震の教訓も踏まえ、本市の避難所環境整備について見解と対応を伺います。

船舶を活用した医療提供体制についてです。令和8年熊本地震では、医療機関の被災と断水が重なる中、災害等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律に基づき、船舶を活用した診療、服薬指導、健康相談、入浴、宿泊支援が行われています。被災地で命と健康を守るためには、断水下での衛生、慢性疾患の治療継続、介護、避難生活に伴う災害関連死の防止を進める必要があります。船舶活用医療について見解と対応を伺います。

感震ブレーカー設置補助についてです。震災時に電気が原因となる火災対策に効果的とされるのが感震ブレーカーです。横浜市は、地震火災対策の重点対策地域において感震ブレーカーの器具代を全額補助し、そのほかの地域でも一部補助を実施しています。さらに、高齢者や障害者など取付けが困難な世帯には取付け代行も行っています。本市も、川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区の不燃化重点対策地区をはじめ全市域を対象に、器具代の全額補助と取付け支援を組み合わせた制度を創設すべきです。見解と対応を伺います。

豪雨による放置車両対策についてです。8月13日から14日にかけて千葉県を襲った記録的な豪雨では、線状降水帯が相次いで発生し、甚大な被害が発生しました。8月19日時点で死者は13人に上り、住宅の浸水、損壊などの被害は2,300棟を超えています。また、冠水した道路では大量の車両が動けなくなり、千葉市では約2,500台の放置車両が確認されるなど、救援・復旧活動や交通にも大きな影響が生じました。本市において、豪雨により多数の車両が道路上で立ち往生した場合の警察、消防、レッカー事業者などとの連携体制及び道路啓開、被災車両の保管、引取りの対応について伺います。

次に、教育施策について伺います。不登校児童生徒支援についてです。近年、不登校児

児童生徒は全国的に増加を続け、本市でも学校だけでは対応が困難なケースが増えています。保護者からは、相談先が分からない、学校、教育委員会、福祉、医療の支援が繋がっていない、子どもに居場所がないといった切実な声が寄せられています。我が党は、誰一人取り残さない教育を掲げ、相談、学習支援、居場所支援、家庭支援を一体的に行う体制の必要性を提言してきました。本市では、かわさき教育プラン第1期実施計画において、組織等の枠を超えた連携による切れ目のない支援に取り組まれておりますが、課題として学校、医療、福祉等との横の連携をより一層強化することが必要と示されています。東京都や神戸市では、教育相談やICT学習支援を組み合わせた支援体制が進められています。本市でも、学びの多様化学校に加え、教育相談、校内教育支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、フリースクール連携、オンライン学習支援や保護者支援を一体的にコーディネートする仮称不登校総合支援センターを設置すべきと考えます。不登校対策の取組においては、学校、教育委員会、福祉、医療などとの連携が重要と考えますが、これまでの成果と課題、今後の取組を伺います。

AIリテラシー教育についてです。生成AIの普及により、情報の真偽を見抜く力や個人情報、著作権への理解など、新たなリテラシー教育が求められます。川崎市立学校におけるかわさき教育DX推進方針においては、生成AIなどデジタルの活用による教育の質の向上が掲げられておりますが、AI時代の教育には、操作方法だけではなく、考える力、判断する力、活用する力を育む視点が重要です。本市の現状を伺います。東京都では生成AI利活用ガイドライン、大阪府ではAI教材の実証事業、千葉市ではAIを活用した個別最適な学習支援が進められています。そこで、本市においては、生成AIの活用、情報モラル教育、探求学習、教員研修を一体的に実施するAIリテラシー教育モデル校を設け、その成果を全市展開すべきと考えますが、見解と今後の展開を伺います。

教育データの利活用による早期支援についてです。不登校やいじめ、学習のつまずきは、欠席日数、遅刻、保健室利用、相談履歴、学習状況などの兆候が積み重なって起こることが少なくありません。重要なのは、問題が起きてからではなく、兆候の段階で支援することです。つくば市や横浜市では、教育データを利活用し、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携する仕組みが整備されています。本市でもGIGA端末の整備により教育データの蓄積が進んでいます。今後、欠席、遅刻、学習状況、相談履歴等の教育データなども蓄積し、適切に活用することで、支援が必要な児童生徒を早期に把握し、学校、教育委員会、福祉、医療が連携して支援につなげる仕組みを構築すべきと考えますが、見解と今後の対応を伺います。

朝の居場所づくり事業についてです。保護者の安心と子どもの安全を守るため、地域の方の協力をいただきながら、小学校の始業前から児童を受け入れる朝の居場所が、今年度より各区1校での実施が予定され、まずは市内3か所で開始され、9月14日からさらに2校の開始予定となりました。我が党では、実施状況を視察したところ、児童が安心して登校し、読書など授業開始まで時間を有効に使っておりました。これまでの実施状況と、利用児童や保護者の声、全校への展開など今後の取組を伺います。

放課後等の子どもの居場所づくりについてです。わくわくプラザの取組では、登録者、利用者の増加により必要な面積が不足するなど、過密化の解消が喫緊の課題です。今回、区分制の導入が示されましたが、まず115校それぞれの過密状況を明確にし、過密度の高い

施設から優先的に対策すべきと考えます。見解を伺います。また、過密化解消に向け、図書室、体育館、校庭など、放課後に活用できる学校施設を学校ごとに明確にし、学校と連携した活用を進めるべきです。取組を伺います。区分制の実施方式を一律に固定するのではなく、各校の過密状況や施設環境、児童の利用実態に応じ、複数の方法を組み合わせられる柔軟な仕組みとすべきと考えます。見解と取組を伺います。さらに、現場スタッフへのアンケートやヒアリングを行い、子ども本人や保護者の意見と併せて、試行の検証や制度設計に反映することを求めます。見解と今後の取組を伺います。

こども文化センター等を活用した思春期の子どもたちが利用しやすい施設へのリニューアルについてです。中高生が落ち着いて過ごせる環境づくりには、市内58か所のこども文化センターのトイレの洋式化とバリアフリー化、空調設備、学習に適した照度も求められます。現状と今後の取組を伺います。

最も大切なのは、子どもたちが放課後を安全・安心に伸び伸びと過ごせる環境をつくることです。現場と子どもの声からつくる居場所づくりについて、市長の見解を伺います。

次に、子育て支援について伺います。災害時における保育所及び認定こども園等の対応についてです。本年6月の台風第6号では、本市においても土砂災害警戒区域に所在する保育所を休園とするなどの対応が取られました。これまで我が党は、警戒レベルに応じた統一的な登園・休園基準、登園自粛要請と臨時休園の区別、多摩川流域や土砂災害警戒区域など施設の立地特性に応じた対応、保護者への連絡、早迎えや児童の引渡しなどについて、施設と保護者があらかじめ共有できる、より明確な基準となるガイドラインの整備を求めてまいりました。大阪市や県内の綾瀬市や秦野市などでガイドラインの改正が進む中、ようやく本市も7月24日に市内保育所における台風等による風水害への対応についてが通知されましたが、どのように反映したのかを含め、概要を伺います。災害時には何よりも子どもたちの生命と安全が最優先です。多摩川流域や土砂災害警戒区域など、本市固有の災害リスクと教育・保育現場の実情を踏まえた本市独自の明確な判断基準を示すことが重要と考えます。見解と対応を伺います。また、保育所等施設者や施設長に向けた丁寧な説明が必要と考えますが、見解と対応を伺います。あわせて、保育所等に通う子どもと小中学校に通う児童生徒が同じ家庭にいる場合、災害時の対応が異なれば保護者の混乱につながります。保育所等と小中学校の災害時対応に一定の統一性を持たせるため、教育委員会と連携して対応すべきと考えますが、見解と取組を伺います。

認可保育所に係る不適切事案についてです。本市において認可保育所等を運営する株式会社TKCにおける不適切な事案が発生しましたが、まず概要について伺います。本事案について、市は保護者などから相談を受けた後、事業者に対してどのような事実確認を行ったのか、内容を伺います。また、園児の安全や健康に関わる行為が確認された場合、本市としてどのように対応し、必要な指導を行っているのか伺います。子どもの安全と人権、保護者の信頼、そして職員の人権と適正な労働環境を守るため、認可保育所等に対する指導監査、相談体制、事業者のガバナンスについて、今後どのように強化していくのか見解と対応を伺います。あわせて、再発防止策が求められますが、対応を伺います。

川崎市保育士宿舍借り上げ支援事業についてです。我が党はこれまで、保育士の確保と定着を図るため、本制度の拡充を一貫して求めてまいりました。今年度から、本市が国の制度変更にとどまらず、独自財源を活用して補助対象期間を採用後5年以内から10年以内

に拡充するとともに、国が減額した補助基準額についても月額8万2,000円を維持したことは、保育士確保に向けた前向きな対応として評価します。一方で、6年目以降については補助基準額が4万1,000円となり、市と事業者が2分の1ずつ負担する仕組みです。保育士の確保が極めて厳しい中、住居費の負担軽減は本市で働き続ける大きなインセンティブとなります。そこで、今回の10年間への拡充を一過性の対応とせず、今後の保育士の確保、定着の状況や事業者の利用実態を踏まえ、6年目以降についても事業者の負担を軽減し、保育士が安心して本市で働き続けられる支援へと発展させるべきと考えます。本市の見解と対応を伺います。保育士だけを確保すれば保育所の運営が成り立つものではありません。園長や栄養士をはじめ保育士の質の確保や、子どもの健やかな成長を支える専門職を含め、保育を支える人材全体を確保し、定着につなげていく視点が重要です。こうした観点から、本制度についても対象職種の拡大を図り、より実効性のある人材確保策として充実させるべきと考えますが、本市の見解と今後の対応を伺います。

次に、交通移動施策について伺います。川崎市の自動運転バスプロジェクトについてです。令和9年度の自動運転レベル4実装を目指して取組を進める中、このたびの国土交通省自動運転社会実装推進事業における重点支援事業に採択されました。採択された実証実験の概要等を伺います。また、走行ルート変更や自動運転時の最高速度を高めた走行実験について、その背景や狙い、将来的な方向性等を伺います。関連して、過去の実証実験で取り扱ったリスクシナリオの対応状況について、概要と評価を伺います。

水素ハイブリッド電車についてです。JR東日本グループによるHYBAR Iの南武線等の営業運転について、開始時期の見通しが示されました。本市の関わりと今後の取組概要を伺います。

また、川崎水素戦略リーディングプロジェクトの一つが実を結び、大きく前進することで、川崎臨海部における水素利活用の取組に一段と弾みがつきます。今後の川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の実現へ、改めて展望等を市長に伺います。

廃棄物専用列車「クリーンかわさき号」についてです。本市の廃棄物専用列車は開始から30周年を迎え、国内唯一の価値を有しています。その後、8月に神奈川県、横浜市、JRグループの共同開催で特別企画が設定され、クリーンかわさき号の見学バスツアーを含めたキャンペーン旅行商品が販売されました。本市は特別協力の立場で同商品に関わりますが、本市単独での定期商品化や、ふるさと納税返礼品などを視野に入れた企画を検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。また、商品や返礼品の価値向上を高めることや、将来的な移動手段の確保も視野に、貨客混載列車の活用に向けた実証実験を検討すべきです。見解と今後の取組を伺います。

臨海部等での物流の効率化についてです。大型物流施設の建物が続く臨海部や扇町地区及び国道が交わる大きな交差点では、物流の効率化と交通事故の防止を図るため、新たな信号機の設置や歩車分離式信号の導入、右左折信号の時間延長、交差点改良などを重点的に進めるべきところが幾つかあります。対応が急がれますが、見解と取組を伺います。

次に、住まい対策について伺います。川崎市都市計画マスタープランの改定についてです。本市では、人口増加が続く一方、自然減の進行や少子高齢化、子育て世帯の転出など、人口構造に変化が生じています。また、激甚化、頻発化する自然災害への対応、地域公共交通の確保、住宅ストックの高経年化など、本市を取り巻く課題も大きく変化しています。

特に、本市の次世代を担う子育て世代の転出が課題となる中、子育て世代に選ばれる都市づくりをどのように位置づけていくのか伺います。

今回の改定では、緑を生かしたまちづくりの中にウェルビーイングの向上が位置づけられています。緑豊かな都市環境が市民の健康や交流、暮らしの質の向上に寄与することは重要な視点です。一方、ウェルビーイングは緑や環境だけでなく、市民生活を幅広く捉える概念です。都市環境分野の一つの視点にとどめることなく、土地利用、交通、都市防災など、都市計画マスタープラン全体を横断する基本的な視点として位置づけるべきと考えますが、担当の八尾副市長の見解を伺います。

都市づくりの基本指針の一つには、誰もが暮らしやすい都市、住まいづくりが掲げられており、分野別の視点における土地利用では、身近なまちづくりの形成は、身近な生活エリアにおいて、誰もが安全・安心で健康に暮らせるまちづくりを目指すとしています。高齢者や障害者等の住まいや移動を含めた地域包括ケアシステムの充実に向けた都市形成を目指すものと捉えてよいのか、見解を伺います。都市防災について、改定方針では、大規模地震、激甚化、頻発化している風水害への対応や、持続可能な都市インフラの形成を改定の視点として掲げています。これまでの防災・減災対策に加え、災害による被害を最小限に抑え、被災しても市民生活や都市活動を維持、回復するとともに、将来の災害リスクに適応していくレジリエンスの考え方をプランに位置づけるべきです。また、災害リスクそのものを都市づくりの前提として捉え、洪水、内水氾濫、液状化、土砂災害など、地域ごとに異なる災害リスクを土地利用、都市基盤、市街地形成の将来像に反映すべきと考えますが、見解を伺います。

高経年マンションの維持・再生支援についてです。本市において、築40年を超える分譲マンションは約680棟に達し、建物と居住者の2つの老いが深刻化しています。管理組合の機能不全や修繕不足は、防犯・防災上のリスクやまちの価値低下に直結する重大課題です。さきの住宅政策審議会でも、適正管理にとどまらない早期再生支援の必要性が示されました。豊島区による早期訪問指導や、横浜市などの改修・建て替えシミュレーション支援など先進都市の取組が進む中、本市においても再生支援策は重要です。見解と今後の取組を伺います。あわせて、答申で示されたハウジングサロンや公社等を軸とした、相談から再生検討までを伴走支援するハード、ソフト一体のワンストップ相談体制の強化について、見解と今後の取組を伺います。

市営住宅の適切な維持管理についてです。近年、市営住宅の老朽化に伴い、給排水管の漏水事故が多発しています。水漏れは住民の財産や健康にも悪影響を及ぼす深刻な問題であり、早急な対策が求められます。市は市営住宅等ストック総合活用計画に基づき段階的な改修を進めていますが、その間、給排水管の点検を行わず、事故発生後の事後対応に追われるばかりでは、修繕費や損害補償などの財政負担が膨らむばかりか、行政の管理責任も問われます。給排水管の定期点検を市営住宅等ストック総合活用計画に明確に位置づけるべきですが、見解と今後の取組を伺います。あわせて、漏水時の緊急対応、仮住まいの確保、損害補償手続など、住民に寄り添った迅速な対応が求められますが、見解と対応を伺います。また、現在進めている長寿命化計画に基づく段階的な改修について、漏水リスクの実態に即して早期見直しや優先順位の調整を行うべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、高齢者・障害者支援について伺います。介護人材確保策についてです。高齢化が進む中、介護を必要とする方が安心して地域で暮らし続けるためには、その暮らしを支える介護人材の存在が欠かせません。今後、介護ニーズのさらなる増加が見込まれる中、人材の確保と定着に向けた取組を一層強化していく必要があります。介護人材の確保、定着に向け、本市では、外国人介護人材を受け入れる介護事業所等を支援するため、外国人介護人材雇用支援事業を実施しています。今後、介護人材不足が一層深刻化することを踏まえれば、外国人材の確保だけでなく、就労後の定着や介護現場への適応まで見据えた支援が重要です。本事業の受託者がこれまで実施してきた支援内容と実績、介護事業者及び外国人介護人材からの評価を含め、その成果と課題をどのように検証しているのか伺います。また、その検証を今後の事業にどのように反映していくのか伺います。また、介護職員の確保と定着を図る上で、住宅費への支援は、特に若年層や市外から人材を呼び込むためにも有効な施策です。介護職員等家賃支援事業補助金の実績とともに、採用や離職防止、定着促進への効果をどのように検証しているのか伺います。介護施設の老朽化に伴う大規模修繕は、単なる建物の維持更新にとどまらず、介護現場の効率化向上の好機でもあります。職員の負担を軽減し、生産性向上や人材定着に向け、修繕に合わせ施設整備とDXを一体的に支援すべきです。本市は現在、大規模修繕と併せて行う介護ロボット・ICT導入に対する補助金の活用希望調査を行っていますが、結果と今後の取組を伺います。

放課後等デイサービス事業についてです。障害のある子どもたちの成長や発達を支える大切な居場所であるとともに、保護者が安心して子育てを続けるために欠かすことのできないサービスであり、近年増加傾向にあります。現状と今後の見通しを伺います。本市では一部事業者による多額の不正請求事案が発生しました。再発防止策の強化が求められますが、市内の多くの事業者は誠実にサービスを提供しています。一部の悪質な事業者によって適正に運営する事業者や行政事務にまで過度な負担が生じないように、デジタル化を含め効率的な監査手法が求められます。見解を伺います。また、厚生労働省は本年6月、介護分野を参考に、障害福祉分野の新たな運営指導・監査マニュアルを策定しました。具体的な内容と本市の対応について伺います。不適正な請求の中には、故意によるものだけでなく、必要な資格の更新や研修受講が適切に行われず、多額の返還に至るケースもあり、事業者の経営や利用者へのサービス継続にも大きな影響を及ぼす可能性があります。事業者による自己管理はもちろんですが、資格や研修の更新時期、制度変更などについて、デジタルを活用して注意喚起するなど、更新漏れや手続上のミス未然に防ぐ予防型の支援も検討が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、健康・医療政策について伺います。医療保険制度改革を踏まえた妊娠、出産への支援についてです。本年6月に公布された医療保険制度改革法では、妊娠、出産にかかる費用の見える化を進めるとともに、標準的な出産費用について自己負担が生じない仕組みとするなど、経済的負担の軽減と安心して出産できる環境整備が進められます。制度改革を契機として、経済的負担の軽減だけでなく、妊婦やその家族が無痛分娩を含めた出産方法について、安全性とリスクを理解し、選択できるようにすることが重要です。市立病院における計画無痛分娩の現状を伺います。

今後の制度改革を踏まえ、無痛分娩等の安全な提供体制や適切な情報について、子育てアプリなどを活用した正しい情報提供が求められます。現状と今後の取組を伺います。

市立川崎病院の救急医療体制についてです。高齢化の進展などに伴い、市内の救急搬送人員は今後年間8万人を超える見込みとされています。こうした中、過日の健康福祉委員会において、川崎病院の救急棟が完成し、本年11月9日より運用開始となる旨の報告がありました。これまでの救命救急センターは狭隘で、外来と病棟が離れているなどの課題がありましたが、新救急棟では初療室やE I C Uなどの拡充に加え、1・2階への集約による診療の効率化が図られています。新棟整備により断らない救急の受入れ体制や、多様な救急需要への対応力がどのように強化されるのか、また、見込まれる整備効果と今後の運用方針について病院事業管理者に伺います。

川崎市救急ワークステーションの導入についてです。私は平成28年第4回定例会より、救命率向上と救急高度化に向け、本市への救急ワークステーション導入を提案してまいりました。このたび救急棟1階に設置され、来年2月から運用開始となることを一定評価いたします。ラピッドカーによる医師などの同乗出動で初動対応が迅速化されるとともに、平時の病院実習を通じた救命士の育成など、病院前救護の質の向上が大いに期待されます。来年2月の運用開始に向け、消防局と病院局の連携体制をどう構築し、現場派遣目標の達成や救命士の育成、ひいては本市の救命率向上へどうつなげるのか、消防局長並びに病院事業管理者の見解を伺います。

昭和医科大学鷺沼キャンパス開設に向けた連携についてです。令和7年9月に本市と学校法人昭和医科大学との間で、地域と共生するキャンパスづくりを掲げて連携協定が締結されてから約1年が経過いたしました。令和9年4月の開校に向けて開設準備が進んでおりますが、この間、生涯学習や健康増進、大学施設利用、地域社会振興といった協定事項に基づき、具体的にどのような連携事業や検討が進められてきたのか、現状と今後の取組について宮前区長に伺います。

地域医療や包括ケアの現場では、医師、歯科医師、薬剤師、看護職、リハビリ職など、あらゆる医療人材の確保と定着が急務です。鷺沼キャンパスには、市内初となる薬学部をはじめ、医学、歯学、保健医療の各学部が集約され、将来の地域医療を担う約2,000名の学生が学びます。地元薬剤師会などからも、市内実習の受入れや卒後教育、市内就労への支援を求める声が上がっております。本市として大学や地域の各医療関係団体とどのように連携体制を整え、市内の医療・介護現場での実習推進や卒業後の市内就労・定着へとつなげていくのか、担当の三田村副市長に見解と対応を伺います。

眼底検査についてです。我が国の中途失明原因第1位である緑内障は、40歳以上の20人に1人が罹患しているとされています。しかし、本市の特定健診受診者約4万8,000人中、眼底検査を受けられた方は僅か1,250人、2.6%にとどまっています。自覚症状の出にくい眼疾患の早期発見や失明予防の観点から、現在の受診状況は極めて不十分と考えますが、現状を伺います。仙台市では、内科検診後に登録眼科で無散瞳眼底カメラによる検査を行う分業ネットワークを構築し、受診機会を広く確保しています。また、川崎市医師会からも要望が出ており、近隣自治体の実績を基に、本市での所要額を年間約3,300万円と現実的な試算を示されています。他都市の先行事例や医師会の具体的な試算を踏まえ、特定健診に眼底検査を導入すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

こどもホスピスについてです。終末期の緩和ケアを中心とする大人のホスピスとは異なり、こどもホスピスは闘病中の成長に応じた遊びや学びの場などを提供するとともに、家

族に対する心身のケアとしても重要な役割を担っています。病気により命を脅かされる状態にある子どもは、国内に推定2万人いるとされています。本市における実態を伺います。先日、公明党市議団で横浜こどもホスピス「うみとそらのおうち」を訪問し、認定NPO法人横浜こどもホスピスプロジェクトの田川代表理事からその取組について学ばせていただきました。本市からも多くの家族が利用されていることも伺いました。こどもホスピスでは、遊びや学びの支援、兄弟児支援、グリーフケアなど、子どもと家族への多様な支援が行われており、その効果は大きいと考えます。本市の担当者も施設を訪問されたと伺いました。調査結果について伺います。こどもホスピスの役割と必要性について、本市の見解を伺います。

市立学校における登下校時の熱中症対策についてです。本市では川崎市立学校熱中症対策指針に基づき対策を進め、令和6年の一部改定では、暑さ指数——WBGTによる登下校を含めた対応を実施しています。近年、朝の登校時間帯でも気温が30度を超える日が増え、下校時間も午後2時から午後4時頃と一日の中で最も暑い時間帯に重なります。また、本市は徒歩通学が基本であり、通学に30分以上かかる児童や、坂道、日陰の少ない通学路を利用する児童の負担が課題です。特に低学年への影響が懸念されます。登下校時における児童生徒の通学時間及び通学距離の現状を含め、熱中症発生や救急搬送の実態把握について現状を伺います。立川市などは、ネックアイスリングなどを下校時にも冷却した状態で使用できるよう、学校に保冷用冷凍庫を導入する取組が行われています。本市においても導入を求める声がありますが、見解と今後の取組を伺います。あわせて、登下校時の日傘やネックアイスリングなどの冷却グッズの使用について、学校ごとの対応に委ねるのではなく、市として一定の考え方を示すことも必要と考えます。見解と今後の取組を伺います。

市立学校における疾病による出席停止への対応についてです。令和7年度、登校許可証明書の提出を依頼している疾病による出席停止は9,132人で、このうちA群溶血性レンサ球菌咽頭炎、いわゆる溶連菌感染症が5,213人となっています。横浜市では、学校感染症からの登校に際し、医師による登校可能との診断を前提としながら、医師が登校許可証明書を作成するのではなく、保護者が学校感染症治癒届を記入し、学校へ提出する運用が行われています。本市における登校許可証明書の取得が児童生徒、保護者などの負担となっています。現状を伺います。また、医学的な安全性を確保することを前提として、横浜市などの取組を調査し、溶連菌感染症をはじめ、医師による登校許可証明書を必要としている疾病について、保護者記入による治癒届、登校届への変更を検討すべきです。見解と今後の取組を伺います。

次に、環境施策について伺います。脱炭素化についてです。昨年9月、川崎港コンテナターミナルは、温室効果ガス排出削減など環境配慮の取組が評価され、全国初のカーボンニュートラルポート——CNPの認証を取得し、レベル4プラスの高い評価を受けました。今後も、脱炭素化を重視する荷主、船会社などから選ばれる川崎港を目指し、川崎港全体のさらなる環境対策を進めることが必要であり、コンテナヤードにおける主力荷役機械で水素燃料への転換が期待されるタイヤ式ガントリークレーンやレール式ガントリークレーン、冷凍・冷蔵機能を備えた温度管理可能な海上輸送用コンテナであるリーファーコンテナ、電気エネルギーを使用する荷役車両・機械への対応のためのソーラー発電設備などの

充実が求められます。国の補助制度の活用と並行して、本市においても補助制度の導入を図るべきと思いますが、見解と対応を伺います。

高度物流拠点形成プロジェクトにおける扇島地区の道路整備についてです。令和12年7月の物流施設の一部先行稼働までに、首都高速湾岸線の扇島出入口及び東扇島と扇島をつなぐ一般道路と臨港道路の供用開始を目指すとしていますが、この一般道路と臨港道路については、交通渋滞を招かないようにするため複数車線とすべきだと思います。見解と対応を伺います。

作業現場における熱中症対策についてです。厚生労働省によると、職場での熱中症による死傷者は、2016年から2025年の10年間で、建設業が最多の1,899人に上り、そのうち死者も94人で建設業が最も多かったということです。近年の記録的猛暑を受け、都道府県が発注する建設工事においては、真夏の現場作業を一定期間休む夏季休工が10の都府県で導入され、23の県が導入を検討していることが、ある新聞社のアンケート調査で明らかになりました。この夏季休工は、国土交通省も今年度から地方整備局が発注する道路舗装や河川の掘削などで導入しており、国側が休工期間を明示して発注するか、または受注後に国側と業者が休工期間の設定を協議するという仕組みとのことです。本市でも市が発注する工事などの作業現場での熱中症対策について対応を検討すべきです。現状と今後の取組について伺います。

次に、雇用・経営支援について伺います。中小企業における適正な価格転嫁についてです。長引く物価高や人件費の高騰が続く中、本市経済を支える中小企業が適切な利益を確保し、持続可能な賃上げを実現するためには、上昇したコストを取引価格に適正に転嫁できる環境の整備が不可欠です。こうした中、本年1月1日には下請法が抜本的に改正され、中小受託取引適正化法、いわゆる取適法が施行されました。市が民間企業に対して取適法に基づく適正な価格転嫁を促す以上、本市自らが発注者となる官公需においても率先して適正な価格転嫁を進めるべきです。先日公表された総務省の初の全国調査結果によると、自治体が民間に発注する官公需において、都道府県に比べ市区町村での価格転嫁が進んでいない実態が明らかになりました。とりわけ清掃業務の契約額における前年度比増加率は、都道府県平均が8.7%増、市区町村平均が5.1%増であるのに対し、政令指定都市平均は僅か1%増にとどまっています。また、スライド条項を清掃の契約に導入している割合も、都道府県の38.3%に対し、市区町村では23.8%にとどまることが判明したとのことです。本市が発注する庁舎の清掃業務等における契約額の推移と価格転嫁の実態並びにスライド条項の導入・適用状況はどのようなになっているのか伺います。市として、より一層の適正な価格転嫁とスライド条項の積極的な適用を進めるべきと考えますが、見解と今後の取組を伺います。

次に、平和施策について伺います。世界各地で武力紛争が続く、国際情勢の混迷が深まる一方、国内では戦争体験者の高齢化に伴い平和への意識や価値観が大きく揺らいでいます。戦後80年を超えた今、戦争の悲惨さと平和の尊さをいかに次世代へ語り継ぐかは本市の喫緊の課題であり、川崎市平和館が担う役割と発信力のさらなる強化が不可欠です。先月、鹿児島県南九州市の知覧特攻平和会館を視察しました。プロジェクションマッピングなどを用いた体感型デジタル展示や、30年以上続く中高生によるスピーチコンテストなど、若者が主体となる継承が高く評価されています。本市においても、川崎大空襲を追体験で

きるデジタル展示の導入や資料のアーカイブ化、青少年のスピーチコンテストや次世代語り部事業の創設など、若者が当事者として参画できる取組を拡充すべきと考えますが、それぞれの取組について見解と対応を伺います。

次に、議案第115号、川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について伺います。使用料及び手数料について、使用料・手数料の設定基準に基づき、令和2年の見直し以降のサービス提供に要するコストや利用状況等の変化を踏まえ、全庁的な見直しを行うとしていますが、その中で、葬祭場の火葬料、休憩室使用料及び斎場使用料については、施設の受益者負担割合と標準的受益者負担割合に大きな乖離があるため引き上げるとしています。乖離の状況について具体的に伺います。改定に当たっては、他都市の類似施設の状況などを考慮したとありますが、他都市の類似施設と比較した本市の使用料の状況について伺います。休憩室使用料や斎場使用料、市内居住者の火葬料については10%の引上げ案が示されていますが、市外居住者の火葬料については今回改定なしになっていますが、その理由と他都市との比較について伺います。

次に、議案第120号、川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について伺います。全国的に上下水道管の老朽化による事故が相次ぐ中、安全で安定した水の供給体制の強化は喫緊の課題であり、全国的に頻発する地震災害などに備えた対策も強化が求められています。本議案では、そうした背景から、老朽化する管路や施設の更新、耐震化を計画的に進め、その基盤となる健全な事業経営を確保していく必要があるとして、水道料金を改定するとしています。改定が必要となった経営状況悪化の主な要因と、これまでの経営改善の取組を伺います。料金改定によって、老朽化した管路や施設の更新、耐震化などが現状と比較し、どのような進展が見込まれるのか伺います。また、災害時の断水リスクの低減や復旧力の向上、デジタル技術の活用など、市民サービスの向上につながる取組と期待する効果を伺います。あわせて、料金改定によって収支や資金残高などの経営状況がどのように改善し、必要な財源を安定的に確保できる見通しとなるのか、具体的に伺います。現在も物価高が市民生活を圧迫しており、国においても電気・ガス料金などの負担軽減策が講じられています。仮に来年4月においても国におけるエネルギー価格への支援が継続している場合には、市民生活を取り巻く厳しい状況が続いていることも想定されます。そうした状況の中で水道料金の改定時期を迎える場合、市民生活への影響をどのように認識しているのか伺います。

また、本市では、来年4月から水道料金をはじめ、多くの公共サービスの値上げが予定されています。その中でも水道サービスは生活インフラとして最も命に関わり、市民が選択肢を持たないサービスであることから、他都市においては、物価高対策として水道料金の負担軽減を実施している事例も少なくありません。来年4月の時点の物価高動向や国の支援状況などを踏まえ、水道料金の値上げを緩和する一般財源などを活用した時限的な負担軽減策を講じる必要性についてどのように考えているのか、市長の見解を伺います。

次に、議案第121号、川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について伺います。料金改定の背景には近年の物価高騰が大きく影響し、特に軽油価格は政府の燃料補助金で抑制している実態を鑑みると、同補助金の撤廃リスクを大きな懸念事項として認識します。見解及び今後の収支見通しについて、どのように考慮しているのか伺います。また、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点として通学定期旅客運賃を据え置くと

のことで、関連して、運輸収益のうち高齢者外出支援乗車事業負担金や障害者外出支援乗車事業負担金、特別乗車証負担金に関わる今後の応分の負担など、考え方を含めて今後の取扱いを伺います。今後も地政学的リスクを含め、制御の困難な影響など、不確実な時代に向けて不断の努力を重ねることが求められます。経営健全化計画に準じた今後の経営改善の取組について見解と対応を伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問いたします。(拍手)

○副議長 堀添 健 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま公明党を代表されました春議員の御質問にお答えいたします。

財政運営についての御質問でございますが、令和7年度におきましては、社会経済状況の大きな変化に対応し、市民の皆様の安全・安心な暮らしを守るよう全力で取り組んでまいりました。具体的には、防災・減災、暑熱、防犯などの安全対策として、携帯トイレの備蓄や市立学校の体育館等への空調設備の整備を、また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、妊婦健康診査の支援や子ども・子育て施策におけるデジタル化の推進など、必要な施策、事業を着実に進めたところでございます。今後につきましては、中東をはじめとした世界情勢の影響など、先行きが不透明な財政環境が続くことが見込まれており、物価高騰や賃金、金利の上昇などにもしっかりと対応する令和9年度予算を編成するとともに、引き続き緊張感を持って財政運営を行ってまいります。令和7年度決算におきましては、全国的な所得の増など経済の好循環のほか、これまで培ってきた本市のポテンシャルが発揮された結果、市税収入が初めて4,000億円を超えるとともに、過去の減債基金からの借入金を10億円返済することといたしました。一方で、ふるさと納税につきましては、寄附受入額も過去最大となりましたが、減収額も過去最大となったところでございます。このような状況におきましても、柔軟かつ機動的な行財政運営を進めた上で、税源涵養、財源の確保に努めるなど、さらに本市のポテンシャルを高め、選ばれ続ける都市の実現に向けて取り組んでまいります。

財政の健全性の維持につきましては、本市では、今後の財政運営の基本的な考え方を定め、収支フレームを指針として財政運営を行っております。投資的事業につきましては、整備内容や物価高騰などの影響を反映した上で、市債を適切に活用して計画的に事業を推進するとともに、将来負担の抑制のため、残高の適正管理と中長期的なプライマリーバランスの安定的な黒字の確保に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、効率的、効果的な事業執行や財源確保に向けた取組を進めることなどにより、必要な施策、事業の着実な推進と持続可能な行財政基盤の構築を両立し、財政の健全性を維持してまいります。

料金、使用料等の改定についての御質問でございますが、水道料金、バスの乗車料金、使用料、手数料の改定につきましては、それぞれ現下の社会経済情勢での物価・人件費上昇による経費の増に対し、安全・安心かつ安定的なサービスの提供や受益者負担の適正化を図るために、必要な時期に実施するものでございますが、これらの改定の時期が重なることは、市民の皆様の家計に一定の影響を及ぼすものであると認識しております。こうした状況を踏まえ、市民の負担軽減等に向けまして、下水道使用料の改定時期を令和10年4

月以降としたことのほか、水道料金の改定に際して、激変緩和措置として段階的な引上げや、子育て世帯等の使用に相当する水量帯の改定率の抑制、バスの乗車料金における子育て世帯への負担軽減策としての通学定期料金の据置きを実施することとしたところでございます。今後につきましても、市民の皆様にご理解をいただけるよう丁寧に説明を行ってまいります。

放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、本市では、子どもの声や主体性、価値観を大切にしながら居場所づくりに取り組んでいるところでございます。未来を担う子どもたちが安全・安心に伸び伸びと過ごし、健やかに成長できる環境づくりが重要であると認識しており、今後も、子どもや保護者の声、日々子どもたちと接する現場の意見をしっかりと踏まえながら取組を進めてまいります。

川崎カーボンニュートラルコンビナート構想についての御質問でございますが、本市が全国に先駆けて策定した川崎水素戦略のリーディングプロジェクトとして実証試験が行われていたHYBARIの営業運転が開始されることは、水素社会の実現に向けて重要な契機になったと捉えているところでございます。こうした水素の社会実装に向けた取組を官民で連携して強力に推し進めるべく、本年5月には関係自治体と共に水素社会の実現に向けた要請を内閣総理大臣に対して行っていました。今後につきましても、水素を軸とした取組に加え、炭素循環、エネルギー地域最適化の戦略も国のプロジェクトなどを引き込みながら着実に進めることにより、川崎臨海部が我が国の経済発展を牽引するカーボンニュートラルな産業エリアへと成長していくものと確信しております。

時限的な負担軽減策についての御質問でございますが、水道事業につきましては、料金収入によって運営する独立採算制を基本としており、将来にわたって安定した事業運営を確保するためには、必要な財源を適切に確保していくことが重要であると考えております。物価高騰が続く中、市民生活への影響につきましては十分に認識しており、改定を段階的に実施するなど、必要な対応を図ったところでございます。現時点におきましては、一般財源等を活用した時限的な負担軽減策について、様々なことを考慮しながら分析に努めているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 三田村副市長。

〔副市長 三田村有也登壇〕

○副市長 三田村有也 昭和医科大学との連携についての御質問でございますが、学部連携及びチーム医療を特色とする昭和医科大学の教育内容は、円滑な多職種連携の下、地域の医療・介護現場などで活躍できる医療人材の養成に資するものであり、鷺沼キャンパスの開設は、地域医療を支える医療人材の確保の観点からも意義深いものと認識しております。また、実習等を通じた学生と市内医療機関等との関わりは、就職先選びの一助となるだけでなく、医療人材の確保に苦慮する市内医療機関等に対しても人材確保の機会につながるものと考えております。本市といたしましては、大学と市内医療機関等及び医療関係団体との連携が図られる際には必要な支援を行ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 八尾副市長。

〔副市長 八尾光洋登壇〕

○副市長 八尾光洋 都市計画マスタープランの改定についての御質問でございますが、

ウェルビーイングは、精神的な豊かさや生活の質、都市環境も含めた幅広い概念であると認識しております。基本的な視点としてウェルビーイングの概念も踏まえながら、市民の皆様が居心地のよさを実感できる質の高い都市空間の形成や、市民の日常生活を支える身近な生活エリアのまちづくりなど、まちの将来像について検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 病院事業管理者。

〔病院事業管理者 伊藤大輔登壇〕

○病院事業管理者 伊藤大輔 初めに、市立川崎病院救命救急センターについての御質問でございますが、新たな救急棟の受入れ体制や効果につきましては、1階に救急外来、2階に救急病棟を近接配置することで診療の効率化を図るとともに、救急病床2床をより重症な患者を受け入れられるE I C Uへ転換し6床とするほか、初療室を2床から3床へ、経過観察室を5床から8床へ増床するとともに、救急診察室2室を新設することで救急医療の需要増加に対応してまいります。また、感染症患者や熱傷患者にも必要な医療を適切に提供できるよう、E I C Uと救急病床の個室計8室を全て陰圧室とし、そのうち2室にシャワー設備を整備したほか、1室を防音仕様とすることで病室内での脳波検査を可能としたところでございます。救急棟の運用に当たりましては、3次救急を担う地域の基幹病院として、命の危険がある重症患者に対して断らない救急を継続するとともに、入院治療を必要とする2次救急医療や、他の医療機関からの受入れをより一層推進してまいりたいと考えております。

次に、救急ワークステーションについての御質問でございますが、来年2月からの運用に当たりましては、救急医療の質の向上に向けて、医師、看護師と救急救命士の連携が重要と考えております。そのため、平時においては、川崎病院内で救急救命士の教育、研修を行い、要請があった場合には、研修中の救急救命士が医師等と共に事故現場等へ出動し、医師の指導の下、現場での救命行為に携わることで、病院前救護の質を高めて救命率の向上を目指すものでございます。現場への出動に当たりましては、これまでの消防署からの救急車に同乗するピックアップ方式から、川崎病院所有のラピッドカーに乗車し、救急隊とは別に直接現場に出動する方式へ変更することで、迅速性の向上が図られ、出動件数の増加にもつながるものと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市水道条例の改正についての御質問でございますが、初めに、水道料金の改定理由につきましては、物価、資材価格、金利、賃金の上昇により支出が増加する一方、大口使用者の水需要の減少に伴う料金収入の減収が見込まれる中、市民生活の安全・安心を守るための水道の管路、施設の更新、耐震化を着実に進める必要があることによるものでございます。次に、これまでの経営改善の取組につきましては、平成22年度以降、122人の人員削減を図り、単年度当たり約11.3億円、水道事業の再構築による浄水場の統廃合により、人件費を除き、単年度当たり約7.7億円の経費削減に努めてきたところでございます。また、資産の有効活用を進め、単年度当たり約8.1億円の収入の確保にも努めてきたところでございます。次に、管路などの更新、耐震化についてでございますが、本市では、口径400

ミリメートル以上で構成されている基幹管路の老朽化や管路全体の耐震化が課題となっており、料金改定を行うことにより、上下水道事業中期計画に基づく基幹管路の更新やバックアップ管路の整備、管路全体の耐震化などを着実に進め、安全で良質な水の安定供給が図れるところでございます。

次に、市民サービス向上の取組と期待する効果につきましては、中期計画に基づき、I o T技術、A I等のデジタル技術を活用することにより、お客さまセンターの対応品質の向上や施設管理の高度化などを図ってまいります。次に、料金改定の効果につきましては、料金算定期間である令和9年度から令和11年度までにおいて、改定前は3年間で約96億円の純損失と約179億円の累積資金不足の発生を見込んでおりましたが、改定後は約17億円の純利益と約57億円の累積資金の確保に寄与する見通しとなっております。次に、物価が高騰する中での料金改定につきましては、市民の皆様の負担をなるべく軽減させる措置は講じたものの、一定の負担をお願いすることにはなりますが、市民の安全・安心を守るべく、生活に欠かすことのできないライフラインを維持していくためのものでございますので、御理解をいただけるよう丁寧に説明してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、市税収入についての御質問でございますが、令和7年度決算額は、前年度と比べ252億2,400万円の増となる4,161億6,800万円となり、過去最高を更新したところでございます。これは、令和6年の春闘における賃上げ率が33年ぶりに5%を超えるなど、高水準の賃上げを背景として所得が増加したことに加え、令和7年度には前年度に実施した定額減税の影響が縮減したことから、個人市民税が約209億円の大幅な増となったほか、法人市民税が企業収益の増加により約10億円、固定資産税が家屋の新增築などにより約28億円、それぞれ増となったことによるものでございます。

次に、減債基金についての御質問でございますが、減債基金は、市債の満期一括償還に備えて計画的に積立てを行っておりますが、地方自治法において、特定目的基金は確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されていることを踏まえ、減債基金についても、安全性を十分に確保しながら、債券や預金等の手法を適切に組み合わせて運用しているところでございます。今後も、リスク管理を徹底し、市場環境を注視しながら、より効率的な運用による収益の確保に努めてまいります。また、減債基金からの借入金の返済につきましては、毎年度の収支不足や財政調整基金の残高の状況に応じて適切に対応してまいります。

次に、今後の資金調達等についての御質問でございますが、昨今の市場金利の上昇につきましては、本市が発行する市債の借入利率も上昇傾向にありますことから、公債費負担をはじめとする今後の財政運営への影響ができるだけ生じないよう、適切に対応していく必要があるものと認識しております。本市ではこれまでも、市場環境や資金需要、投資家ニーズ等を踏まえながら調達手法の多様化を図るとともに、償還年限や発行時期の分散などにより、安定的な資金調達と金利変動による財政負担の増加リスクの低減に努めてまいりました。今後も、公債費の将来見通しを的確に把握しながら、リスクの低い発行手法等

を採用しつつ、市債残高の適正な管理や減債基金残高の確保など、適切な債務管理を通じて将来にわたり持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

次に、庁舎清掃業務等についての御質問でございますが、本市が発注する業種「建物清掃等」の件数及び契約金額につきましては、令和5年度が275件、約9億2,800万円、令和6年度が284件、約10億3,200万円、令和7年度が267件、約10億2,100万円でございます。庁舎清掃業務等の発注に当たりましては、業務の仕様を精査し、見積り確認等により実勢価格を反映した適切な予定価格を設定しております。また、予定価格1,000万円以上の案件につきましては、特定業務委託契約として、契約期間中における最低賃金の引上げを見越して定めている作業報酬下限額を基に労務費を計上しております。スライド条項につきましては、業務委託契約では導入しておりませんが、国が定める労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に基づき、受注者からの協議の申出について、適切に対応するよう庁内に周知、指導しております。今後につきましても、最新の实勢価格を反映した適切な予定価格の設定について庁内へ周知徹底するとともに、業務委託契約におけるスライド条項の導入に向けて検討を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

平和施策についての御質問でございますが、多くの市民の方々に平和に関する情報を提供し、平和について考えていただく機会を創出する上で、デジタル技術を活用するなど、訴求力のある展示等を行うことは効果的であると考えております。こうしたことから、平和館では、劣化しやすい写真などの資料をデジタル化して保存しパネル化したものや、AIによる画像認識と空襲体験者の証言に基づき、カラー化した戦災写真を川崎大空襲記録展や巡回平和展などで展示するとともに、本庁舎において開催した平和パネル展では、広島市から借り受けたVRゴーグルを使用して、原爆投下直後の惨状や現在のまちの状況などを疑似体験できるコーナーを設けたところでございます。今後も、資料の適切なアーカイブ化を実施するとともに、デジタル技術等を活用した効果的な啓発等について調査研究してまいりたいと考えております。次に、若い世代に向けた取組についてでございますが、ミニ企画展や川崎大空襲記録展において、小中学生が平和学習の成果を発表する場を設けているほか、中高生が作成した平和について考えるための紙芝居の展示等を行っており、また、平和を語る市民のつどいでは、市内の中高生を対象とした講演及びワークショップ形式を採用しているところでございまして、今後も、こうしたイベントを含め、より多くの若い世代が主体的に参加することができる啓発の手法等について調査研究を進めてまいりたいと存じます。戦争体験を風化させず、市民の方々に戦争の悲惨さや平和の尊さを継承していくためには、特に若い世代が平和について自分事として考え、その思いを共有できる環境づくりが重要であると考えておりますので、今後も効果的な啓発に向け取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

観光資源としてのクリーンかわさき号の活用についての御質問でございますが、本年8

月29日に開催しました廃棄物専用列車「クリーンかわさき号」見学バスツアーにつきましては、神奈川県、横浜市、JRグループが共同で開催する神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンの特別企画の一つとして、川崎工場夜景等の見学をセットにしたツアー商品でございます。予約開始後、短期間で定員に達するなど大変好評をいただきましたことから、一定のニーズがあるものと考えておりまして、今後につきましても、旅行商品造成等の可能性について、関係局や鉄道事業者等と情報交換をしてまいりたいと存じます。貨客混載列車の実証実験につきましては、クリーンかわさき号は、日本貨物鉄道株式会社が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律及び鉄道事業基本計画に基づき、貨物鉄道事業者として事業を実施しているものでございまして、関係局から同社に確認したところ、旅客輸送事業を行うことはできないとのことでございましたので、現行制度上では実証実験の実施は困難であると認識したところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、介護人材についての御質問でございますが、外国人介護人材の確保・支援策につきましては、川崎市国際介護人材サポートセンターの運営を委託し、外国人介護人材及び介護事業所向けに様々な支援を実施しているところでございます。令和7年度の主な実績といたしましては、海外インターンシップ生の受入れ11人、特定技能外国人介護人材の市内介護事業所への就労支援26人でございまして、研修としましては、外国人介護人材向けに接遇マナー研修4回、23人、日本語能力検定対策研修4回、24人、介護福祉士受験対策研修2回、12人、介護事業所向けに外国人介護人材受入れ研修3回、22人の受講を実施したところでございます。加えて、メンタルケアや個別相談を65人に実施したほか、介護事業所への個別訪問や受入れに関する助言を26法人に行ったところでございます。海外インターンシップ生を受け入れた介護事業所からは、優秀な若手人材の採用につながることで施設内の業務見直しが図られたほか、利用者への接し方や丁寧な仕事ぶりが日本人介護職員によい影響を与えたなど、高い評価をいただいております。海外インターンシップ生からは、生活面での様々な支援や丁寧な指導等を受けられたことで、本市で介護の仕事に就きたいなどの声をいただいていることから、外国人介護人材の安定した受入れにつながるものと認識しているところでございます。

なお、外国人介護人材につきましては、特定技能1号の在留期間が通算5年に制限されていることから、介護福祉士資格の取得を支援し、在留資格「介護」への移行につなげ、長期的な定着を図ってまいります。また、資格取得後にメンター育成研修を実施し、認定メンターとして後輩職員の指導助言を行うキャリアパスモデルの構築に向けて取組を進めているところでございます。介護職員等家賃支援事業補助金につきましては、新たに介護職員等を採用した際に家賃費用の一部を支援するもので、令和7年度の実績は97法人、606人でございまして、当該補助制度の実施により介護職員等の新規採用につながっているものと認識しております。大規模修繕と併せて行う介護ロボット・ICT導入に係る補助金につきましては、令和9年度の補助金活用の意向調査の結果、11事業所からの活用意向を確認しているところでございます。また、介護ロボット・ICT導入に当たっては、必要に応じて専門家による伴走支援を行っているところでございます。

次に、放課後等デイサービスについての御質問でございますが、本サービスにつきましては、現ノーマライゼーションプラン策定時の令和3年4月1日時点の事業所数162か所が、本年4月1日時点249か所と増加しており、また、給付費も増加していることから、今後も事業所数及び給付費の増加を見込んでいるところでございます。効率的な監査手法につきましては、国のマニュアルでは、デジタル化された記録の画面上の確認や、現地確認を要しない事項のオンライン確認等を可能としていることから、現在、本市において取り入れているところでございます。本年6月に国から示された指導、監査に係るマニュアルにつきましては、運営指導で確認すべき具体的な項目や効率的に実施するための手法のほか、監査実施の流れや処分基準等が示されたものでございまして、本市では、国のマニュアルを踏まえ、実情に応じた指導及び監査を実施しているところでございます。事業所の適切な運営につきましては、事業者自らが必要な人員配置基準や資格要件、児童発達支援管理責任者の研修受講状況等の管理をすることが原則となりますが、本市においても、研修受講漏れ等を防止するための取組が必要であると認識しておりますので、その手法の検討を進めているところでございます。

次に、眼底検査についての御質問でございますが、特定健診の眼底検査につきましては、生活習慣病のリスクを早期発見するため、国の基準に基づき、血圧または血糖の検査結果が一定の値以上で、かつ、糖尿病網膜症のリスクが高いなど、医師が必要と判断した場合に実施しており、現行制度の中で適切に運用しているものと認識しております。他都市におきましては、特定健診の必須項目として眼底検査を実施している事例や、緑内障等の早期発見を目的として、節目年齢の方を対象に眼科検診を実施している事例がございしますが、本市と同様に詳細な健診項目として実施している市町村が大半でございします。眼底検査の拡充につきましては、その有効性や費用対効果、精度管理に加え、実施体制など、実現可能性や継続性も含め、総合的かつ慎重な検討が必要であると考えておりますことから、引き続き国の動向や他都市の取組状況等を注視してまいりたいと存じます。一方で、緑内障をはじめとする目の疾患の早期発見の必要性があるものと考えていることから、本年7月から各種検診のリーフレットに目の検診の必要性や重要性について掲載し、個別受診勧奨等の機会を活用した周知を開始したところでございます。今後につきましても、引き続き、関係団体とも意見交換を行いながら、市民の健康増進につながる効果的な普及啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、葬祭条例の改正についての御質問でございますが、標準的受益者負担割合と受益者負担割合との乖離につきましては、火葬料25%に対し18.8%、休憩室使用料及び斎場使用料100%に対し36.9%といずれも下回っていることから、受益者負担の適正化及び公平性の確保の観点から見直しを行うものでございます。他都市との比較につきましては、改定後の市内居住者の火葬料はおおむね近隣自治体と同程度の水準となっております。また、休憩室使用料及び斎場使用料につきましても、近隣自治体等の類似施設と利用方法や規模等が異なるため、単純な比較は難しいところではございますが、おおむね同程度の水準となっております。市外居住者の火葬料につきましては、既に施設運営に要する経費を上回る応分の御負担をいただいている状況であり、近隣自治体と比較してもおおむね同水準となっていることから、今回、市外居住者の火葬料については据え置くこととしたものでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、わくわくプラザの過密の状況につきましては、本年5月1日時点の利用実績を基に把握しております。今年度試行を予定している施設より過密化が進んでいる施設もありますが、区分制の試行については、利用児童の安全・安心に関わる重要な取組であることから、指定管理者の運営体制等も踏まえ、試行による効果を早期かつ具体的に検証できる施設を選定したところでございます。学校施設の活用につきましては、全ての小学校を対象に施設の配置や利用状況等を調査、確認し、学校及び指定管理者と連携しながら、放課後等に活用できる施設や活用方法について個別に調整してまいります。今年度予定している区分制の試行につきましては、各学校の過密状況や施設環境等を踏まえ、それぞれの学校で実施可能な方式を選択し、複数の実施方式を検証することとしております。試行を通じてそれぞれの方式による過密化の解消効果や児童の過ごし方、現場運営上の課題等を検証し、全市展開に向けた制度設計に反映してまいります。現場スタッフ等へのアンケートにつきましては、昨年度から先行して一部区分制を導入した犬蔵小学校わくわくプラザでは、現場スタッフにアンケートを実施し、そこで得られた意見も踏まえて今年度の試行内容につなげたところでございます。今年度の試行におきましては、アンケートやヒアリング等により現場スタッフ、児童及び保護者の意見を把握し、試行の検証や今後の制度設計に反映してまいります。

次に、こども文化センターにつきましては、多くの施設で老朽化が進んでいることから、限られた予算の中で、安全性や緊急性等を踏まえて優先順位を定め、必要な修繕を実施しているところでございます。今後につきましても、施設の状況や利用者の声を踏まえながら、計画的に修繕や環境改善に取り組むとともに、中高生が落ち着いて過ごせる空間の確保に向け、学習環境の充実に努めてまいります。

次に、保育所等における台風等への対応についての御質問でございますが、このたび、気象庁が令和8年5月から防災気象情報を見直したことから、公立保育所における台風等による風水害への対応方針を見直し、民間保育所等においてもこれに準じるものとしたしました。本市におきましては、気象庁が発表する見通しに基づいて、前日の時点で防災気象情報のレベル4や暴風警報等の発表が見込まれる場合には臨時休園とすること、レベル3にとどまる場合には臨時休園とはしないものの、送迎時に児童、保護者が被災するリスクを考慮し、保護者に対し保育所等への登園自粛を求めることを定めたところでございます。また、当日午前6時時点で防災気象情報のレベル4や暴風警報等が発表されている場合には臨時休園とすること、午前6時を過ぎてから同様の警報が発表された場合には、児童の新たな受入れを停止し、安全に引渡しができるまで預かり中の児童の保育を継続することを定めたところでございます。本市独自の判断基準につきましては、保育所等や保護者が適切に対応できるよう、本市の地理的特徴などを踏まえた判断基準を示すことは重要であると認識しております。

本市におきましては、本年4月時点で市内各所に458園の保育所を設置していることから、多摩川流域や土砂災害警戒区域など施設ごとに災害リスクが異なることに加え、

都心部へ通勤する保護者が多いこと等、本市特有の事情を踏まえ対応方針の整理を進めてまいりました。新たな対応方針では、施設の立地特性に応じて、河川氾濫、土砂災害、高潮等に対し、気象庁の警報等の見通しに基づいた臨時休園等の判断基準へ見直しを行ったほか、登園自粛要請につきましても、保護者への周知方法も含め、具体的な取扱いをお示ししたところでございます。新たな対応方針の説明につきましては、文書により周知するだけでなく、従前の方針との違いや運用上の留意点などを施設長等に御理解いただくことが、児童を災害リスクから守り、安全な施設運営につなげるために重要であると認識しております。そのため、本年7月30日に午前と午後の2回にわたり説明会を開催し、新たな対応方針の内容を説明するとともに、施設長等からの質問にお答えする機会を設けたところでございます。教育委員会との連携につきましては、災害時において、保育所等と学校で統一性を持たせることは重要でございますので、このたびの対応方針の見直しに当たって、すり合わせを行い反映したところでございます。先日の大雨の状況も踏まえ、実際の風水害時における運用状況や課題を検証するなど、教育委員会をはじめ関係局区と連携を図ってまいります。

次に、認可保育所における事案についての御質問でございますが、事案の概要につきましては、株式会社TKCの従業員である保育士が、本年7月24日に都内で記者会見を開き、法人代表者の不適切保育や不当労働行為等を訴えたものでございます。事実確認につきましては、当該法人に対して質問書を送付するとともに、法人代表者に対するヒアリングを実施し、法人代表者が子どもに対し、少量の塩を与える、頭に振りかけるといった安全面などにおいて懸念がある行為を行ったことは確認しており、引き続き実態把握に努めてまいります。子どもへの関わりにおける不適切な事案を把握した場合につきましては、速やかに従業員等の関係者への聞き取りにより事実関係を確認し、事案の原因や課題を踏まえ、施設長や法人への運営指導、助言を実施しております。また、実地監査の際にも状況を個別具体的に確認し、必要に応じて指導や指摘等を行っているところでございます。保育所等の運営におきましては、子どもの安全と人権が守られ、保護者が安心して子どもを預けられる環境の確保が最も重要であり、そのためには、法令等の遵守はもとより、適正な労働環境の維持や適切な運営体制の構築が必要であると認識しておりますので、今後も事案に応じた指導監査を実施してまいります。法人代表者及び関係者に対しましては、事案の詳細、発生の経緯等を踏まえ、再発防止に向け適切な措置を講じるよう申し入れたところであり、今後においても、必要に応じて施設に対する運営指導や状況の報告を求める等の対応を行ってまいります。

次に、保育士宿舍借り上げ支援事業についての御質問でございますが、本事業につきましては、保育士の就業継続、離職防止を図り、働きやすい環境を整備する目的で、国の要綱に準じて実施してきたところでございます。採用後6年目以降の扱いにつきましては、今年度から独自の財源により採用後10年以内に拡充し、拡充した期間の補助基準額については4万1,000円とした上で、市と事業者とで2分の1ずつ負担することとしたものでございます。今後につきましては、国や近隣自治体の動向を注視するとともに、国や県に対しては、予算編成に対する要請の場などを通じて補助対象期間の延長等を要請してまいります。対象職種の拡大につきましては、施設長を除く常勤保育士及び保育士にみなすことができる看護師、幼稚園教諭等を補助対象としておりますが、今年度から新たに保育士に

みなすことのできる理学療法士等を含めることとしたところでございます。施設長や栄養士につきましては、保育人材のさらなる確保、定着に向けて、国や近隣自治体の動向のほか、運営法人の状況や意向等も踏まえ、引き続き検討してまいります。

次に、妊娠、出産に関する情報提供についての御質問でございますが、家族のライフスタイルや出産に対する考え方が多様となる中、自然分娩、帝王切開、無痛分娩など分娩方法も多様化しておりますが、いずれの方法におきましても、妊婦の健康状態等に応じたメリットやリスクがあることから、本人が主治医と十分に相談し、正しい情報に基づいて適切な分娩方法を選択することが重要であると認識しております。子育てアプリ等を活用した情報発信につきましては、安全・安心な出産につなげるため、妊婦健康診査の受診の重要性をはじめ、妊娠期における健康管理に関する情報提供を行っているところでございますが、分娩方法の選択に当たって、SNS等の情報のみに頼るのではなく、主治医などの専門家に相談し、妊娠、出産に必要な正しい知識を得ることの重要性についても分かりやすく配信することを検討してまいりたいと存じます。

次に、こどもホスピスについての御質問でございますが、病気により生命を脅かされる状態にある子どもの人数につきましては、本市では約1,400人が小児慢性特定疾病医療費助成制度を受給しておりますが、本制度の対象者とこどもホスピスの対象となる子どもは必ずしも一致するものではないことから、現時点では実数を把握するには至っておりません。令和7年5月にこども未来局の職員が横浜こどもホスピスを訪問し、施設の運営状況等を見学いたしました。生命を脅かされる状態にある子どもと家族が安心して過ごせる場としての意義を認識する一方で、継続的な運営には財政的・人的資源の確保が課題であることも確認したところでございます。こどもホスピスは、このような子どもに遊びや学び、社会とのつながりの機会を提供するとともに、兄弟児を含めた家族全体を支える重要な役割を担うものであり、子どもや家族が地域で安心して生活するためには、医療、福祉、教育等が連携した包括的な支援が必要であると考えております。本市といたしましては、今年度、国の研究に協力し、小児慢性特定疾病の受給者に対して、指定難病への制度移行期に必要な支援を把握するための調査票を送付しており、今後は先行自治体の取組に加えて、この調査結果も踏まえながら本市における実態やニーズを把握し、必要な支援の在り方について検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 定山武史登壇〕

○まちづくり局長 定山武史 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、自動運転バスの取組についての御質問でございますが、本年度の実証実験につきましては、より円滑な自動運転を可能にする経路生成AIを活用した新システムを導入し、7月1日から羽田連絡線において、AIへの学習走行とレベル2での自動走行を進めているところでございまして、より人に近い滑らかな運転の実現と手動介入の低減による自動運転率のさらなる向上を目指し、実証を重ねているところでございます。次に、走行ルートの変更につきましては、昨年度実証実験を行った殿町通りは路上駐車が多くの、片側1車線であるため、駐車車両を回避する際、対向車の状況によっては手動運転に切り替える場面も多く見られたことから、片側2車線の国道409号に変更したものでございます。この変更により、安全な走行と自動運転率のさらなる向上が期待できるものと考えておりま

す。また、自動運転時の最高速度につきましては、実証実験を積み重ねたことにより安全性が十分に確認できたことから、これまでの時速35キロメートルから40キロメートルに向上させるものでございまして、将来的にも、ルート上の一般交通と調和した、より実用的な自動運転サービスを目指し、取組を進めてまいります。次に、これまでに抽出したリスクシナリオへの対応につきましては、歩行者の飛び出しなどの突発的な事象に対して、経路生成AIや車両を安全に停止する機能の導入、システムの冗長性の確保など、様々な対策を講じているところでございまして、令和9年度の実装までに対応できる見込みでございます。これらの対策により、市民の皆様安心して御利用いただける自動運転レベル4の実装に向けて着実に取組を進めてまいります。

次に、都市計画マスタープランの改定についての御質問でございますが、初めに、子育て世代に選ばれる都市づくりにつきましては、本市では、子育て世代の転出超過が続いており、子育て世代のニーズを踏まえた取組が重要と認識しております。こうした視点も踏まえ、都市計画マスタープラン改定に当たりましては、子育て世代をはじめ、誰もが暮らしやすく住み続けたいと思う都市づくりに向けた検討を進めていきたいと考えております。次に、身近なまちづくりの形成につきましては、市民の日常生活を支える生活利便施設の誘導、身近なコミュニティ空間の創出及び誰もが利用しやすい交通手段の確保などを通じ、高齢者をはじめ誰もが安全・安心で健康に暮らせるまちづくりを進めることにより、地域包括ケアシステムの充実にも資するものと考えております。次に、都市防災につきましては、地域ごとの災害リスクに応じ、ハード、ソフト両面の防災・減災対策を推進し、被害を受けにくく、被害を受けたとしても速やかに、かつ円滑な復旧・復興を可能とすることが重要であると認識していることから、こうした視点を踏まえ、市民の生命や財産を守る安全・安心な都市づくりに向けた都市防災の考え方について検討してまいりたいと考えております。

次に、高経年マンションについての御質問でございますが、高経年マンションの維持、再生の支援につきましては、今後、高経年マンションのさらなる増加が見込まれる中、管理の適正化に加え、建て替えや耐震化などの再生を促進し、住宅ストックの価値向上を図っていく必要があると認識しております。そのため、住宅政策審議会からの答申を踏まえるとともに、他都市の取組も参考にしながら、高経年マンションの維持、再生に資する管理組合の合意形成等を支援する施策の構築に向けて検討してまいります。次に、相談体制につきましては、マンションの状況や特性に応じて、維持管理から再生まで様々な選択肢や比較検討の手法を示すことなどが重要であるとと考えておりますことから、マンション管理の相談窓口であるハウジングサロンを活用した今後の相談体制について検討してまいります。

次に、市営住宅についての御質問でございますが、市営住宅の給排水管につきましては、修繕周期による大規模修繕時や長寿命化改善時に交換を行うこととしており、定期的な点検は実施しておりませんが、入居者の生活に支障を来さないよう、適切に維持管理を行うことが重要であると認識しているところでございます。今後につきましては、他都市の状況を踏まえながら、次期川崎市市営住宅等ストック総合活用計画の策定におきまして、給排水管の点検の必要性も含め、適切な大規模修繕等の在り方について検討してまいります。次に、市営住宅における漏水時の対応につきましては、入居者の安全確保と被害の拡大防

止が重要と考えており、夜間や休日を含めた連絡体制を構築し、迅速な対応に努めているところでございます。次に、仮住まいの確保につきましては、当該住戸に居住することが困難となった場合には、他の住戸への移転など、被害を受けられた方の御意向を伺いながら対応を行っております。また、漏水により家財等への損害が生じた場合には、本市が法律上の損害賠償責任を負う範囲において、適切な補償を行っております。次に、市営住宅の長寿命化計画に基づく修繕につきましては、予防保全の観点から計画的に行うことが重要と考えておりますので、各住宅の老朽化状況を踏まえた計画への適切な修繕周期の位置づけや優先順位の見直しを行うなど、持続可能な市営住宅の運営に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、被災車両対応についての御質問でございますが、道路啓開は、災害応急対策の実施や緊急車両等の通行を確保するために行うものでございまして、豪雨により広範囲な道路冠水が発生した際には、浸水等により走行不能となった車両が通行の妨げとなる場合が想定されますので、緊急輸送道路等において災害対策基本法に基づく区間指定を行った上で、関係機関と連携しながら必要に応じて被災車両の撤去を実施し、緊急車両の通行確保や道路機能の早期回復を図ってまいります。次に、警察、消防、レッカー事業者等との連携体制につきましては、川崎市災害対策本部の下、警察や消防などの関係機関と緊密に連携し、道路状況や被災状況に関する情報共有を行うとともに、国や他都市との災害時相互協力に関する申合せ及び各種団体との災害時協定に基づき、関係機関等へ災害対策車両の貸与やレッカー作業等の応援を要請してまいります。次に、被災車両の保管及び引取りの対応につきましては、仮置場に保管した上で、ナンバー情報等を活用して所有者の確認を行うなど、国や県、所轄警察署等と連携し対応してまいります。今後につきましては、千葉豪雨の対応状況や課題などを参考としながら、関係局と連携し、各種団体等との新たな協力体制の構築に向け、引き続き取組を進めてまいります。

次に、作業現場における熱中症対策についての御質問でございますが、本市発注の土木工事におきましては、国の指針に基づき猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定をするとともに、労働者に対する熱中症対策として、ファン付作業服や経口補水液などの費用計上の取組を推進しているところでございます。令和7年12月に国から熱中症対策に係る取組を取りまとめた建設工事における猛暑対策サポートパッケージが示され、本市におきましても、休息車や製氷機などの費用計上を実施するため、本年4月に川崎市現場環境改善費(熱中症対策)の積み上げ計上に関する試行要領を策定したところでございます。また、同パッケージに示されている猛暑期間における現場施工回避などの対策等につきましても本市ホームページにて周知を図っており、工事の特性を踏まえ、受発注者間で川崎市工事請負契約約款に基づき協議を行うなど、引き続き熱中症対策に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 港湾局長。

〔港湾局長 木村俊介登壇〕

○港湾局長 木村俊介 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎港コンテナターミナルの脱炭素化についての御質問でございますが、川崎港コンテナターミナルは、CO₂フリー電力の導入などに官民連携して取り組んできた結果、現在、カーボンニュートラルポート——CNPの認証を取得している全国15のターミナルの中で、コンテナ1TEU当たりのCO₂排出量が最も少ないターミナルとなっております。また、民間事業者による水素燃料電池換装型荷役機械等の導入を支援するため、令和8年度には水素燃料電池換装型荷役機械等導入促進事業補助金制度を創設したところでございます。脱炭素を重視する荷主や船会社から選ばれる港としての信頼性を高めることは川崎港の競争力強化に向け重要であると認識しており、さらなる脱炭素化に向けて、事業者のニーズや国の支援制度等を踏まえながら、引き続き港湾の脱炭素化を促進するための取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 大山啓祐登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 大山啓祐 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、水素ハイブリッド電車「HYBAR I」についての御質問でございますが、本市では、平成27年度に川崎水素戦略を策定し、全国に先駆けて水素の利活用に取り組んでまいりました。さらに、令和3年度には、水素戦略、炭素循環戦略、エネルギー地域最適化戦略を3つの柱として川崎カーボンニュートラルコンビナート構想を策定し、2050年のカーボンニュートラル社会への適応と産業競争力強化の両立を目指して取り組んでいるところでございます。JR東日本のHYBAR Iは水素をエネルギーとする燃料電池と蓄電池を搭載したハイブリッド車両であり、本市も水素戦略におけるリーディングプロジェクトに位置づけるなど取組を後押しし、令和4年から令和7年まで市内のJR南武線と鶴見線において実証試験が行われておりました。今回のHYBAR Iの営業運転に加え、同社では扇町の川崎火力発電所における水素専焼機の導入検討も進められており、これらの取組は川崎臨海部の水素利活用の動きを加速させるものと期待しております。本市といたしましては、引き続き、水素社会の実現に向けて、同社も含めた企業間連携の促進や、川崎カーボンニュートラルコンビナート形成推進協議会を通じた情報提供等により企業の取組を支援してまいります。

次に、臨海部における交通課題についての御質問でございますが、臨海部におきましては、産業道路における交通混雑や大規模土地利用転換などに伴う大型車等の交通の発生に課題があると認識しております。これらの諸課題に対応するため、本年2月に臨海部の交通機能強化に向けた実施方針を改定し、交通混雑に対応する道路機能強化を位置づけたところでございます。これまで関係局におきまして、産業道路における踏切の除却や皐橋水江町線の道路拡幅など、交通の円滑化に向けて取り組んできたところでございます。今後につきましても、臨海部の交通の分散や混雑の緩和、土地利用転換や産業拠点間の連携の促進などに寄与する臨海部幹線道路の実現に向けた検討や、既存道路の有効活用を進めるなど、臨海部の持続的な発展につなげるため、同方針に基づき、道路機能強化の取組を進めてまいります。

次に、扇島地区における道路整備についての御質問でございますが、一般道路及び臨港道路につきましては、令和5年度に策定したJFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地

区の高炉等休止に伴う土地利用方針及び令和7年度に策定した扇島地区基盤整備等推進計画に基づき、段階的な土地利用の進展に合わせ、必要な基盤整備を進めることとしております。一般道路につきましては、将来、片側2車線の道路として整備する計画としておりますが、土地利用方針において公表した先導エリア概成時の発生集中交通量、1日当たり約1万2,000台を基に、片側1車線で整備、運用することとしております。日本GLP株式会社から伺っている交通量を踏まえましても、この台数を上回る見込みはないことから、片側1車線での運用で交通処理ができるものと想定しております。また、臨港道路につきましては、港湾における交通特性を踏まえ、港湾の技術上の基準に基づき片側2車線として計画しております。まず片側1車線で供用し、先導エリアの整備状況に合わせ、片側2車線として整備を進めてまいります。引き続き、関係者と協議調整を行いながら、扇島地区の土地利用転換に必要な基盤整備を着実に進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、避難所の環境整備についての御質問でございますが、過去の大規模災害で得られた教訓や課題を受け、災害関連死を防ぐためにも、避難所における生活環境などの改善を図ることは重要であると考えております。このため、現在、避難所となる体育館等への空調設備整備やマンホールトイレの整備及び携帯トイレの備蓄などに取り組んでおりますが、ほかにも様々な資器材を導入し、避難所の環境整備を図っていくため、昨年度には国の交付金を活用して、段ボールベッドを2,000台、投光器を348基配備し、今年度も同交付金を活用して、簡易ベッドを900台、ポータブル電源を348台、テント型パーティションを870台配備する予定としていただいております。なお、避難所の環境整備に当たりましては、客観的な数値に基づき進めていくことが重要と考えておりますので、現在、新たに実施している本市の地震被害想定調査の結果で得られる避難者数に基づき、各計画の改定等を行っていくなど取組を進めてまいります。

次に、災害時における船舶を活用した医療提供体制についての御質問でございますが、令和8年熊本地震では、医療機関が被害を受けたことに伴い、令和6年6月に施行された災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律に基づく熊本県からの要請に対し、国が医療関係団体などと連携し、八代港において船舶を活用した医療提供を行うとともに、入浴、休憩、宿泊などの被災者支援も併せて実施されていることを確認しております。本市の地域特性として、川崎港を有しており、災害時の医療提供体制の確保や被災者の生活環境の改善、心身の負担軽減などの面において有効であると認識しておりまして、災害発生時にはライフライン、インフラ等の被害状況や被災者の状況などを勘案しながら、適切に対応できるよう関係局と調整を進めてまいります。

次に、感震ブレーカーについての御質問でございますが、感震ブレーカーは、大規模地震発生時における通電火災など、電気に起因する出火防止を図るための有効な手段の一つであると認識しており、これまでも川崎区小田2・3丁目周辺地区及び幸区幸町3丁目周辺地区を対象に、無償で配付するなど普及等の取組を進めてきたほか、令和6年度には川崎市地域防災計画、令和7年度には川崎市火災予防条例に感震ブレーカーの普及等を位置づけるなど、関係局が連携して取組を進めているところでございます。設置に向けた支援

策につきましては、これまでの啓発手法に加え、現在、新たに実施している地震被害想定調査の結果を市民に分かりやすく伝えるなどして認知度の向上を図り、設置の機運を高めるほか、他都市の動向や事例等を参考にしながら、関係局区等と連携して地震火災対策について検討していくとともに、地方公共団体の取組だけでは効果的に進めていくことが難しいことから、今後、国の制度設計や財政支援の動向を的確に把握し、国等へ必要な要望等を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 宮前区長。

〔宮前区長 齋藤正孝登壇〕

○宮前区長 齋藤正孝 宮前区役所関係の御質問にお答え申し上げます。

昭和医科大学鷺沼キャンパス開設に向けた連携についての御質問でございますが、昭和医科大学と本市は令和7年9月に、相互が持つ人的資源、知的資源及び地域資源を活用し、地域課題の解決や魅力向上に寄与することを目的に連携協力に関する協定を締結しており、これまで区民祭等の地域でのイベントにおいて、健康増進に関する啓発活動などを行っているところでございます。また、現在、地域社会の振興に向けて、学生ボランティアによる地域行事への参加や、災害時の大学施設の利用などについても意見交換を行っているところでございます。今後につきましては、医療系大学の専門性を生かした市民向け公開講座の開催や近隣学校へ出張講座など、地域に根差した具体的な連携内容についても協議を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

市バスの料金改定についての御質問でございますが、政府による燃料補助金につきましては、中東情勢を踏まえて、本年3月19日出荷分から燃料油元売に対し、価格引下げの原資として補助金が支給されております。本年3月に策定した収支見通しにおきまして、燃料費につきましては、令和7年度実績をベースに軽油暫定税率が廃止されるものとして算定しておりますが、今般の中東情勢の影響による軽油価格の高騰分は見込んでおりません。今般の料金改定に当たりましては、今後の軽油価格の高騰や人件費の増加など、将来の不確実性を踏まえた収支見通しを併せてお示ししておりまして、燃料補助金の撤廃を含め、経営環境に大きな変化が生じた場合におきましても臨機に対応し、市バス輸送サービスを安定的に提供できるよう、上限運賃を260円として国に認可申請を行うこととしております。高齢者外出支援乗車事業等につきましては、今後の予算編成等の中で調整していくものと考えておりますので、関係局と情報共有を図りながら、今後の取扱い等を確認してまいりたいと存じます。今後につきましても、持続可能な事業運営を行い、市バスネットワークを維持していくことが重要でございますので、営業所の管理委託や業務見直しによる経営資源の最適化、保有資産の有効活用など、引き続き経営改善に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 病院局長。

〔病院局長 佐藤佳哉登壇〕

○病院局長 佐藤佳哉 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

無痛分娩についての御質問でございますが、無痛分娩につきましては、全国的に実施率

が増加傾向であったことに加えて、川崎病院におきましてもそのニーズの高まりが見られたことから、令和5年4月に開始したものでございます。予約枠につきましては、麻酔科医が他の手術等との兼務体制で対応していることから、計画分娩として週1枠に限定しており、その実績につきましては、令和5年度が41件、令和6年度が55件、令和7年度が50件となっております。実施に当たりましては、痛みを緩和するメリットのほか、うまくいきめず、吸引分娩を行う可能性が高くなることや、血圧の低下、頭痛、発熱等のリスクも併せて丁寧に御説明した上で取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 消防局長。

〔消防局長 大友正人登壇〕

○消防局長 大友正人 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市救急ワークステーションにおける救急救命士の育成についての御質問でございますが、川崎市救急ワークステーション内における教育、研修の際には、医師の指導の下、救急救命処置等の実習のための高度シミュレーターを使用した訓練の実施回数が増加するとともに、医師から1対1のきめ細やかな指導を受けることができるほか、ラピッドカーで医師、看護師と共に出場し、救急現場においても医師から直接指導を受けることにより、さらなる救命技術の維持向上と知識の習得を図ることができるものと考えているところでございます。救急現場における救命効果の向上には、救急救命士の継続的な教育、研修が極めて重要なことと認識しておりますので、病院局と連携し、川崎市救急ワークステーションでの教育、研修の充実強化に向け取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、不登校対策についての御質問でございますが、不登校対策を効果的かつ一体的に推進するため、令和4年度に教育委員会事務局内に不登校対策担当を設置するとともに、令和5年度に川崎市不登校対策の在り方に関する庁内検討会議及び川崎市不登校対策に係る懇談会を設置し、学校、医療、福祉等との連携を含め、本市における不登校児童生徒への支援の現状把握と改善方策に関する検討調整等を行ってまいりました。このような検討を踏まえ、令和6年7月に不登校対策の充実に向けた指針を策定し、その後、かわさき教育プランにおいても新たに不登校対策推進事業を位置づけ、仮称校内教育支援センターの整備やゆうゆう広場のアウトリーチ機能の強化など、総合的な支援体制の構築を進めているところでございます。児童生徒や保護者の支援ニーズ等が複雑化、多様化する中、組織等の枠を超えた切れ目のない支援の実現に向けた取組を進めていく必要があることから、今後につきましても、医療や福祉等の関係局、関係機関と連携し、児童生徒のアセスメントや支援に向けたより効果的な取組及び情報共有の方法等について検討してまいります。

次に、A I リテラシーについての御質問でございますが、本市におきましては、かわさきG I G Aスクール構想の取組や情報モラル教育を通じて、情報を収集、整理、分析し、課題を解決する力や、情報の真偽を見極め、適切に行動するための判断力など、情報活用能力の育成に取り組んでおります。生成A I への対応につきましては、児童生徒の生成A I 利用を見据え、児童生徒向け生成A I ガイダンスを作成するとともに、教員を対象とした生成A I に関する情報モラル研修を実施しているほか、教員のグループチャット向け

にA Iリテラシーに関する情報等を随時発信しているところでございます。次に、生成A Iパイロット校等についてでございますが、これまで本市では、令和6年度から教職員の業務利用に段階的に取り組み、今年度から児童生徒の学習利用を先行実施しているところでございます。生成A I活用に当たりましては、操作方法のみならず、情報活用能力の育成と利活用を一体的に推進することが重要であると認識しております。今後につきましては、令和9年度からの児童生徒学習利用の全市展開に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、教育データの利活用についての御質問でございますが、個人情報の取扱いや関係機関との連携手法などの整理が必要ではございますが、問題が起きてからではなく、未然防止、早期発見、早期対応に努めるために、教員がこれまで積み上げてきた経験と客観的なデータを組み合わせ、児童生徒の状況を多面的に把握し、指導、支援を行うことは不可欠になってくるものと考えております。今後につきましては、教育データを利活用しながら、必要な支援につなげる仕組みの構築について検討してまいります。

次に、朝の居場所づくりについての御質問でございますが、保護者の安心と子どもの安全を守るため、地域の人材を活用し、小学校の始業前から児童を受け入れる取組として、今年度は各区1校でのモデル実施を計画し、本年7月に新小倉小学校、久本小学校、犬蔵小学校の3校でモデル実施を開始したところでございます。モデル実施3校で行ったアンケートでは、児童からは毎日来たいという意見や、読書や宿題ができることがよいという意見が多く寄せられ、保護者からは室内で過ごせることに安心感があるや、子どもの自主性を育てられる大事な時間になるなどの声が寄せられております。今後につきましては、10月頃を目途に全区でのモデル実施がスタートできるよう調整を進めるとともに、モデル実施校における取組の状況を検証しながら、できる限り早期に全校実施できるよう、順次設置校を拡大してまいりたいと考えております。

次に、登下校中の熱中症対策についての御質問でございますが、本市におきましては、法令で通学距離が小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内と定められていることを踏まえ、通学区域を設定しており、登下校で極端に長時間を要する状況にはないものと認識しております。なお、昨年度の登下校中における熱中症による救急搬送は1件でございました。冷凍庫の設置につきましては、コストや設置場所、管理面などの課題があると認識しているところでございます。登下校中の熱中症対策につきましては、児童生徒の発達段階や健康状態、通学時間など、一人一人の状況が異なることから、各学校に対して柔軟な対応を行うよう周知しているところでございますが、今後も、他都市の事例も踏まえ、各学校において家庭と連携した取組を継続しながら、児童生徒が安全に安心して登下校できる環境づくりに努めてまいります。

次に、登校許可証明書についての御質問でございますが、市立学校におきましては、いわゆる溶連菌感染症やインフルエンザを含む10の疾病について、罹患後、登校を再開する際には、感染拡大防止の観点から、川崎市医師会と協議の上、保護者に対して医療機関において発行される登校許可証明書の提出を依頼する運用としており、証明書受領のための再度の受診や文書料の負担が必要となっているところでございます。一方で、登校する際の証明書の提出については、法令で義務化されているものではございませんので、今後、他都市の事例を参考としながら、それぞれの疾病の特性等を踏まえ、現行の運用方法につ

いて市医師会等と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 山川浩己登壇〕

○選挙管理委員会事務局長 山川浩己 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

共通投票所等についての御質問でございますが、初めに、共通投票所につきましては、指定された投票所以外の区内の投票所でも投票が可能になることから、選挙人の利便性の向上に寄与するものと考えております。現在、本市では、利便性の高い駅に近接する施設への期日前投票所の設置に向けて、候補場所の選定や無線ネットワーク化などの取組を進めており、これらは将来的な共通投票所の導入に向けた取組にもつながるものと考えているところでございます。次に、電子投票につきましては、実際に用いる機器の確認や、他自治体の事例などを調査する中で、無効投票の削減や開票時間の短縮等に一定のメリットがあることを確認しておりますが、電子投票の実施が地方選挙に限られることに加え、機器の信頼性や、本市の人口規模に応じた機器の配置等に要する経費面などの課題もございますので、引き続き国の動向や他自治体の導入状況を注視してまいりたいと存じます。選挙管理委員会といたしましても、投票環境の向上や事務の効率化は大変重要であると考えておりますので、引き続き取組を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 春議員。

〔春 孝明登壇〕

○37番 春 孝明 それでは、意見要望を申し上げます。

教育データ利活用についてです。不登校やいじめ、学習のつまずきなどを、問題が起きてからではなく、教育データを利活用し、兆候の段階で支援する取組について質問したところ、児童生徒の状況を多面的に把握し、指導、支援することは不可欠になってくるとの見解を示され、今後は教育データを利活用しながら必要な支援につなげる仕組みの構築について検討されとの御答弁でした。我が党としても改革に大いに期待しております。未然防止の実現に向け、ぜひ精力的に取り組んでいただくよう要望いたします。あわせて、不登校児童生徒支援については、学校、教育委員会、福祉、医療等との連携強化を求めたところ、これまでの取組に加え、今後、より効果的な取組、情報共有などを検討されとの御答弁でした。先ほどの教育データの利活用との連携も有機的につなげながら、教育現場、生活現場で苦しんでいる児童生徒、保護者に支援の手が行き届くよう期待しておりますので、着実に進めていただきたいと要望いたします。

感震ブレーカーについてです。東日本大震災では、津波火災を除く地震による火災の出火原因のうち、電気に起因するものが約 7 割を占めていたとの分析があります。避難後の通電火災を防ぐ有効な手段が感震ブレーカーであり、特に木造住宅密集地域では延焼リスクが高く、早急な普及が求められます。本市は、川崎区小田、幸区幸町 3 丁目周辺地区での無償配付や、地域防災計画、火災予防条例への位置づけを進めてきましたが、対象地区は限定的で、支援策は他都市の動向を参考に検討との御答弁でした。横浜市では、重点対策地域は器具代全額補助、そのほかの地域も 2 分の 1、上限 2,000 円を補助する制度を運用しており、令和 7 年度は感震ブレーカー 5,996 件の設置補助実績があり、これは前年度から 2 倍に伸びたということでございました。また、本年 6 月からは簡易なコンセント式タイ

プも補助対象に加えるなど、さらに制度を拡充しております。本市においても、対象地域の拡充と全市域を対象とした補助制度の創設、取付けが困難な世帯への支援を早期に実現していただくよう要望いたします。

介護ロボット・ICT導入支援についてです。御答弁では、大規模修繕と併せて行う介護ロボット・ICT導入について、令和9年度の意向調査で11事業所から活用意向があり、専門家による伴走支援も行っているとのことでした。伴走支援の取組は評価いたしますが、この補助制度は神奈川県に基づくものであり、本市独自の上乗せ支援ではありません。加えて、対象が大規模修繕と併せて行う場合に限られており、修繕予定のない事業所は老朽化した機器を抱えていても対象外となってしまいます。人材不足が深刻化する中、介護ロボットやICT導入は、修繕を行うかどうかとは本来別の課題です。大規模修繕の有無にかかわらず、希望する事業所が活用できるよう対象要件を見直すことや、県の制度に上乗せする本市独自の財政支援を検討すること、また、伴走支援についても、意向調査で手を挙げた事業所にとどまらず、より幅広い事業所が利用できる制度としていただくことを要望いたします。

共通投票所についてです。御答弁では、利便性の高い駅に近接する期日前投票所の設置や無線ネットワーク化などの取組を進めており、これらが将来的な共通投票所の導入にもつながるとのことでした。横浜市では来年春の統一地方選挙で共通投票所の試験導入が予定されていますが、中核市である函館市においても、平成28年の参議院選挙から共通投票所を導入し、継続して運用されています。函館市の人口は約26万人であり、本市の各区の人口規模と近い水準です。市全体での一斉導入が難しくても、区単位であれば函館市と同等の規模感で実現可能と考えます。本市においても、まずはモデルケースとして特定の区で共通投票所を試験的に導入し、二重投票防止の仕組みや効果を検証した上で、他区への展開につなげていただくよう要望いたします。

平和施策についてです。御答弁では、資料のデジタル化保存やAIによる戦災写真のカラー化、VRゴーグルを活用した疑似体験など、平和館が工夫を重ねながら継続的に取組を進めてきたとのことでした。先月視察した知覧特攻平和会館では、体感型デジタル展示に加え、30年以上続く中高生によるスピーチコンテストが地域に根づいた平和学習の文化となっていました。継続してきたからこそ、若者にとって参加が誇りとなり、次世代への継承につながっています。戦後80年を超え、戦争体験を語り継ぐ方が減少する中、本市の取組についても、若者が当事者として関わり、自分事として平和を考えられる機会を継続的に積み重ねていくことが重要です。青少年スピーチコンテストや次世代語り部事業など、若者が主体的に参画できる取組の拡充を要望いたします。

それぞれ御答弁ありがとうございました。あとは委員会に譲り、質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ1時間休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後1時15分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも51人」と報告〕

○副議長 堀添 健 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。日本共産党代表から発言を願います。46番、井口真美議員。

〔井口真美登壇、拍手〕

○46番 井口真美 私は、日本共産党を代表して、2026年第3回定例会に提案された諸議案並びに市政一般について質問を行います。

市長の政治姿勢についてです。初めに、非核三原則の堅持についてです。核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則は、歴代政府が堅持を表明してきた基本政策であり、国会で国是として決議されてきたものです。ところが、高市首相は、安保3文書の改定に向け、非核三原則の見直しも含め、あらゆる課題について議論の俎上にのせると表明、今年8月の広島、長崎の平和祈念式典においても、非核三原則について堅持していると現状について述べるにとどまり、今後とも堅持するとは明言しませんでした。本市は核兵器廃絶平和都市宣言において、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、全ての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求めています。この宣言の立場から、非核三原則を今後とも堅持することを国に求めるべきではないでしょうか、市長に伺います。

2025年度決算の特徴についてです。2025年度一般会計決算では、歳入総額が8,927億円、歳出総額が8,819億円となり、実質収支額はプラス76億円の黒字となりました。市税収入は252億円増の4,162億円で、4年連続過去最高となり、これは個人市民税が208億円増、固定資産税28億円増、法人市民税10億円増などによるものです。財政力指数は政令市で唯一、1を超え、基準財政収入額が需要額を上回っており、政令市トップを続けています。そのため、2026年度には政令市で唯一の普通交付税不交付団体となっています。財政健全化指標は全て基準値を下回っており極めて優良、1人当たりの市債残高は政令市の平均よりも9万円低く、借金の負担額が少ないのが特徴です。川崎市は政令市で平均年齢が最も若く、生産年齢人口割合が最も大きい都市で、人口は、国の推計では今後20年間は増加を続けるため、市税収入の増加は今後20年続くと予想されます。このように、市税収入、財政力指数、財政健全化指標のどれを取っても川崎市は政令市でトップクラスの財政力を持っています。物価高騰対策について伺います。2025年度決算では、物価高騰対策で市の独自支出は僅か1事業、公共施設の光熱費補助の4,086万円です。物価高騰などで市民生活、中小企業の経営が大変になっているのに、市民や中小企業への独自支援はゼロです。財源があるのに市民や中小企業の物価高騰対策への独自支援はゼロ、これで物価高騰対策をしていると言えるのか、市長に伺います。

公共施設・サービス料金の値上げについてです。これら公共料金の値上げ議案は17件出しています。見直しの方法は、公共施設の使用料、公共サービスの手数料について、受益者負担割合と標準的受益者負担割合を比較して大きい乖離のあるものについて行うとして、12の公共施設の使用料、5つの公共サービスの手数料を引き上げるものです。ほぼ全ての地域、人が利用する料金を値上げします。物価高騰の中での値上げは、地方自治体としてその役割を果たしているのでしょうか。地方自治法にも定められているように、地方自治体の役割は住民の福祉の増進です。総務委員会資料でも、住民の福祉を増進する目的をも

ってその利用に供するために設置されているとしています。公共施設・サービスの料金値上げが住民にとって福祉の増進になるのか、逆に誰もが安価に利用できるように料金を低く抑えることこそ自治体の役割ではないのか、市長に伺います。値上げの理由は公平性の確保のため、適正な受益者負担にするということです。しかし、値上げをすることによって利用していた人が利用を制限されることも起き、これは誰もが安価に利用できるという公共施設の役割や公平性を損なうことになるのではないのか、市長に伺います。これら料金の値上げにより、市の収入増は約2億円とのこと。76億円の黒字が出ている状況で、僅か2億円のために値上げをするのか、物価高騰の中、せめて公共料金だけでも値上げはやめようと思わないのか、市長に伺います。市は、公共料金だけでなく福祉予算も削っています。例えば、敬老祝事業は88歳の方の祝い品を1万円から5,000円に、99歳以上としていた対象年齢を100歳以上にして、祝い品の額も2万円から、100歳は7,000円、101歳以上は5,000円にして、僅か4,000万円を削減するということです。健康福祉委員会では、税金が増えているのに、なぜささやかな祝い品さえ削減するのかとの声も出ています。敬老祝い品の引下げ案は白紙撤回するべきです。市長に伺います。

防災対策についてです。7月28日の令和8年熊本地震、8月13日未明から続いた令和8年千葉豪雨など、大きな災害が相次いでいます。これらの災害で命を落とされた皆様に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。各地の災害からの一日も早い復興を願うとともに、頻発する自然災害から川崎市民の命と暮らしを守るために何をすべきか明らかにすることが求められています。地震対策についてです。熊本地震では、10年前の教訓を生かし、予算をつけて耐震補強を徹底した地域では住宅の倒壊がほとんどありませんでした。これが事前に行うべき最大の備えです。本市では、木造住宅耐震化支援の対象が1981年以前の建物に限られていたことから、2000年5月の法改正以前の建物も対象にすべきと求めてきました。今年4月から対象は拡充になりましたが、その新たな支援の対象になる木造住宅もかなりの数に上ると思われます。多くの所有者に情報が行き届いておらず、大規模な周知が必要です。プッシュ型の通知を行うべきと思いますが、対策を伺います。その際、一部屋耐震や耐震ベッドなども周知すべきですが、伺います。耐震改修は大きな費用がかかります。国土交通省が監修したパンフレットによると、2020年の調査で、100平米の住宅でおよそ180万円かかるとされていますが、その後の資材高騰により今ではもっとかかります。依然として耐震性が不十分な木造戸建て住宅が約1万4,000戸残っていると推計されており、その所有者の多くが高齢者で、経済的理由が大きいと言われています。本市の木造住宅耐震改修助成制度では明らかに助成額が足りません。助成額の抜本的な引上げと、補助率は100%にすることが必要ですが、伺います。

大雨対策についてです。今まで考えられないような災害が各地で起きています。折しも本市では、今年度から川崎市雨水対策基本方針を策定すべく庁内に流域治水検討委員会を立ち上げ、外部委員による雨水対策検討委員会を新設し、基本的な在り方などを検討してもらうとして、来年度には基本方針を策定する予定とのこと。この問題意識はまさに時宜にかなったものですが、2年間では長過ぎます。方針策定を急ぐべきですが、伺います。市の計画の基本となる目標降雨も改定する予定とのことですが、連日、各地で130ミリの雨が降る昨今、この現状に合わせて目標降雨を引き上げるべきですが、伺います。

方針策定に至らない間でも、できることはするべきです。考えられる流域治水対策の一

つは、それぞれの川や雨水管の上流に雨水貯留施設をできるだけつくことです。例えば多摩区三沢川地区では、今、稲田公園の再整備計画をつくっている最中であり、三沢川に流入する雨水の一部を上流で貯留する施設をつくれば最下流の負担が減ります。同様に、全市の学校の校庭など、公共施設の地下に周辺の雨水をためる施設を入れるだけでも浸水が想定される地域の負担を軽減できます。これは流域治水として当然の対策であり、直ちにできることです。雨水貯留施設の整備について、流域治水検討委員会の委員長を務める八尾副市長に伺います。

これまで地域では、震災対策として避難所開設訓練などをしてきましたが、大雨では聞いたことがありません。少なくとも浸水ハザードマップで床上浸水が想定される地域では、いきなりレベル4などの情報が出たときの対処を考える訓練を行う必要があります。家の中で安全なところはどこか、どうなったら家から出てはいけないのか、避難所の開設はどうするか、どう避難するのかなど、必要な訓練を地域ごとに開催すべきですが、対応を伺います。

避難所についてです。熊本県の避難所では依然として体育館の床に雑魚寝し、10年前と何が変わったのかという声が上がりました。では、本市はどうか。残念ながら恐らく混乱することが予測されるのが本市の避難所です。避難所に集まる人たちの想定が現実的ではありません。本市全体で確保している備蓄物資の基準が、家屋が全壊もしくは焼失した世帯に限られ、それ以上の人たちが避難してきても渡せる物資がありません。プライバシーを守るためのプライベートテントは各避難所に5張り、段ボールベッドは10個しかありません。ただ、もしそれらをたくさん用意しても、体育館に張り詰めたら避難者が入り切れません。震災が起きたとき、避難する人は自宅が全壊や焼失した人だけではなく、たくさんの方が逃げてくるのです。場所も物も足りないのが川崎市の実態です。これまでの全国の震災を教訓に、体育館だけでなく、町内会館や公共施設など人が集まるところは避難所になると想定し、備蓄物資なども各区に広い場所を確保して今の数倍の備蓄を行うなど、避難所と備蓄倉庫の規模を広げるべきですが、伺います。また、避難所では、誰がどこに避難しているのかをできるだけ把握するための被災世帯登録票の回収を徹底し、車中泊、自宅避難をしていても備蓄物資の配付やトイレの使用に支障がないようにするべきと思いますが、伺います。

そもそも、被災者が避難所運営をすることに無理があります。対応に当たる市職員も被災者であり、家族を置いて日夜分かつ仕事をするというのは本当に無理があります。イタリアでは国を挙げて災害対策に当たり、災害が起ると被災者に最低限必要な量のトイレとキッチンとベッドを48時間以内に完備するというのが国の措置で行われています。TKB48というそうです。我が国も防災庁を設置したところであり、国に対して、被災地以外から物資だけでなく、避難所の設置から国が専門団体と一緒にやる仕組みをつくるよう求めるべきですが、市長に伺います。

現実問題として、避難所運営は行政と限られた人だけで行うことになっています。これを改善することで事前の備えを少しでも行っておくことが発災後の市民の健康を左右します。ようやく全ての避難所運営会議が最低年1回は何らかの訓練を行うようになっているのですが、その程度では実際には通用しません。繰り返し地域の人たちを集めて具体的な避難所開設訓練、避難所での体験を行うことを徹底すべきです。伺います。その際、

運営会議に女性や地域の障害者団体の方を入れるよう徹底すべきですが、伺います。こうした訓練を行うためには、区役所の危機管理担当が全ての避難所運営会議と連絡を密にし、機動的な訓練を行えるよう援助することが不可欠です。何度も求めてきましたが、全く前進がなく、真剣さが問われます。区役所の危機管理担当職員を少なくとも2倍にするべきですが、改めて伺います。

体育館のエアコン設置は、熊本県では20%に比して、本市は僅か4%です。2029年度末までに行われることが決まっていますが、こんなに災害が頻発しているときに遅過ぎる、もっと早くという声が広がっています。事業者を増やし前倒しにして、一日も早く整備すべきですが、伺います。

議案第120号、川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。水道料金の値上げが提案され、2028年度に22%に、2027年度は激変緩和のため11%の値上げを行うとのことです。これは全体の平均であり、使用量などによって値上げ幅が変わります。子育て世帯などへ配慮するとしていますが、その対象とされる20ミリ口径で月24立方メートル使用する世帯は、2028年度には年間約6,000円の負担増となります。一方、世帯数が最多の単身世帯は高齢者も多くを占めますが、2028年度には36%と最高の改定率になります。飲食店、スーパーなど水を大量に使う事業者も25%から26%の値上げとなり、これは価格転嫁せざるを得ず、消費者はさらに値上げの波にさらされます。保育園や病院など価格転嫁できない事業者は公共料金が経営を圧迫します。経営審議委員会の答申では、低廉な生活用水や排水への配慮のバランスも考慮すべしと言われました。議案説明では、これでも他都市より安いと強調されましたが、この経営審議委員会の指摘は、もともと低廉な川崎市の水道料金で生きてきた市民が生活苦にならないよう低廉さを享受できるようにすべきということであり、それこそが市民の福祉の増進を旨とする自治体の役割だと思いますが、伺います。

通増度の緩和で最も恩恵を受けるのは、口径200ミリ以上の使用者です。これらの使用者のうち、臨海部で工業用水も利用している事業者は、去年の工業用水道事業への給水単価の見直しにより、年間12億円も水道事業への支払いが減額となっています。今回の市の資料でもわざわざ給水収益の減少の一因として掲載されていますが、市が自ら減収要因をつくっておきながら、それを水道料金の値上げの理由にすることは全く理不尽です。今年度予算での純損失が17億円ですから、この12億円の減収がいかに大きいか明らかなです。工水への給水単価を元に戻すか、水道の大口径の利用者の使用料金単価を上げて、二重に恩恵を与えられている大企業に適正な料金負担を求めるべきですが、伺います。

どうすれば市民負担を増やさずに経営を安定化できるのでしょうか。それは、公営企業が持つ最大の矛盾です。公営企業は独立採算という呪縛から抜け出さなければなりません。地方公営企業法が独立採算を原則とするとしている根拠は第17条の2第2項だとされています。しかし、第17条の2第1項の第2号では、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費は、一般会計からの繰入れを行うことを当然のこととしています。今は老朽管をなくし、耐震管への更新を急がなければなりません。この費用が大きいのしかかっています。これを理由に値上げをするということは、今の料金体系では更新の経費を出すことが困難だということです。だったら、料金値上げで市民生活を圧迫するのではなく、一般会計を繰り入れる、すなわ

ち私たちの税金をこういうところにこそ使うべきではないでしょうか。本年6月議会でのように質問したところ、全く見当違いの答弁がありましたが、改めて地方公営企業法第17条に照らして、耐震管の更新などには一般会計を充てるべきですが、伺います。

議案第121号、川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定についてです。市バスの料金を現行220円から240円にするとともに、通勤定期も値上げする議案です。この値上げ案により、市民負担は約6億円増加するという試算です。値上げの主な理由は、燃油代や人件費の高騰などに加え、塩浜営業所の建て替えと車両の更新が一度に重なること、コロナ禍で国が許可した特別減収対策企業債の償還があることです。その費用の負担が最も重くなるのが2030年度で、ここで資本的収支が一気に悪化します。これは地方公営企業法第17条の2第1項第2号が示している一般会計繰入の条件である能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に該当するのではないのでしょうか。塩浜営業所の建て替えの一部、車両の更新の一部などに一般会計を繰り入れることは市民理解を得られると思いますが、伺います。

財政収支見通しでは、値上げをしないと今年度に引き続き毎年資金不足が続く、2030年度に資金不足比率が20%を超えるとされています。見逃せないのは、20円の値上げだけではその後も資金不足比率20%超を解消することができないため、国への認可申請は260円で行い、いずれ近い将来260円にすることを見込んでいることです。これを市民に明らかにせず、20円の値上げだけを議決し、後からその計画を説明するというのは許されません。改めて市民の説明にもこのことを加えるべきですが伺います。

子育て支援についてです。認可保育所における保育士の市加配についてです。事前の調査によると、本市独自の保育士加配制度の2025年度時点の活用状況は、休憩休息保育士92.45%、年休代替保育士77.45%とのことです。保育所にお子さんを通わせている保護者から、保育士さんたちはぎりぎりの体制で連日懸命に子どもたちのために保育に取り組んでくれているが、あまりにも人手が足らなさそうで、子どもたちの安全面に影響がないか心配との声が寄せられました。その園を調査したところ、市加配を一切活用していないことが分かりました。国のぎりぎりの配置基準の中、市加配がそれぞれ90%、70%以上活用されている状況で、全く活用していない施設はどれほどあるのか、全体に対しての施設数及び法人数を伺います。ぎりぎりの人員体制で保育を担うことは、保育士にとっても過度な負担になると考えます。市加配を活用していない施設の平均勤続年数と、本市全体の平均勤続年数を伺います。横浜市では、保育所設置認可・確認等要綱に基づき認可申請を受けているので、加配されないことは考えていないと市加配の活用を原則としています。本市は独自加配を全く活用していない法人にどのように指導し、加配を促しているのか伺います。

子育ての多摩川格差についてです。私たちは2025年9月議会で、年収600万円から700万円の世帯が子どもを2人育てた場合、保育園利用料と学校給食費は東京都ではゼロ円なのに川崎市では約385万円もかかるという試算を紹介しました。その後、川崎市でも小学校給食の無償化がされ、東京都ゼロ円に対し川崎市は約325万円となりました。重要な改善ですが、依然として大きな格差があります。川崎市も独自でできる経済的支援を積極的に実施してほしいというのが保護者の願いです。そこで、第2子の保育園利用料を無償にした場合の影響額と中学校給食を無償にした場合の影響額を、それぞれ伺います。

また、私立幼稚園の入園料に対し、1人10万円の補助を行った場合の影響額も併せて伺います。

全天候型遊び場についてです。この間のまちづくり委員会で、ようやく具体的な設備、機能、設置場所、スケジュール等の検討状況が示されました。私たちも以前から、特に夏場の子どもたちの遊び場として、横浜市の各区にあるこどもログハウスのような施設の設置を求めてきましたので、歓迎するところです。必要面積についても、延べ床面積を150平米から300平米としており、決して大きな箱物ではなく、こどもログハウス同様のサイズとなるようです。設備についても、らせん滑り台や地下迷路、ネット上り、図書コーナー等、子どもたちが無料で自由に楽しく遊べる遊具などを備えた遊び場という認識でよいのか伺います。また、川崎・中原・麻生区を第1期、幸・宮前・高津・多摩区を第2期と分けるのではなく、全区一斉に地域との合意形成を図りながら、速やかに整備すべきです。伺います。

教育をめぐる環境整備についてです。いじめの重大事態に関する調査報告についてです。8月25日に市立小学校のいじめ重大事態についての調査報告がありました。事件の概要では、2021年11月に保護者から訴えがありましたが、いじめ重大事態調査が開始されたのは約3年後の2024年7月です。調査報告書では、対応が遅れたことについて、いじめ防止対策推進法の理解が教育委員会内において十分に浸透していたとは言えないと指摘されています。今後の改善策を伺います。これまで重大事態調査の件数は多くても1年間で2件程度だったのに対し、今年度は僅か5か月で4件に上るとのことです。私たちは以前から、5名以下と定められている本市のいじめ問題専門・調査委員会は、人員体制が不十分であることを指摘してきました。条例改正を行い人員を増やすべきです、伺います。

市立高等学校改革に関する検討状況についてです。高校進学率が99%に達する今日、市立高校には、憲法第26条及び教育基本法第4条の理念を具現化し、家庭環境や経済状況等にかかわらず、川崎の全ての子どもたちに教育の機会を保障する重要な役割が求められていると考えます。8月の文教委員会で示された資料では、川崎、橘、高津、総合科学の定時制が幸高校に統廃合され、全日制では、高津高校は現校舎の改築を行い、国際バカロレア教育を導入し、中高一貫教育校となります。川崎高等学校附属中学校は6年間で一貫した教育課程を編成できる中等教育学校となり、福祉科、生活科学科が廃止されます。幸高校は、午前・午後・夜間部の定時制課程と通信制課程を設置し単位制普通科高等学校となり、普通科、ビジネス教養科が廃止されます。川崎総合科学高校は高等専門学校で活用するため、2028年度定時制課程、2029年度全日制課程の募集を停止し、事実上の廃校となります。各校、各科は、創立以来、教職員による様々な工夫と努力で、生徒と共に特色ある市立高校をつくり上げてきました。それに対する敬意が感じられず、極めて一方的で乱暴な検討状況です。廃止、廃校ありきではなく、また、5月の文教委員会の報告資料にあった生徒たちへの簡易なアンケートで終わりではなく、現場の教員、卒業生、生徒たちの声を丁寧に聞き取り、教育委員会として、各校、各科の取組の検証、総括を実施するべきです。伺います。

定時制の統廃合についてです。現在の4校の定時制はセーフティネットとしての機能向上を図るために廃止され、幸高校に統合されます。3部制の定時制及び通信制を設置することで機能向上が図られるという考えのようですが、果たしてそうでしょうか。先日、高

津高校定時制を視察しました。全校生徒70名のうち60名が高津区、宮前区、中原区、多摩区など隣接区から通学しており、一方で、地域での人間関係に困難を抱え、あえて遠方の川崎区や幸区から通学している生徒もいることが分かりました。また、生徒の約8割が不登校経験者であり、それぞれが様々な困難や生きづらさを抱えながら、少人数の教室で落ち着いて学んでいる姿を見ることができました。校長先生のお話では、学校に通い、教室での学びや多様なイベントを行う居場所カフェ、部活動を通じ、生徒同士がゆっくりと交流を深める中で成長し、卒業時には、卒業アルバムの寄せ書きにこんなにたくさんの友達から書いてもらったのは初めてと、うれしそうに校長先生のところに報告に来る生徒もいるとのことでした。定時制は単なる学びの場所だけではなく、生徒たちが安心して通える居場所です。市内4校に分散されている定時制を僅か1校に統合することは、様々な困難を抱える子どもたちから選択肢を奪うことになり、セーフティネットの機能向上どころか後退となるのではないのでしょうか。学級数の見直しも行いながら、4校の定時制も維持すべきです。伺います。

高等専門学校の新設についてです。8月21日の文教委員会で、高等専門学校に関する検討状況について報告がありました。市、企業、大学の共同出資で新たな学校法人を立ち上げ、私立の高専として開校するとのことでした。想定する領域について、インテリジェンス、量子、サイバーセキュリティ、ライフサイエンスとしていますが、その理由を伺います。また、参画する企業について、市内企業に限定する条件をつけるのか、あるいは市外企業や外資系企業の参画も可能なのか伺います。本市はマイコンシティ企業を誘致する際、平和産業を基本方針とし、企業の選定をした経過があります。高専への参画企業も武器の製造など軍需産業に携わる企業でないことを条件とすべきと思いますが、伺います。私たちのもとには、教育関係者から、まるで企業の社員教育をする学校のようなとの意見が寄せられました。民間企業が出資をすれば、当然その企業は自らの利益を考慮した教育をしようとしています。特定の企業の利益につながる人材育成を市が税金を出して共同で実施するのは、行政としての中立性や公平性に欠けるのではないのでしょうか、伺います。

委員会では、学費について、新しくできた学校法人として決める旨の答弁が繰り返されました。公立の高専の学費は年間23万円から24万円ほどだそうです。自治体が税金を出す以上、新しい高専でこれを上回る学費を設定するのは、学ぶ権利の保障や教育の機会均等といった観点からあってはならないと思いますが、伺います。市が、企業、大学と共同出資を行い学校法人を設立する運営方法は、全国でも前例がありません。開校後の収支シミュレーション、校舎、設備更新費等の試算、事業継続が困難となった場合の財政負担等、まずは経営シミュレーションを示すのが出発点と考えますが、スケジュールでは、年内に準備委員会が設立され、設置申請に向けて取組を加速と記載されています。あまりにも性急です。立ち止まることも含め、市民、議会に丁寧に説明、意見聴取を行っていくべきと考えますが、伺います。

人権に関わる施策についてです。多文化共生施策の推進についてです。出入国在留管理庁は、2025年10月16日より在留資格「経営・管理」の基準を厳格化し、資本金を現行の500万円から3,000万円へ一気に引き上げ、1人以上の常勤雇用を同時に義務づけました。本市の同ビザ保持者は2025年12月時点で410名に上りますが、全国の保持者のうち、資本金3,000万円以上の企業は僅か4%程度です。3年の経過措置後、本市を含む残り96%の外国人中

小零細事業者が巨額の追加増資等を迫られ、多くが事業存続の危機に瀕しています。さらに、本年8月25日の閣議決定により、10月施行の在留許可手数料は、更新、変更が6,000円から最大7万5,000円、永住許可は1万円から20万円と大幅に値上げされます。これにより、経済的理由で手数料が支払えず、生活基盤を奪われる懸念や、日本生まれ日本育ちの外国籍の子どものビザが更新できず、国外退去を強制されるような深刻な人権侵害のリスクが指摘されています。本市の外国人市民は5万人を超え、145か国から多様な方々が働き手、納税者として社会を支え、地域活動のパートナーとして定着しています。本市は歴史的経緯を踏まえ、2005年には国に先駆けて、多文化共生社会推進指針を策定し、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人がお互いを認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会を目指し、自ら施策を推進しています。そうした多文化共生、人権、多様性尊重の施策推進の立場から、今回の国の基準厳格化や手数料大幅値上げは、共に地域をつくる本市外国人市民の生活基盤を脅かすものとし、国に対して意見を述べ、態度を示すべきです。市長に伺います。

本市が外国人市民の定住や起業を推進しているにもかかわらず、国の厳格化により地域社会から排除される事態は防ぐべきです。国の施策であっても、本市として外国人経営者の実態を独自に調査し、国へ意見を提出すべきです。伺います。また、手数料の大幅値上げもやめるよう意見を提出すべきです。伺います。

市内の外国人経営者による飲食店、小売店舗が、経過措置期間の満了に伴い更新できず廃業などに追い込まれる方々に対して、本市として融資など何らかの支援を講ずるべきと考えますが、伺います。そして、3,000万円への増資や常勤雇用の対応に悩む市内外国人経営者に対し、行政書士や商工会議所などと連携した相談窓口を設け、支援体制を整備すべきです。伺います。

障害者施策についてです。福祉避難所についてです。障害を持つお子さんのいる保護者の方々から、一次避難所に行ってから二次避難所に行くのではなく、最初から二次避難所、すなわち福祉避難所に避難したい、子どもはいつもと違う状況だとパニックになってしまいう。その上で、何度も場所が変わるのは負担が大きいという声が繰り返し届けられています。熊本地震では1,400か所を超える福祉施設が被災し、発災から1か月が過ぎても9割の施設で復旧が遅れています。一方で、医療機関は被災された92か所のうち8割が解消しています。医療機関は防災対策として、事業継続計画の策定やライフライン停止への備えを行ってきたからです。川崎市でも、支援学校や療育センター等も福祉避難所として地域防災計画の中に位置づけて指定すること、それらの施設は、医療機関のように耐震化はもちろんのこと備蓄物資もそろえるべきです。伺います。また、当事者も参加した避難所開設訓練を繰り返し行うべきです。伺います。川崎市では、災害時避難行動要支援者約4万8,000人に対し、個別避難計画を作成していますが、作成されたのは全体の3%とのこと。どのように推進してきたのか伺います。個別避難計画をつくることで、災害時の想定を家族や支援者と共有することができます。全ての方の避難計画を早急に作成すべきです。伺います。また、近くに家族や支援者がいない方には、どのようにアプローチするのか伺います。

高齢者施策についてです。特別養護老人ホームについてです。来年度からの第10期かわさきいきいき長寿プラン改定に向けて伺います。第9期目標の5,577床は達成されたもの

の、本年4月1日時点の待機者は2,086人と依然として2,000人規模で推移しています。待機者が2,000人もいる中で、5,577床では足りないとして新規整備を求めてきました。待機者数について、市はこれまで、入居連絡時に辞退や取下げがあると答弁してきましたが、待機者数が10期計画策定の参考とされるものである以上、真に即時入居を必要とする人数を正確につかむための調査や、把握手法の改善が必要です。対応を伺います。あわせて、計画策定の基礎となる2025年度高齢者実態調査では、「特別養護老人ホーム以外は考えていない」との回答が前回から5%増の65.3%に達しました。負担が少なく、安心できるついの住みかとしての特養ニーズは一層高まっています。9期計画で示された10期目標5,577床という数値をそのまま据え置いて現状維持とするのではなく、改善された正確なニーズを基盤とし、市が責任を持って新規整備計画を明確に策定すべきです。見解を伺います。

第10期介護保険事業計画期間の保険料についてです。来年度からの第10期介護保険事業計画の策定において、継続期間中の介護保険料も決定されます。引き続き物価高騰が市民の生活を直撃し、年金生活者、低所得者の生活が厳しさを増している中で、保険料負担は抑えなければなりません。本市は低所得者の保険料を軽減するため、負担能力に応じた保険料の多段階化を行ってきました。次期計画で、さらに負担能力に応じた保険料の設定に踏み込む必要があります。現在の基準額と低・中段階の負担割合を引き下げるとともに、高所得段階の所得基準額の上限3,000万円以上を、中野区、渋谷区のように5,000万円、1億円以上の段階を新規に設定し、その負担割合上限の現行3.3倍を、5倍、8倍にするなどの見直しを行い、負担能力に応じた多段階化を検討すべきです。伺います。また、必要な財源は、給付費準備基金の活用、法令上禁止されていない一般会計からの繰入れの予算措置を検討すべきです。伺います。

訪問看護指示書についてです。訪問看護指示書は、主治医が看護師等へ具体的な医療処置やケア内容を指示する公的文書であり、訪問看護の提供の開始の際に不可欠なものです。国の事務連絡では、指示書は保険医療機関が準備し、その責任において交付するとされ、郵送代も交付側が負担すると明確に示されています。しかし、訪問看護ステーションに対し、切手を貼った返信用封筒の用意を求める医療機関が少なくありません。日本訪問看護財団の2024年度の調査では、毎月の事務負担等が人件費を含め約6万円に上り、医療機関とのやり取りが心理的負担につながっているとされています。川崎市内の現場からも、国の方針どおり適正化してほしいと切実な声が寄せられています。本市として、保健医療機関や介護保険関連機関等に対し、国の事務連絡の内容を周知徹底し、適正な運用を促すべきです。対応について伺います。

中小企業支援についてです。昨年度は物価高騰の中、市内中小企業も大変厳しい状況に追い込まれました。今年2月のトランプ大統領によるイラン攻撃は、今年の経済にさらに深刻な影響を与えました。我が党は、予算や補正予算の編成に当たって、苦しむ市内事業者へ、市として固定費の支援や賃金引上げに対する補助制度の創設を行うことを求めてきましたが、プレミアムデジタル商品券や信用保証料の補填など、国の交付金を活用した事業は行ったものの、市独自の予算を使った中小企業支援策はありませんでした。物価高騰に追い打ちをかけるナフサショックにより、建設業は深刻な影響を受け続けています。一部には品不足が残り、シンナーの価格が2倍になるなど原材料費の価格は高止まりをしています。帝国データバンクの調査によると、今年上半期における建設業の倒産廃業の合計

は、上半期としてはリーマンショック直後を上回り、過去最多となりました。さらに、今年9月からは、動力電源も含めて電気料金の値上げもあり、より一層経営を圧迫することになり、従来の金融支援だけでは支え切れません。各地で自然災害が頻発する中、建設業はまちの復興になくてはならない存在であり、その担い手は地元建設業者の皆さんです。その建設業が苦境に立たされれば、災害対応としても大きな損失になります。災害時における市内建設業の役割と、現在の建設業の苦境に対する対策を市長に伺います。

また、災害時に復旧作業や他都市への派遣要請に応じてくれる団体などの育成は重要です。入札時の主観評価項目制度や総合評価制度におけるインセンティブの強化が必要と思いますが、伺います。

市内建設業の仕事確保についてです。市は、市内中小企業の受注機会の拡大を掲げ、川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例では、第19条において、工事の発注等の対象を適切に分離し、または分割すること等により、受注機会の拡大を図ると規定しています。発注する部局において分離分割発注の検討を必ず行うようにすべきですが、八尾副市長に伺います。

川崎市では、補助金交付している事業が100万円以上の契約を行うとき、市内中小企業の優先発注をするよう求めています。川崎市では、補助金交付の事業者にどのように徹底しているのか伺います。横浜市では、毎年、市内中小企業優先発注を促す通知を、市長、企業会計部局長の連名で出しています。川崎市としても、毎年通知を出し、市内中小企業への発注を増やすべきと思いますが、伺います。

臨海部脱炭素戦略についてです。今年、西日本では40度を超す酷暑日が続き、東日本では豪雨災害が多発、チベットでは氷河が崩壊し数千人の犠牲者が出るなど、日本でも世界でも異常気象が多発しており、気候危機・脱炭素化対策は喫緊の課題です。とりわけ推計では、川崎市は発電所を含めたCO₂排出量では全国トップの都市であり、その7割が主に臨海部から排出され、そのかなりの部分が火力発電所から排出されています。この地域のCO₂排出量をいかに削減するかは、日本の脱炭素化にも大きな影響を与えます。そのような状況の下で、扇町に新たな天然ガス発電所の建設計画が発表されました。環境省のLNG基準値を使い、発電効率40%、稼働率50%で試算すると、CO₂排出量は推計年間150万トンにもなります。この発電所は2033年に運転開始をするということですから、2040年以降もCO₂を排出し続けることは確実です。水素戦略についても、水素調達先が決まらないため、臨海部、扇町で水素を製造するとのこと。この水素は天然ガスから製造し、CO₂を大量に排出します。海外の調達先が見つかったとしても、輸入液化水素を天然ガス発電所に混ぜて発電すれば、大量のCO₂を排出することには変わりはありません。これら新規発電所、水素製造、水素の混焼発電は、臨海部のカーボンニュートラルに逆行するのではないか、本気でCO₂排出量を減らすものなのか、市長に伺います。

この新火力発電所は、国の環境影響評価法と、市の川崎市環境影響評価に関する条例の両方の対象になっています。条例では、市の責務として、事業者に対し必要な指導、助言、情報の提供その他の措置を講じなければならないとし、市長は事業者に対して意見を述べるができるなど、市長に強い関与権限があります。この権限を使い、新規発電所などの建設に歯止めをかけるべきですし、少なくともCO₂排出量などの情報を出すよう指導すべきと思いますが、市長に伺います。

扇島の土地利用転換についてです。市は、国のGX戦略地域制度に応募しており、不要な設備撤去等の用地転換の取組において、扇島地区及び南渡田地区では、既存構造物の撤去や土壌汚染対策などに要する膨大な費用が課題であることから、両地区での土地利用転換の推進に向け活用を想定しているとのこと。選定要件に、新たに生まれるGX産業が脱炭素につながるものとしていますが、扇島には莫大な電力を消費するデータセンターと、やはり大きな電力を必要とする巨大な冷凍・冷蔵物流倉庫群を誘致する計画が発表されました。そのための電力を供給するために、JFE発電所の発電量を大幅に増やすということです。これのどこが脱炭素につながるのか、市長に伺います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○副議長 堀添 健 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま日本共産党を代表されました井口議員の御質問にお答えいたします。

平和施策についての御質問でございますが、昭和57年6月に非核三原則の完全実施を願い、核兵器の廃絶及び軍縮を求める核兵器廃絶平和都市宣言を行った本市といたしましては、今後も引き続き、平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会など国内外の自治体と連携を図りながら平和施策を推進してまいります。

財政運営についての御質問でございますが、物価高騰対策といたしましては、国におきまして、予備費の活用や補正予算などにより重点支援地方交付金など様々な対応を行っているところでございまして、本市におきましては、それを活用した中小企業支援の取組を実施しているところでございます。引き続き、社会経済情勢の変化とそれを受けた国の動向等を注視し、市民生活や市内事業者の状況等、様々な要素を総合的に判断しながら臨機に対応してまいります。

使用料、手数料の改定についての御質問でございますが、今回の使用料、手数料の改定は、施設やサービスを利用される方と利用されない方との負担の公平性、公正性を確保する観点から、施設等を利用される方に適正に御負担いただくため、使用料・手数料の設定基準に基づき実施するものでございまして、改定する使用料等につきましても上限を設け、急激な負担増とならないよう対応しているところでございます。今後につきましても、受益者負担の状況や社会経済情勢、市民生活への影響などを総合的に勘案しながら適切に対応してまいります。

敬老祝事業についての御質問でございますが、長年社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々に対して感謝の意を表し、長寿を祝うことを目的として祝品を贈呈しておりますが、昨今の平均寿命の延び等を背景として、対象者数の増加に伴う将来の事業費の増加が見込まれております。今後につきましては、事業の目的を踏まえ、長寿のお祝いにふさわしく、持続可能な制度となるよう引き続き検討してまいります。

災害対応についての御質問でございますが、大規模災害など被災自治体だけで災害対応業務を実施できない場合には、現在、国の応急対策職員派遣制度などにより支援が行われておりますが、本年発足する防災庁が被災地での初動対応の役割を担い、全国各地で頻発している災害対応のノウハウを蓄積し、地方自治体に対し、過去の災害対策、復興対策から得た教訓を最大限生かすよう求めているところでございまして、引き続き、九都県市首

脳会議などを通じて、国の防災体制の強化について要請してまいりたいと考えております。

出入国管理についての御質問でございますが、出入国在留管理に関する施策につきましては、法令に基づき国において対応するものと認識しておりますので、引き続き、外国人市民を取り巻く状況や国の動向等を注視してまいります。

市内中小建設事業者への支援についての御質問でございますが、中小建設事業者は、災害時には、道路や橋、家屋などの応急復旧をはじめ最前線で安全・安心を支える地域の守り手として、市民生活を支える重要な役割を担っていると認識しているところでございます。中小建設事業者を取り巻く経営環境につきましては、中東情勢の影響に伴う石油関連製品の価格高騰などにより厳しい状況に置かれていることから、本市におきましては、建設業を含む市内中小企業の資金繰りの円滑化や、生産性向上、価格転嫁に向けた取組など、経営の安定化や競争力の強化に向けた総合的な支援に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、市内中小企業の中長期的な事業継続に向けて、経営基盤の強化が図られるようしっかりと支援してまいります。

川崎臨海部のカーボンニュートラル化についての御質問でございますが、川崎臨海部においては、現在、国のグリーンイノベーション基金事業の液化水素サプライチェーンの商用化実証が関係企業により進められております。扇町において建設されることになった水素製造設備については、実証で使用する水素を製造すると伺っており、将来のCO₂フリー水素のサプライチェーン構築に寄与するものと受け止めております。また、LNG火力発電については、国の第7次エネルギー基本計画において、カーボンニュートラルへの移行期における現実的かつ不可欠なエネルギー源として位置づけられ、将来的には水素等の混焼、専焼への移行や、CCUS技術の組合せにより、設備を生かしたまま脱炭素化を進める方針であると理解しております。首都圏へのエネルギー供給拠点であるとともに、石油、化学等の多くの産業が集積し、我が国の経済成長を牽引してきた川崎臨海部が、日本のカーボンニュートラル社会の実現を牽引する産業エリアとして発展し続けるためには、水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの供給拠点へと転換を果たす必要があると考えておりますので、引き続き、関係企業と緊密に連携して取組を推進してまいります。

環境影響評価についての御質問でございますが、環境影響評価制度につきましては、大規模な事業を対象として、事業者自らが、あらかじめ事業による環境影響を予測、評価し、事業の実施において事業者の適正な環境配慮を促すための制度となっております。環境影響評価法の対象となる事案につきましては、環境影響評価審議会に意見を伺い、法令に基づき神奈川県知事に対して環境保全の見地から必要な意見を述べてまいります。

臨海部における大規模土地利用転換についての御質問でございますが、扇島地区における高度物流拠点やデータセンターに必要な電力は、JFEの既存発電設備を活用し、将来的には水素発電による脱炭素型の電力供給が検討されております。本市が認定を目指しているGX戦略地域制度におきましてはこうした次世代型のインフラ等を活用し、次世代GX産業の集積拠点を扇島地区に形成することを目指しているところでございます。本市といたしましては、次代の柱となるあらゆる戦略分野のGX産業の集積を図り、脱炭素に資する技術革新や製品の生産等を通じて我が国のGXの実現につながるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 八尾副市長。

〔副市長 八尾光洋登壇〕

○副市長 八尾光洋 初めに、気候変動を踏まえた雨水対策についての御質問でございますが、流域治水は、流域に関わるあらゆる主体が協働し、様々な手段を用いて水害対策を行うもので、その取組の一つとして、本市ではこれまでも公共施設の整備や開発行為等における雨水流出抑制の指導を通じ雨水貯留浸透施設の整備を進めてきておりますが、近年は豪雨が激甚化、頻発化しており、従来の取組のみでは対応が難しくなりつつあると認識しております。新たな雨水貯留浸透施設については、設置場所など適切かつ効果的な整備が必要であり、今後策定を進める雨水対策基本方針において、流域全体で雨水を受け止める取組について幅広く検討を進め、迅速に対応が図れるよう、関係局区はもとより、市民や事業者の皆様とも連携させていただきながら、総合的かつ効果的な流域治水の推進に取り組んでまいります。

次に、工事における分離・分割発注についての御質問でございますが、市内中小企業者に対して受注機会を適切に確保することは大変重要と認識しております。本市の全ての工事発注におきましては、安全性や品質の確保、時間的制約などを総合的に勘案し、分離・分割発注も検討しています。今後につきましても、各工事の特性に応じて適切に分離・分割発注を検討し、市内中小企業者の受注機会の確保に努めてまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市水道条例の改正についての御質問でございますが、初めに、料金改定を行う上で生活水の低廉性に配慮することは重要であると考えており、安定経営と低廉な生活水とのバランスを踏まえ、水道料金の平均改定率につきましても、上下水道事業経営審議委員会から答申いただいた36%から22%へ引き下げたところでございます。単身世帯の平均的な使用水量である月7立方メートルにおける料金は、改定後におきましても、東京都及び政令市の中で最も安いなど低廉となっているところでございます。次に、大企業等の負担についてでございますが、工業用水道事業への給水単価につきましても、工水送水管の更新に伴い、工業用水道への日量4万立方メートルの定量給水から、日量4万立方メートルを最低水量とする変動給水に見直したことにより、水道事業の固定費、変動費に基づき、令和7年4月に基本料金、使用料金、超過料金の単価を設定したところであり、現時点での改定は考えていないところでございます。また、一般用の水道料金につきましても、増度の緩和を図りつつ、水道メーター口径40ミリメートル以上の各口径の平均的な使用水量における改定率を25%前後としたところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、地方公営企業への繰り出しについての御質問でございますが、一般会計から公営企業会計に対して支出する繰出金につきましても、原則、総務大臣が定める基準に基づき執行するものでございますので、今後につきましても適切に対応してまいります。

次に、入札契約制度についての御質問でございますが、本市におきましては、事業者の社会的貢献への意欲の向上などを目的とした主観評価項目制度を導入し、それを活用するインセンティブ発注を実施しているところでございます。一般競争入札においては、主観評価項目の登録数に応じた点数や、評価項目の一つである災害時における本市との協力体制を参加資格に設定するとともに、総合評価落札方式においては、本市との災害協定に基づいた災害対応の実働実績や緊急対応工事の実績を評価しているところでございます。本市のインフラ整備や災害時における応急対応等で地域に貢献する市内中小企業者の健全な育成を図ることは重要であると認識しておりますことから、主観評価項目の登録状況や社会情勢等を踏まえながら、より適切な制度の運用について引き続き検討してまいります。

次に、市内中小企業者への優先発注についての御質問でございますが、補助金を受給した事業者等が工事等を発注する際には、川崎市補助金等の交付に関する規則のほか、各所管が定める補助金交付要綱等に基づき、市内中小企業者への優先発注に努めているところでございます。補助事業者等へは、毎年、所管課を通じて市内中小企業者への優先発注を要請しており、優先発注ができない場合は理由書の提出を求めています。今後につきましても、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、事業者に対して、本市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行うよう引き続き周知してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

出入国管理についての御質問でございますが、外国人経営者に係る在留資格の基準や在留手続に係る手数料につきましては、いずれも国の制度に関する事項であると認識しております。また、国際交流センターやかかわさき多文化共生プラザにおきましては、出入国在留管理庁職員による出張相談も実施しているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 経済労働局長。

〔経済労働局長 田邊 聡登壇〕

○経済労働局長 田邊 聡 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

融資等の支援についての御質問でございますが、市内中小企業等への資金繰り支援といたしましては、本市の制度融資においては、増資を資金使途とする融資を行うことはできませんが、物価高騰や中東情勢の影響等を受けている事業者向けの伴走支援型経営力強化資金及び緊急経営応援資金の保証料補助率を、それぞれ70%、100%として市内中小企業等の円滑な資金調達を支援しているところでございます。今後におきましても、国の対応等も注視しながら、資金繰り支援に加え、人手不足や経営改善等の課題に対する支援にも取り組んでまいります。また、支援体制につきましては、市産業振興財団において専門家による経営相談等を行っておりまして、引き続き、市内中小企業等の個別の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、二次避難所についての御質問でございますが、本市では、事前に定めた直営施

設のほか、社会福祉法人等と協定を締結した社会福祉施設等を二次避難所として確保し、災害時には指定避難所へ避難された要配慮者の状態等を踏まえて、施設の被災状況等の確認をした上で開設することとしております。各施設に対しましては、各施設が事業継続計画を策定するよう促すとともに、災害時に二次避難所が円滑に開設、運営できるよう、食料、飲料水及び防災用資器材等の物資を施設に整備し、情報伝達訓練や開設・移送訓練を実施しているところでございます。引き続き、在宅避難を基本としつつ、指定避難所における要配慮スペースの適切な運用など、要配慮者が安定した避難生活を送れるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、障害者個別避難計画についての御質問でございますが、本市では、令和4年1月から、在宅の障害福祉サービス利用者で、障害支援区分が重く、独居等の優先度が高い約3,000人に作成勧奨を行い、同意が得られた約1,200人の個別避難計画を本年3月までに作成いたしました。今後につきましても、平時から対象者の状況を把握している相談支援専門員が、サービス等利用計画と一体的に考えることで実効性のある個別避難計画の作成につながるよう、相談支援事業所の連絡会等で作成支援を依頼するとともに、研修会を開催するなど計画作成を進めてまいります。家族や相談支援事業所からの支援が得られない方の計画作成につきましても、引き続き、本市職員が訪問等によるきめ細やかな支援を実施してまいります。

次に、特別養護老人ホームについての御質問でございますが、特別養護老人ホームの申込受付を実施している川崎市老人福祉施設事業協会から、入居申込みをされた方のうち約4割が保留となっており、その多くが、いずれ入りたいなど入居希望者側の事情によるものであると伺っているところでございます。申込みの手続等を定めた川崎市特別養護老人ホーム入退居指針において、保留となった場合、変更・辞退届の提出があるまではその状態が継続することとなっております。こうした状況を改善するため、事業協会及び川崎市介護支援専門員連絡会と事務手続の見直し等の検討を行い、令和8年10月から当該指針の改正を予定しているところでございます。また、第10期かわさきいきいき長寿プランの策定に当たっては、川崎市高齢者実態調査の結果や、将来的な要介護認定者数の推計値等を踏まえながら目標整備数を検討してまいります。

次に、介護保険料についての御質問でございますが、次期介護保険事業計画期間における保険料につきましては、国の社会保障審議会介護保険部会において、第1号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について現在議論が進められているところでございます。本市におきましても、部会の意見を参考に、計画期間中に必要となる給付費等の見込額や第1号被保険者の所得分布等のほか、他都市の状況を踏まえ、負担能力に応じた保険料を設定してまいりたいと考えております。必要な財源につきましては、保険料基準額の上昇を抑制し、適切な保険料を設定するため、可能な限り介護保険給付費準備基金等を活用することを検討してまいります。また、一般会計からの繰入れにつきましては、会計検査院において、制度上想定されない繰入れを行うことは費用負担の公平性を損なうおそれがあるとの指摘がなされており、適当ではないと考えております。

次に、訪問看護指示書についての御質問でございますが、訪問看護は、指示をする医師との信頼関係の下で提供する必要があることから、事務手続を含めた円滑な連携が重要で

あると考えております。訪問看護指示書の郵送代につきましては、指示書を交付する医療機関の負担とすることが国により示されておりますので、その適正な運用が確保できるよう医療関係団体と協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、認可保育所における市加配保育士についての御質問でございますが、令和7年度において、市加配保育士が未配置の施設数は29、法人数は7となります。未配置の施設の平均勤続年数は5.9年、本市の認可保育所全体の平均勤続年数は8.9年となります。未配置の施設に対する指導等につきましては、市内の保育所等を対象とした説明会や、市のホームページ等で市加配保育士に関する制度内容等を案内するとともに、指導監査においても任意の配置とされている国基準保育士も含め1人も配置されていない月が複数月ある場合は、指摘を行うことにより市加配保育士の配置を促しているところでございます。

次に、子育て支援についての御質問でございますが、保育料の第2子無償化を実施した場合の影響額は年間約18億2,000万円となり、令和6年4月から実施している多子世帯減免拡充分と合わせると年間約28億9,000万円となる見込みでございます。私立幼稚園の入園料について、1人当たり10万円の補助を行った場合の影響額は年間約3億5,000万円となる見込みでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 定山武史登壇〕

○まちづくり局長 定山武史 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

耐震対策についての御質問でございますが、木造住宅耐震診断士派遣制度及び耐震改修等助成制度につきましては、本年4月から制度の対象を平成12年5月以前に建築された木造住宅に拡充しており、想定している対象件数は住宅・土地統計調査結果等から約9,000棟と推計しております。助成制度等の周知につきましては、防災イベントにおける啓発や専門家派遣の実施に加え、川崎市LINE公式アカウントや町内会の回覧板等により、耐震化の必要性や助成制度等の情報発信を行っているところでございます。あわせて、多様な耐震対策の選択肢として、旧耐震の木造住宅を対象としている部屋型の耐震シェルターや防災ベッド設置助成制度についても、様々な機会を捉え効果的に周知してまいります。次に、木造住宅耐震改修等助成制度につきましては、これまでの実績等を勘案し、令和7年4月に補助限度額の引上げを行ったところでございますので、引き続き、今後の申請状況等を注視してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、気候変動を踏まえた雨水対策についての御質問でございますが、雨水対策基本方針につきましては、気候変動の影響を踏まえた豪雨による水害に対し、河川整備、下水道整備、流域対策、まちづくり、防災、避難などに関する施策の方向性を示し、市民を含めたあらゆる関係者による川崎市域の総合的な雨水対策を推進する共通の指針として策定するものでございます。策定に当たりましては、現状分析や気候変動を踏まえた課題整理、

目標降雨の設定、各施策の役割分担や取組内容の検討について、関係局区との調整に加え、流域治水や気候変動適応等の専門的知見を有する有識者の意見も踏まえながら、段階的に検討を進める必要がございます。さらに、パブリックコメントを実施した上で、本市の将来を見据えた実効性の高い方針として取りまとめる必要があることから、一定の期間を要するものでございます。次に、目標降雨につきましては、本市の施設整備状況をはじめ、気候変動の影響による降雨特性の変化、国の最新の知見及び有識者の御意見等を踏まえ、今後、雨水対策基本方針の検討の中で整理してまいります。目標降雨を大幅に引き上げることは施設規模の拡大が必要となり、整備期間の長期化や事業費の増大などが見込まれることから、治水効果や社会的影響等を総合的に勘案しながら慎重に検討することが必要であると考えております。人命を守り、都市機能を維持し、被害を最小化するには、流域対策やまちづくり、防災対策などを組み合わせた多層的な取組が重要でございますので、関係局区と連携を図りながら総合的な雨水対策の方針を策定してまいります。

次に、全天候型遊び場についての御質問でございますが、全天候型遊び場は、公園の自然環境を生かしつつ、天候に左右されず、子どもたちが思い切り体を動かせる遊具や落ち着いて楽しめる遊び空間で、日常的に多くの子どもに楽しんでもいただける遊び場として整備を進めていくところでございます。また、利用につきましては無料を前提に調整を進めております。次に、整備スケジュールにつきましては、全天候型遊び場は新たな取組であることから、まずは市内全域で一定の利用機会を確保する観点から、南部、中部、北部の各エリアに配置し、第 1 期整備の取組を生かしながら第 2 期の整備につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

〔危機管理監 柴山 巖登壇〕

○危機管理監 柴山 巖 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

避難所等についての御質問でございますが、風水害時の避難所につきましては、川崎市地域防災計画風水害対策編に基づき、区職員等が管理要員として対応することとしており、地域ごとの避難所運営会議等において、平時から風水害時における避難所運営の考え方について共有しているところでございますが、防災気象情報や避難情報の内容を正しくお伝えし、適切な避難行動につなげていくことが重要であると考えております。このため、あらかじめ避難行動を確認していただくためのマイタイムラインの普及啓発に取り組んでいるところでございまして、防災気象情報の変更内容や災害種別に応じた避難行動について、市ホームページ、防災ポータルサイト、防災アプリ、SNS、出前講座など様々な機会を通じて周知啓発を行っているところでございます。今後も風水害時における避難の考え方や災害種別に応じた対応について、適切な避難行動を選択できるよう、引き続き丁寧な周知啓発に努めてまいります。次に、避難所等の規模についてでございますが、本市では、避難所の負荷軽減のため在宅避難を推奨するとともに、指定避難所での受入れが困難な場合には避難所補完施設等を活用して対応することとしております。また、備蓄物資につきましては、備蓄計画に基づいて発災直後に必要となる食料等を備蓄するとともに、災害時協定に基づく調達や、令和 8 年熊本地震での被災地への支援の例のとおり、国のプッシュ型支援により対応するものと考えております。なお、客観的な数値に基づき適切に防災対策を進めていくことが重要であると考えておりますことから、現在実施している地震被害

想定調査により算出される避難者数等を踏まえ、各計画の改定等に調査結果を適切に反映してまいります。

次に、避難者の把握につきましては、自宅や車中泊など、いわゆる見えない避難者への支援も重要であると認識しておりますことから、被災世帯登録票の活用などにより避難状況の把握に努め、避難所ごとの備蓄物資の配分や災害用トイレの利用など適切に対応してまいります。次に、避難所開設訓練につきましては、円滑な避難所運営に向けて、平時から地域住民や関係者が知識や経験を共有するため、各避難所運営会議において、マンホールトイレの設置やペット同行避難、段ボールベッドの設置などメニューを工夫して実施しているところでございます。今後につきましても、各区役所と連携しながら、地域の実情に応じた訓練の実施を支援し、避難所運営体制の充実に努めてまいります。次に、避難所運営会議への女性や障害者団体等の参画につきましては、避難所には多様な方が避難されることから、女性や障害のある方の視点を反映した避難所運営が重要であると認識しており、本年4月に避難所運営マニュアル標準例を改定して、避難所運営会議の委員長、副委員長に女性と男性の両方を配置することとし、女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立するなど、多様な主体が参画しやすい環境整備を行ったところでございます。次に、避難所運営会議への支援についてでございますが、会議の開催や避難所開設訓練の実施に当たりましては、区役所の危機管理部門だけではなく、災害時に避難所に従事する職員なども参加し、避難所の開設手順や役割分担、資器材の取扱い等の確認を行っているところでございます。今後につきましても、地域の皆様により実効性のある訓練が行われるよう、区役所の危機管理部門以外の職員も含め、引き続き支援してまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

市バスの料金改定についての御質問でございますが、物価高騰等による急激な経営環境の変化が生じた場合、料金改定の手続には一定の時間を要することから、短期間でのコスト削減や路線の効率化等の経営改善を余儀なくされ、市民生活に大きな影響が生じる可能性がございます。国に認可申請する今般の上限運賃につきましては、こうした将来の不確実性に臨機に対応できるよう260円としたものでございまして、現時点において260円の料金改定を見込んでいるものではございません。今後さらなる経営環境の変化等により、240円を超える実施運賃の改定を行う場合には条例改正が必要となりますので、その手続等において、市民の皆様や議会へ丁寧な説明を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、体育館の空調設備の整備についての御質問でございますが、早期整備に向けた取組につきましては、令和7年度から15棟の体育館への空調設備の整備に着手するとともに、令和8年3月に川崎市立学校体育館等空調設備整備方針を定め、その他の全ての体育館等についても、令和11年度末までに空調設備の整備を完了することとしております。また、当該方針におきましては、民間事業者へのサウンディング調査や他工事のスケジュール

ル等を考慮の上、可能な限り早期に整備できるよう計画しているところでございますので、引き続き取組を着実に推進してまいります。

次に、学校給食についての御質問でございますが、市立の中学校と特別支援学校中等部の給食を無償化した場合の影響額につきましては、令和7年度決算額ベースで18億4,032万5,787円でございます。

次に、いじめの重大事態についての御質問でございますが、今後の改善策につきましては、これまでも、毎年、学校や教育委員会事務局において、いじめ防止対策推進法の趣旨や内容等に関する研修を実施し周知徹底を図ってきており、本年4月に調査・支援担当を指導課に設置したところでございますので、このたび公表した調査報告書におけるいじめ問題専門・調査委員会からの見解も踏まえ、学校と教育委員会事務局とが迅速に情報共有、連携を図りながら調査を進めるなど、法及び国のガイドラインに基づいて適切に対応してまいります。次に、いじめ問題専門・調査委員会につきましては、必要に応じて部会の設置や臨時委員の委嘱が可能となっており、複数のいじめ重大事態が発生した場合等にも調査審議を行うことができる体制としているところでございますが、委員の定数等につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

次に、市立高等学校改革についての御質問でございますが、初めに、市立高等学校の取組の検証等につきましては、現行計画に位置づけられている既存5校の取組について令和6年度末に検証を行ったところでございまして、その中で、市立高等学校改革に関する新たな計画の策定に向けて取り組むこととしたものでございます。次に、定時制課程につきましては、不登校経験のある生徒や何らかの支援を要する生徒などの増加に伴い、一人一人の個性に合わせた多様な学習機会を提供できる仕組みが必要であると考えております。そこで、幸高等学校において、3部制の定時制課程に加えて通信制課程を備えることで、現在よりも広範囲の生徒に対して学習機会を保障できるものと考えております。

次に、高等専門学校についての御質問でございますが、初めに、想定する領域につきましては、本市に集積する研究開発機関が強みとする領域を学びの領域として想定しているところでございまして、今後参画する企業や大学の事業領域を踏まえ具体化してまいります。次に、高専への参画企業につきましては、市内企業に限定せず、本市が目指す高専像に賛同していただける企業に参画いただきたいと考えておりまして、参画条件をつけるかどうかについては今後検討してまいります。また、企業や大学が参画する高専においても、学生自身の進路は自らの自由意思により選択するものであると考えております。次に、学費につきましては、今後具体化するカリキュラムに基づく教育活動に必要な費用等を踏まえ、適正な学費について検討してまいります。次に、今後のスケジュールにつきましては、最短で令和12年度開校を目指し、国への認可申請までの期間を踏まえ、市民や議会にも適宜情報提供を行いながら具体化に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 井口議員。

〔井口真美登壇〕

○46番 井口真美 再質問を行います。

公共施設・サービスの料金の値上げについてです。料金を低く抑えることこそ自治体の役割ではとの質問に対して、公平性の観点から、設定基準に基づき受益者負担してもらうとの答弁でした。受益者負担、公平性の根拠についてです。市は公平性の指標として、施

設の運営に係る費用のうち利用者が負担する割合、受益者負担割合を使っています。例えば市民館、教育文化会館の受益者負担割合は現在約15%ですが、標準値は25%なので値上げの対象になっています。15%は不公平で、25%は公平とする数値的根拠を伺います。受益者負担割合15%について、市民から、低いから不公平だ、安いから値上げをしてほしいという声や要望は出ているのか伺います。

防災対策についてです。緊急事態の際には日頃の訓練、経験なしに、とっさに適切な行動を取れるものではありません。いかに日常的に地域の中で防災意識を高め、どうやって災害に向かうのか経験する機会があることが決定的です。答弁で、避難所開設訓練では様々な取組をされているとありましたが、一部の地域にとどまり、実際に大規模災害が起きたら大混乱になることは容易に想像できます。全ての避難所に避難所運営会議があるのですから、ここに本当に依拠して、徹底して住民を巻き込んだ開設訓練を繰り返し行うべきです。これが事前に行える公的な支援です。年に1回しか訓練していない組織を残しているのは市の責任です。運営委員だけでなく住民参加で行う、住民の皆さんがこれでは狭いと言われたら避難所補完施設も行ってみる、物資が足りないと言われたらそれを保管する場所を紹介し何を置くのか一緒に考える、避難所が在宅避難や車中泊の市民を把握するにはどうするか考える、こうした訓練を繰り返し行うことを市が進めるべきですが、伺います。

多摩川格差についてです。幼稚園入園料に対する1人10万円の補助は約4億円、第2子の保育園利用料と中学校給食の無償化はそれぞれ約19億円できるとの答弁でした。全てやっても計約42億円です。これは昨年度の一般会計歳出決算額の0.5%にも満たない僅かな金額である上、昨年度76億円の黒字だったことを考慮すると十分実現できる規模です。第2子の保育園無償化は、20ある政令市のうち大阪市、札幌市、福岡市など8市が独自に実施しています。中学校給食の無償化は、県内でも厚木市や南足柄市など8つの自治体の実施しています。この間、本市が国がやるべきとしてきた子育て支援策を東京都以外でも多くの自治体が独自に実施しているのです。本市もやるべきですが、伺います。

市立高等学校改革に関する検討状況についてです。答弁では、令和6年度末に検証を行い、新たな計画策定に向けて取り組むとのこと。その検証報告書には、インターシップの実績や入学者選抜の競争率、生徒の異動状況等、様々な数値が並んでいますが、教員や生徒、卒業生、地域からのヒアリングの様子がありません。島根県立隠岐島前高校は高校改革を進める上で、行政が一方的に再編成を決めるのではなく、地域住民、学校、生徒が対話を重ね、生徒が主役になる学校をと掲げて取り組んだ結果、倍率はV字回復を果たし、市教委がいうところの選ばれる高校となりました。川崎の市立高校が独自で積み上げてきた取組、実績は市の財産です。廃止、廃校ありきにせず、その当事者である教員、生徒、卒業生や地域の方たちと対話を重ね計画策定を行っていくべきです。伺います。

定時制の統廃合についてです。答弁では、3部制の定時制課程、通信課程を備えることで、現在よりも広範囲の生徒に対して学習機会が保障できるとありました。学習の機会の範囲を聞いているわけではありません。不登校やいじめ等様々な事情を抱えながら多くの生徒が近隣の地域から通っていたり、また、あえて居住地を離れ通う生徒もいます。4校ある定時制を1校に削減することは、居場所としての選択肢を奪うことにならないのか聞いているのです。この統廃合は憲法第26条、教育基本法第4条の理念に照らし、誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの学ぶ権利と居場所が保障できると考えているのか、具体

的な根拠も含め、教育長に伺います。

臨海部の脱炭素戦略についてです。新規発電所、水素製造、水素の混焼発電は臨海部のカーボンニュートラルに逆行するのではないかという質問に対して、水素製造設備もLNG火力発電所への水素の混焼も脱炭素化につながるとの答弁でした。しかし、どちらもCO₂を大量に排出するのです。移行期だからという理由も、先進国は2035年までに電力部門からのCO₂排出量をゼロにしようとしているときに、2033年に新火力発電所を稼働し、移行期の2040年代もCO₂を出すなどということは許されません。GX、土地利用転換のための整備費用についてですが、扇島の一企業の跡地整備のために既に国の税金28億円を投入しており、さらに2,200億円かかると言われるJFE跡地整備に国費を入れます。川崎市でも先導エリアの民間企業のために、道路・港湾整備のための市費210億円が投入され、扇島全体には市費2,000億円が投入されます。一企業の跡地整備のため、また、民間企業が使う港、道路のために、これだけの国や市の税金を投入して市民の恩恵はあるのか、逆に多量のCO₂排出、税負担、借金返済などの市民負担になるのではないかと、市長に伺います。また、臨海部の大企業には、国や市から数千億円規模で支援がされ、一方で中小企業への独自支援は決算でも僅か7億円です。これで公平と言えるのか、市長に伺います。

再質問は以上です。

○副議長 堀添 健 市長。

○市長 福田紀彦 川崎臨海部についての御質問でございますが、これまで私は、将来を見据えた投資により、本市の強みである産業、経済、利便性の高いまちづくり等を強化し、まちを一層成長させる取組を積極的に進めてまいりました。こうした産業、経済、まちづくり等の活性化による成長は、市税収入の増加をはじめとして本市財政にも好影響を与え、市民生活の向上を通じてまちの成熟につながるとともに、成熟した市民の力はさらなる成長を促すなど好循環を生み出すものと考えております。川崎臨海部におきましては、カーボンニュートラルコンビナート構想の実現と、大規模土地利用転換の取組を加速させていくことが重要であり、こうした取組により、安定的な市民サービスの提供や地域の持続的発展につなげ、市民生活を支えるとともに、我が国経済の成長を牽引するエリアを目指してまいります。以上です。

○副議長 堀添 健 教育長。

○教育長 落合 隆 市立高等学校改革についての御質問でございますが、不登校経験のある生徒や何らかの支援を要する生徒などに対して学習機会を保障するためには、一人一人の個性に合わせて学びを選択できる仕組みや、安心して学校生活を送ることができる環境を整備することが必要であると考えております。そのため、幸高等学校において3部制の定時制課程と通信制課程を設置し、さらに課程替えや併修ができる仕組みを導入することで、通学距離に関する希望も含め多様化する学習ニーズにも応えられる学校とするとともに、社会的自立につなげることができる学校にしていきたいと思います。以上でございます。

○副議長 堀添 健 財政局長。

○財政局長 井口拓也 使用料、手数料の改定についての御質問でございますが、公の施設の使用料につきましては、使用料・手数料の設定基準に基づき、受益者負担と公費負担の割合の基本的な考え方の下、施設の性質や公共性、他都市や民間の同種・類似施設、そ

の施設で提供しているサービスの内容などに応じて、市場性や公共関与の必要性により9区分の標準的受益者負担割合を設定したものでございます。この設定基準の制定に当たりましては、市民の皆様の御意見をお聞きしておりまして、受益者負担と税等による公費負担の公平性の観点から肯定的な御意見もいただいているところでございます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 こども未来局長。

○こども未来局長 井上 純 子ども・子育て施策についての御質問でございますが、子ども・子育て施策につきましては、保育料など全国一律の基準により実施されるべきものと地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫の取組が一つのパッケージとして機能していくものと考えておりますので、引き続き、他の政令市等と連携しながら、国に対して必要な制度の拡充と財政措置を求めるとともに、地域の実情や社会環境の変化に対応した本市としての子育て支援施策を推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 堀添 健 危機管理監。

○危機管理監 柴山 巖 避難所での訓練についての御質問でございますが、避難所運営会議につきましては、昨年度174か所ある避難所全てにおいて会議が開催され、各会議において訓練の内容を検討し、天候不順により実施を見送った1か所を除く173か所で訓練が実施されております。また、被災の状況による人員不足等により円滑な運営ができないことも想定されることから、昨年度、川崎市自主防災組織連絡協議会とともに、避難所運営を知ろう研修を実施し、共助の担い手となっただけの方を増やすよう取り組んでいるところでございます。大規模災害時に避難所が迅速かつ正確に開設され、適切に利用できることは重要ですので、今後、避難所運営会議の方々から御意見をお聞きしながらニーズを把握し、実践的な訓練を行っている好事例の共有を図るなど、訓練内容のさらなる充実に向け、引き続き各区役所と連携して取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 教育次長。

○教育次長 田中一平 市立高等学校改革についての御質問でございますが、新たな計画につきましては、令和6年度に行った検証を踏まえ、既存5校の延長線上ではなく、今後のあるべき姿から検討を進めてきたものでございまして、今後、行政計画としてパブリックコメント手続を経て策定する予定でございます。その上で、新たな計画に基づく具体的な取組の実施に当たりましては、学校関係者とも対話を重ねながら具体化してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 堀添 健 井口議員。

○46番 井口真美 最後に、意見を述べさせていただきます。

初めに、多摩川格差についてです。本市は、保育園利用料や学校給食の無償化は国がやるべきことだと一貫して主張してきました。財政的に実現可能だったとしても、子育て世帯が切実に願っていたとしても、独自に経済的支援はしないというのが基本姿勢なのです。これは、住民の福祉の増進という地方自治体の存在意義を見失った考え方と言わざるを得ません。東京都以外でも多くの自治体が支援を拡充しています。地域の実情に応じた自治体ごとの創意工夫というのであれば、多摩川格差の影響をじかに受けている川崎の実情を踏まえて、独自支援をするよう強く求めます。

市立高校改革についてです。廃校が示された総合科学高校の歴史は1935年に遡ります。

戦後の再編を経て、1949年から数えても、教員、生徒、保護者、地域が共に築き上げ、川崎の子どもたちの学びを支えてきた75年以上の歴史があります。それは事実上の廃校となる幸高校も同様です。こうした各校の歩みを現場の声も聞くことなくトップダウンで一方向的に断ち切ることは断じて容認できず、あまりにも教育現場を軽視した計画と言わざるを得ません。答弁にあった新たな計画に基づいて取組の実施前提で対話を重ねるのではなく、教員、生徒、卒業生らの声と歴史を尊重した計画ありきでない対話を重ねることを強く要望します。

定時制の統廃合についてです。自宅から近い通学を希望する生徒が多数を占める一方で、あえて居住地から離れて通学する生徒も存在します。その背景には生徒一人一人が抱える様々な困難があります。なぜその現実にも目を向けないのでしょうか。学校に通い、小人数で学び、交流を重ね成長していく川崎の子どもたちの大切な教育の場を行政の都合で奪ってはなりません。現状の定時制によって救われている生徒が一人でもいる限り、学級数を2クラスから1クラスにしてでも4校の定時制を守っていくべきです。公教育を担う川崎市にはその責務があります。定時制の統廃合は再検討することを強く要望します。

多文化共生施策の推進についてです。国の基準厳格化等への意見表明を求めましたが、市長は動向を注視すると静観姿勢にとどまりました。本市を支えている外国人市民に安定した法的地位を保障することは、国際的にも普遍的な人権の保障です。生活基盤が脅かされる中での受け身の姿勢は無責任であり、失望させるものです。市長は、多文化共生社会推進指針の原点に立ち、外国人市民を守る立場で国へ毅然と意見を表明すべきです。あわせて、人権侵害を防ぐ市独自の支援拡充と丁寧な相談、周知徹底を強く要望します。

高等専門学校についてです。学費について、教育活動に必要な費用等を踏まえるとの答弁がありましたが、かかる費用が幾らであっても保護者負担を抑えるのが公教育のあるべき姿です。学費は無償を目指すこと、最低でも公立高専の平均は決して超えないよう要望します。また、市の税金を入れる以上、軍需産業に携わる企業に利益をもたらすような学校にしないよう要望します。市内中小企業についてです。市長には、災害時の市内建設事業者の役割と現在の建設業の苦境に対する対策を伺いました。市長は、最前線で安心・安全を支える重要な役割を担っていると答弁されましたが、そうであるならば、資金繰りの円滑化だけでなく、今を支える家賃や電気代などへの直接支援を行うべきです。また、災害時に地域の復旧に貢献する防災協力事業所は、契約時にさらなるインセンティブを与えることを求めたのに対し、引き続き検討するとのことでした。災害復旧の担い手を広げるためにもさらなる改善を求めておきます。

市内中小企業への分離・分割発注についてです。とりわけ、補助事業者の市内中小への優先発注についてですが、引き続き周知していくとの答弁でした。市内中小企業への優先発注の実態を、お知らせを含め通知を毎年出すなど一層の周知を求めておきます。また、工事発注の分離・分割発注の可否について、各工事の特性に応じて適切に分離・分割発注を検討し、市内中小企業の受注機会の確保に努めるとの答弁でした。各局で必ず検討するように求めておきます。

非核三原則の堅持についてです。政府が、非核三原則の堅持の見直しを否定しない中で、国に対して今後とも非核三原則の堅持を求めるように求めましたが、国内外の自治体と連携しながら平和施策を推進していくとの答弁にとどまり、国に対して非核三原則の堅持を

求めるとの表明がありませんでした。2026年4月の朝日新聞による世論調査では、非核三原則を「維持すべきだ」との答えが75%あり、多くの国民の声であることが示されています。核兵器保有国に核兵器廃絶と軍縮を求めることを掲げている本市の市長として、非核三原則の堅持を国に求めるべきです。CO₂を大量に排出する事業に膨大な税金を投入する、このどこが市民生活の向上でしょうか。地球温暖化により災害が激甚化し、人類の生命の危機にあるのです。この危機感を持って、本市ができることは何でもやってCO₂の削減に貢献しなければなりません。大規模地震も必ずやってきます。その日に私たちは市民を守り切れるのかが問われています。気候危機、災害、生活苦などたくさんの不安が渦巻いています。その中で、私たちは市民の皆さんの切実な願いを政策にして本日提案してまいりました。市の方針と相反すること多いことが明らかになりましたが、しかし、私たちは、この市民の願いの実現を何よりも最優先に求めていくことを表明して、あとは委員会に譲り質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長 堀添 健 お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 堀添 健 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後3時25分再開

〔局長「ただいまの出席議員議長とも53人」と報告〕

○議長 原 典之 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。川崎・維新代表から発言を願います。32番、岩田英高議員。

〔岩田英高登壇、拍手〕

○32番 岩田英高 私は、あしたの川崎・日本維新の会川崎市議会議員団を代表し、令和8年第3回定例会に提出されました諸議案並びに市政一般について質問してまいります。

初めに、川崎市行財政改革第3期プログラムの取組結果についてです。まず、テレワーク用パソコンについてですが、成果指標である稼働率が、目標40%に対して令和7年度末で17.4%と低調に推移しています。目標設定の難しさについては一定理解しますが、この5年間の実績を踏まえて、ハード、ソフトともに過不足ない体制を検討すべきです。データ通信量の今後の契約の在り方について、現在の検討状況を伺います。また、稼働率を踏まえると、2,310台の体制を維持し続ける必要があるのかについても疑問に思えます。今後増加するであろう修理費の状況を注視し、台数の最適化についても検討すべきですが、見解と対応を伺います。

次に、市立病院の満足度についてですが、令和6年度から導入されている日本医療機能評価機構の調査において、川崎病院では、入院、外来ともにプライバシーの保護に関する満足度が類似病院との比較で著しく低い状況にあります。物理的な制約によるところが大きいものと理解しますが、満足度向上に向けた取組を早急に検討すべきです。病院事業管理者に見解と対応を伺います。

次に、令和7年度出資法人経営改善及び連携・活用に関する取組評価についてです。川

崎市行財政改革推進委員会における審議では、適正な人件費の確保について、本市職員の年間給与が4年連続の増額改定となっていることなどを受けて、市の適切な財政的関与の必要性について検討すべきとのことです。複数の出資法人について、市からの補助金等を増額する方向性で調査研究が行われるものと理解しますが、各法人の経営状況を個別に確認するとともに、市として一定の統一した考え方に基づいて過不足ない水準を検討すべきです。担当の三田村副市長に見解と対応を伺います。

次に、川崎臨港倉庫埠頭株式会社についてです。倉庫が竣工後50年以上経過する一方、高い稼働率を維持しているため、今後、施設更新が必要となった場合、事業を継続しながら更新するために用地確保が課題になると考えられます。東扇島堀込部の土地活用など様々な可能性について検討を始める必要はないのか、見解と対応を伺います。

次に、川崎未来エナジー株式会社についてです。廃棄物発電の調達量が減少したことにより、市場調達比率は目標を達成できませんでした。ごみ減量化を進める中、廃棄物発電量の減少を見据えた目標設定が必要だと考えますが、見解と対応を伺います。あわせて、今後相対電源及び非FIT住宅用太陽光発電の余剰電力について、法人設立時に見込んでいた電力量を確保できるのか伺います。

次に、行政手続のオンライン化についてです。オンライン手続かわさきでは、一部の手続で代理申請機能が導入されていますが、導入に至っていない手続も多く、さらなる拡充が求められています。利用状況やニーズを踏まえて、優先順位を定めて計画的に拡充すべきと考えますが、見解と対応を伺います。また、行政手続のオンライン化に当たっては、利用者の負担軽減と安全性の両立に資する本人確認や代理権確認などの在り方について、国や他都市の取組も参考に検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、令和7年度決算及び財政運営についてです。一般会計の決算において、実質収支は約76億円とのことですが、近年この実質収支には翌年度以降に精算が見込まれる国庫支出金の受入れ分が含まれています。精算見込額を伺います。

次に、財政調整基金についてですが、残高が約145億円となりました。本市においては、減債基金からの新規借入れの最高額133億円を上回る額をようやく確保できた節目のタイミングと言えます。財政調整基金の適正な水準について一定の考え方を示した上で、今年度決算以降、減債基金への返済額を10億円から引き上げる余地がないのか検討すべきです。市長の見解と対応を伺います。

次に、全庁的な使用料、手数料の見直しについてです。使用料・手数料の設定基準については、負担の公平性、公正性を確保する観点から策定されているものと理解し、その趣旨には賛同するところですが、以下2点伺います。まず、料金会計の要否の判断基準についてです。今回、受益者負担割合と標準的受益者負担割合の乖離率が20%以内に収まっている場合は改定を不要とした一方で、使用料の見直しに当たっては最大10%としています。物価等の上昇局面において、負担の公平性、公正性を担保していくためには、これらの値は可能な限り近しくあるべきと考えます。見解と対応を伺います。次に、見直しの頻度についてです。頻度については、おおむね4年ごととされていますが、社会情勢の変化のスピードは年々早まっていることから、4年未満での改定も当然検討されるべきものと考えます。見解と対応を伺います。

関連して、議案第115号、川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定についてです。ま

ず、火葬料についてです。市内料金、市外料金それぞれについて受益者負担割合を算出したところ、市内18.8%、市外128%となり、今回は市内料金のみ引き上げることとなります。令和2年の料金改定時から2回続けて市外料金が据え置かれることとなります。合理性のみで市民理解を得ることは難しいのではないかと懸念しますが、市長に見解を伺います。

次に、遺体保管料、休憩室・斎場使用料についてです。遺体保管料については、市外料金算定時にイニシャルコストを付加していないこと、休憩室使用料については、市外料金算定時に原価コストを3倍していないこと、斎場使用料については、市内料金算定時にイニシャルコストを付加していること、以上3点について、どのような経緯で今に至っているのかそれぞれ伺います。

あわせて、議案第124号、川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定についてです。本議案も、使用料・手数料の設定基準に基づき料金改定を行うもので、教育文化会館、市民館等については受益者負担割合が15.7%となっていることから、料金改定が必要であるとのことですが、全施設の支出総額を収入総額で除して受益者負担割合を算出したとのことですが、個別の施設で見たときに、標準的受益者負担割合の25%を超えている市民館等はないのか伺います。ある場合、その市民館の受益者負担割合を伺います。

あわせて、藤子・F・不二雄ミュージアムについてです。国内外から多くの来館者を集める施設であり、指定管理の仕様書に市民向けチケット販売を行うとの記載がありながら、入館料が市内、市外の区分を設けておりません。受益者負担と公費負担の公平性の観点から、市内と市外で同一料金とする現在の料金体系について、その妥当性について検証すべきです。見解と対応を伺います。

次に、産後ケア事業についてです。産後ケア事業は、空き状況の確認も含めて、原則電話予約となっています。日中の連絡が難しく、夜間の授乳時などに予約したい産後間もない母親にとって、受付時間が限られることは利用への障壁となり得ます。横浜市は本年10月から、空き状況や利用履歴を24時間確認・予約が可能なシステムを導入予定とのことですが、本市においても予約システムの導入など、より利用しやすい仕組みを構築すべきです。見解と対応を伺います。

次に、保育環境を理由とする転出の動向についてです。かわさき市民アンケートでは、継続して転居意向の理由を調査しています。過去5年間「保育環境がよくないから」との回答は1%から3%にとどまっていたましたが、昨年度は8.3%と急増しています。認定こども園が増加し、幼稚園も預かり保育で保育の一翼を担っている現状を鑑みれば、保育園の在り方だけでなく、幼稚園、認定こども園や、保護者負担の在り方を検討することで保育環境の改善を進めるべきと考えます。見解と対応を伺います。あわせて、幼稚園における預かり保育では、償還払いが保護者、園、双方の負担になっていることが考えられますが、改善の余地はないのか伺います。

次に、放課後等の子どもの居場所づくりについてです。先日の文教委員会で、区分制を各区で試行実施する方向性が示されましたが、質疑の中で、空き教室不足等の事情で区分制の導入が見込めない学校が16校あることが明らかになりました。区分制の導入が見込めないことが既に見通せているのであれば、当該校については早急に民間学童との連携など学校外の地域資源の活用による居場所の確保策を検討すべきです。見解と対応を伺います。

次に、かわさき教育プラン第3期実施計画令和7年度点検・評価シートについてです。

基本政策Ⅱ、学ぶ意欲を育て、生きる力を伸ばすの参考指標には、授業の理解度、好感度が位置づけられていますが、理解度については中学生で、好感度については小学生で、大幅に目標値を下回る状況が続いています。市長は、分かる授業とGIGA端末を活用した個別最適な学びによって、全国学力調査で政令市1位を目指すとの公約を掲げていますが、その根幹が揺らいでいると言えます。カリキュラムセンター等の体制強化、機能拡充など打ち手を早急に検討すべきです。市長の見解と対応を伺います。

次に、教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組についてです。まず、学校事務職員の能力活用についてです。学校事務職員の能力を生かした今後の方向性に基づくモデル実施では、巡回する係長職に対する兼務発令の有効性について一定の効果が期待できる一方で、職員に対する兼務発令については有効性が不透明でした。職員間の相互フォローや兼務発令は目的ではなく、業務標準化の検討等の手段であると考えべきであり、各職員のニーズに応じて運用されるべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、部活動指導業務の見直しに向けた取組についてです。かわさき部活動ガイドラインについては、フォローアップ調査でバランスの取れた部活動の運営について全校で実施できているとの回答がある一方で、「子ども・若者の“声”募集箱」では、休養日や活動時間の決まりを守ってほしいといった声が寄せられるなど、学校と生徒それぞれから教育委員会に寄せられる情報が矛盾しています。フォローアップ調査の方法を見直すことや、生徒の声をより広く集める方法を検討すべきと考えます。見解と対応を教育長に伺います。

次に、児童生徒性暴力等初動対応方針についてです。今年度、全校訪問等により周知を図るとのことですが、確実な定着のためには、ケーススタディなど継続的な研修の機会が必要です。見解と対応を伺います。あわせて、疑いのあった件数や対応の概要は年度ごとに取りまとめて公表すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、市立高等学校改革に関する検討状況についてです。川崎総合科学高校については募集停止の方向性が示されました。一部の機能については幸高校へ継承されるのですが、令和13年度以降、専門学科での勤務が継続できない教員は何名程度と想定されるのか伺います。

当該教員については、市内中学校や県立高校等への異動などについても今後検討されるのですが、本人の意向を把握し、尊重することが重要だと考えます。どのように選択肢を示していくのか伺います。こちらについては他会派の質問で理解しましたので、御答弁は結構です。

幸高校については、学び方や時間帯を柔軟に選択できる学校とする方針が示されました。国では、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成する学びの多様化学校について、高等学校も文部科学大臣による指定の対象としています。指定を受けることも視野に入れて検討しているのか、教育長に伺います。

次に、高等専門学校に関する検討状況についてです。設置スキームの全体像がイメージとして示されました。市は、敷地や建物の無償貸与、職員の派遣、運営費補助など、様々な形で学校法人の運営を支援するとのこと。運営費補助はどの程度の金額を見込んでいるのか伺います。また、国、県など公的な運営費補助、基金の運用益は、それぞれどの程度見込んでいるのか伺います。入学定員については、魅力ある学校づくりの基盤である教職員の確保の動向によっては、スモールスタートとして80名以下の定員も検討すべきと

考えます。見解と対応を伺います。教員等については、大学や企業からの派遣を受けることが示されていますが、現時点でどの程度の大学、企業から協力を得られる見通しであるのか伺います。

最後に、本市が継続的に財政負担を行う以上、その負担に見合う公益性や政策効果を市民に明確に示す必要があります。文教委員会資料では、高専の設置が参画企業の事業領域への還元を経て本市の発展に貢献するものと示されていますが、具体的にどのような指標で貢献度合いを評価することを想定しているのか、市長の見解を伺います。

次に、地域交通安全員の未配置解消についてです。欠員が常態化しており、毎年10か所以上について配置のための随時募集が行われています。他都市では募集、配置などについてシルバー人材センターに委託している事例があり、本市でもPTAとして、シルバー人材センターに児童の登下校時の見守りを依頼している事例があります。教育委員会は、未配置解消に向けて、シルバー人材センターに登録している会員などの地域資源に対してアウトリーチ型の人材確保策を検討すべきです。見解と対応を伺います。

次に、高次脳機能障害者支援センターについてです。高次脳機能障害者支援法の施行により、支援センターの指定等が法定化されました。当事者、家族交流会では、会場をアクセスしやすい場所に変更することで参加者が顕著に増加しており、支援センターについても、全市から交通利便性の高い場所への設置が求められます。設置に向けた現在の検討状況と交通利便性をどのように考慮していくのか伺います。

次に、要介護認定の審査期間の適正化についてです。要介護・要支援認定の申請から30日以内に結果を通知することができない状況が継続しています。特に主治医意見書の入手にかかる期間は政令市平均を大きく超過しており、このボトルネックの解消は喫緊の課題です。このボトルネックの解消を重視する姿勢を示す手段として、26年間据え置かれている主治医意見書の作成料を引き上げることも検討すべきではないかと考えます。見解と対応を伺います。

次に、介護医療院の設置運営法人の再募集についてです。現在5回目の設置運営法人の募集を実施しておりますので、応募があることを期待しつつも、並行して第10期かわさきいきいき長寿プランにおける目標設定の在り方や、既存の介護保険施設等の機能強化などの代替手段の確保についての検討をすべきではないかと考えます。見解と対応を伺います。

次に、川崎市立学校体育館等の空調整備についてです。現在、PFI方式と従来方式を組み合わせ整備を進めていますが、5月に入札不調が発生したことから、当該事業を遅延なく実施していけるのかどうか懸念が生じています。不調が発生した学校は都市ガスをエネルギー源としており、このことが不調の発生しやすさに影響しているのではないかと指摘も聞かれますが、今回の不調について、どのような要因分析を行っているのか伺います。また、不調による遅延を予防するために、下見積りを含めて事業者等とは十分に情報交換していく必要があると考えますが、見解と対応を伺います。

次に、全天候型遊び場についてです。対象年齢について、小学生までを対象とし、主に未就学児や小学校低学年の利用を想定するとしています。この対象年齢の考え方については、条例や規則などに位置づけるのか、運用上の目安にとどめるのか伺います。また、資産マネジメント第3期実施方針では、機能重視の考え方に基づき、施設の複合化や多目的化を進める方向性が示されています。実施方針との整合性を図るためには、想定する年齢

層の利用が見込まれない時間帯について、幅広い世代が多目的で活用することが可能な設計仕様を念頭に整備すべきです。見解と対応を伺います。また、広域避難場所に指定された公園で整備する場合、防災機能の強化に資する施設整備の在り方も検討すべきです。見解と対応を伺います。あわせて、災害時に想定している活用方法についても伺います。

次に、議案第120号、川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。新たな料金表において、各口径の平均調定水量における料金改定率は、平均改定率との乖離を3%以内にするイメージが示されていましたが、安定した収入確保に向けて3%は必ずしも適切ではないと指摘してきました。今回最大の乖離は何%としたのか伺います。

次に、議案第121号、川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定についてです。自動車運送事業会計では、この間、コロナ禍を含めて、減便等の影響で予算の費用面で乖離が生じる状況が続いていますが、利用者に新たな負担を求める料金改定を行う以上、より正確な予算編成を行うとともに、経営状況に関する情報発信を積極的に行うべきだと考えます。見解と対応を伺います。

質問は以上です。答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 原 典之 市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいま川崎・維新を代表されました岩田議員の御質問にお答えいたします。

財政運営についての御質問でございますが、財政調整基金につきましては、年度間の財源調整や補正予算の財源とするため、一定の残高を確保する必要があります。しかしながら、減債基金からの借入れは497億円となっており、また、収支フレームでお示しましたとおり、今後も収支不足が見込まれる状況でございます。これらを踏まえた上で、市税をはじめとする歳入の状況や物価高騰などの社会経済環境の変化等を注視し、また、他都市の状況も参考にしながら、財政調整基金の適正な残高水準や減債基金への返済額の増額について検討してまいります。

火葬料についての御質問でございますが、市内居住者につきましては、受益者負担割合が標準的受益者負担割合との間に大きな乖離が認められたため、受益者負担の適正化及び公平性の確保の観点から見直しを行ったものでございます。一方、市外居住者につきましては、受益者負担割合が既に施設運営に要する経費を上回る応分の御負担をいただいている状況であり、近隣自治体における料金設定と均衡していることから、引き上げる必要性は低いものと判断したところでございます。

学力向上についての御質問でございますが、未来を担う人材を育成する取組として、各学校ではGIGA端末と教育データを活用して分かる授業を推進しているところでございます。川崎市学習状況調査の結果を見ますと、授業の理解度等については、調査委託事業者の変更に伴う設問の変化があった影響等もあり目標値を下回る状況が続いておりますが、近年の全国学力・学習状況調査の正答率につきましては、いずれの教科も指定都市上位を維持しており、各学校の取組の成果であると捉えております。教育力の高い地域であることは、今後も選ばれ続ける都市であるために必要な要素であると考えており、カリキュラムセンターをはじめ、教育委員会の各部門がしっかりと連携しながら、学校を支援できる体制づくりに取り組んでまいります。

高等専門学校についての御質問でございますが、本市が目指す高専の設立により、学生自身が市内の企業や大学で活躍するだけでなく、学びの過程でも企業や大学を活性化することなどにより、本市の持続的な発展につながるものと考えております。一方で、その貢献度について数値として指標化することは取組状況を把握する手法の一つであると認識しておりますが、その達成自体が目的となる可能性があることから、慎重に検討する必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長 原 典之 三田村副市長。

〔副市長 三田村有也登壇〕

○副市長 三田村有也 出資法人についての御質問でございますが、出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完、代替、支援するという役割が期待されており、行政課題が複雑化、多様化し、厳しい人材獲得競争が見込まれる中におきましても、その役割が十分に果たされるよう対応策を検討していくことが必要であると認識しております。こうしたことから、昨今の社会経済状況等を踏まえつつ、各法人において必要な人材が確保できるよう、公益財団法人や株式会社などの法人種別や経営状況等を勘案しながら、人件費に係る適切な財政的関与を含めた対応について、出資法人と市が一層連携しながら取組を進めるよう関係局に指示してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 教育長。

〔教育長 落合 隆登壇〕

○教育長 落合 隆 初めに、部活動についての御質問でございますが、部活動の休養日等につきましては、本年3月に策定したかわさき部活動ガイドラインに基づき各学校で部活動ごとに設定しておりますが、子どもたちから活動時間や休養日等に関する声が寄せられていることは認識しておりますので、より子どもたちが主体となる部活動の実現に向け、本ガイドラインのフォローアップ調査につきましても、その趣旨を踏まえた内容となるよう見直してまいります。

次に、市立高等学校改革についての御質問でございますが、幸高等学校における学びを柔軟に選べる学校づくりにつきましては、多様な学習ニーズを持つ生徒に対して学習機会を保障するものであり、学びの多様化学校の趣旨を含むものになるものと考えております。一方で、学びの多様化学校は不登校経験のある生徒が対象となりますが、幸高等学校については不登校経験者以外にも様々な背景を持った生徒を受け入れることを想定していることも踏まえ、学びの多様化学校として指定を受けることを目的とせず、検討しているところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 病院事業管理者。

〔病院事業管理者 伊藤大輔登壇〕

○病院事業管理者 伊藤大輔 市立病院の患者満足度についての御質問でございますが、市立病院におきましては、医療機関として、安全で質の高い医療と快適な療養環境を提供することは重要であり、患者のプライバシーにも十分に配慮しなければならないと認識しております。川崎病院では、院内に狭隘な箇所が多く、プライバシーの配慮に必要なスペースを確保することが難しいことが、患者満足度の低下の要因の一つであると考えられることから、今後、救命救急センターの救急棟への移設や既存の中央棟の改修等を通じて、

順次、療養環境の改善を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 堀添 健 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 池之上健一登壇〕

○上下水道事業管理者 池之上健一 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市水道条例の改正についての御質問でございますが、このたびの改定では、安定経営の観点から、最低単価に対する最高単価の割合を示す通増度を緩和することとしたところでございます。こうした取組の下、単身世帯から4人世帯までの平均的な使用水量において、水道料金の平均改定率22%と最も乖離しているのは、単身世帯の平均的な使用水量7立方メートルにおける改定率36%でございまして、その差は14ポイントとなっております。以上でございます。

○議長 原 典之 総務企画局長。

〔総務企画局長 宮崎伸哉登壇〕

○総務企画局長 宮崎伸哉 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、テレワーク用端末についての御質問でございますが、データ通信量につきましては、テレワーク用端末の利用状況や通信量の実績を踏まえた運用となるよう、今年度実施しているテレワーク利用のためのサーバー機器等の再リースや更新に合わせて回線契約の見直しを行い、適正化を図っているところでございます。次に、端末につきましては、テレワークの一層の利活用に向けた職員の意識醸成を図るとともに、各職場の業務特性や利用実態等を確認しながら、適宜、配置しているところでございます。今後も多様で柔軟な働き方が推進されるよう、修理等に要する費用を勘案しながら適切な保守を行い、現在稼働している端末の効率的な運用に努めてまいります。

次に、行政手続のオンライン化についての御質問でございますが、オンライン手続かわさきにおきましては、現在、代理申請機能が実装されていることから、代理申請が認められる手続につきましては業務所管課において市民サービス向上に向けた改善をしていくことが重要と認識しておりますので、引き続き、当該機能の周知等による活用促進に取り組んでまいります。次に、行政手続のオンライン化における代理申請等につきましては、利用者の利便性向上と適正な手続の確保を両立することが重要と認識しておりますので、国や他の自治体の事例等も参考としながら調査研究を行ってまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 財政局長。

〔財政局長 井口拓也登壇〕

○財政局長 井口拓也 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、令和7年度決算についての御質問でございますが、実質収支に含まれる翌年度以降に精算が見込まれる国庫支出金等につきましては、約25億円でございます。

次に、全庁的な使用料、手数料の見直しについての御質問でございますが、見直しに当たりましては原価計算を行っておりますが、原価等には年度ごとに変動がありますことから、受益者負担割合が標準的受益者負担割合と2割以内の範囲にあるものについては現行料金を据え置くこととしております。また、市民利用への影響にも配慮する必要がありますことから、使用料については現行料金の1.1倍を超えない範囲で改定することとしております。今後につきましては、昨今の急激な物価高騰などにより、施設の維持管理費や行政サービスの提供に要する経費が増嵩しておりますことから、改定の頻度や額も含め、市

民生活への影響や受益者負担の状況などを総合的に勘案した上で検討してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

藤子・F・不二雄ミュージアムについての御質問でございますが、指定管理仕様書に記載のある市民向けチケット販売につきましては、チケットの予約が取りにくい状況において、市民向けに優先販売を行うことを求めているもので、市内、市外で入館料を区分する趣旨のものではございません。入館料につきましては、ミュージアムの設置目的や本市の公共施設としての受益者負担の観点等を踏まえ、その妥当性について慎重に対応していく必要があるものと考えておりますので、他施設の状況等を把握しながら研究してまいりたいと存じます。また、市民向けサービスといたしましては、本年9月から市立学校におけるかわさきホリデー・アンド・スタディを活用し、希望する平日に親子で体験的学習を行うためミュージアムを利用する市立小中学生の入館料を無料とする取組を行っているところでございまして、今後も本市の魅力発信拠点としてのミュージアムの運営に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 環境局長。

〔環境局長 中山健一登壇〕

○環境局長 中山健一 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎未来エネルギー株式会社についての御質問でございますが、近年はごみ減量化が進み、廃棄物発電量が減少傾向にある中でも、脱炭素化に向けては再生可能エネルギーの利用拡大を図ることは重要であると考えております。目標設定につきましては、令和8年度からの連携・活用方針において、再エネの普及拡大を図るため新たに再エネ電力販売量を目標に設定し、これまで以上に廃棄物発電以外の安定した再エネ電源の確保に取り組んでいるところでございます。相対電源の確保などにつきましては、当初見込んでいた電力量とは異なりますが、法人設立以降、社会情勢や市場環境、需要動向等の変化に柔軟に対応しながら適切に行っているものと考えております。こうした中、川崎未来エネルギーでは、昨年より非FIT住宅用太陽光発電の余剰電力の買取りサービスを開始するなど、多様な主体と連携した再エネ電源の確保に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長 原 典之 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 鹿島 智登壇〕

○健康福祉局長 鹿島 智 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、遺体保管料等についての御質問でございますが、遺体保管料につきましては、施設整備費、改修費等に占める霊安室部分の割合が限定的であることから、市内外を問わず施設整備に係るイニシャルコストを反映せずに算定をしております。休憩室使用料につきましては、休憩室は火葬を利用する御葬家の待合室として一体的に利用される施設であることから、市外居住者においては、イニシャルコストとランニングコストを含めて算定することで、他の施設で採用している原価コストの3倍とする考え方は適用しておりません。斎場使用料につきましては、市内には民間斎場のような代替サービスもあり、利用者は選択が可能であることから、市内居住者の算定に当たりましてはイニシャルコストを反

映しております。いずれの使用料につきましても、それぞれの施設の性質や利用実態、受益者負担の考え方及びこれまでの料金設定の経緯を踏まえた上で算定しているものでございます。

次に、高次脳機能障害者支援センターについての御質問でございますが、本年4月の高次脳機能障害者支援法の施行により設置可能となった高次脳機能障害者支援センターにつきましては、障害者本人や家族への専門相談のほか、関係職員への研修を通じた人材育成等を実施するなど、医療、福祉、就労、教育等の関係機関をつなぐ地域の中核拠点として機能することを目的としております。現在、本市においては、既存の高次脳機能障害地域活動支援センターや地域リハビリテーションセンター等の関係機関が連携し、相談支援や普及啓発等に取り組んでいるところですが、法の趣旨等を踏まえ、さらなる支援体制の充実に向けて、必要な規模や、既存の利用者の特性や利便性等を考慮しながら、設置に向けた協議を関係局と進めているところでございます。

次に、要介護認定に係る主治医意見書についての御質問でございますが、本市における介護保険主治医意見書の作成料につきましては、平成11年6月1日付で国から通知された主治医意見書等の取扱いについてに示された例示額に基づき設定しており、全国一律で運用されているものと認識しております。この間、例示額の見直しが行われておらず、制度上、保険者が独自に作成料を設定することも可能となっておりますが、保険者ごとに異なる設定をした場合、複数の保険者から依頼を受ける医療機関の混乱等につながる可能性もあることから、統一された作成料が望ましいと考えております。今後の高齢化の進展や、近年の物価高騰や人件費の高騰を踏まえた例示額を示すよう国に対して要望等を行ってまいります。

次に、介護医療院についての御質問でございますが、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応として、介護医療院の一定の整備が必要であるものと認識しております。こうしたことから、第10期かわさきいきいき長寿プランの策定に当たりましては、中長期的な地域の人口動態、川崎市高齢者実態調査等のニーズの見込み等を踏まえた介護医療院の整備に加え、特別養護老人ホームや介護付有料老人ホーム等における医療的ケアが必要な要介護高齢者の受入れについても、引き続き対応を検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 原 典之 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、産後ケア事業についての御質問でございますが、本事業は利用を希望される産婦の方が、利用施設または市助産師会に直接予約を行う仕組みとしており、その方法は施設ごとに異なり、電話やメール、LINE等のSNSを活用した方法により受け付けているところでございます。産後間もない時期は、高血圧や出血等、母体の健康状態が急変する場合があります、救急搬送を要する事例もあることから、受入れ施設において母子の健康状態を丁寧に確認しながら予約を受け付けることが重要であると認識しております。一方で、時間や場所を問わず予約できる環境を整備することは利便性の向上につながるものと考えておりますので、他都市の取組状況を参考にしながら、予約システムをはじめとする様々な手法など、利用者とサービス提供側の双方にとって、利便性と安全性を両立した仕組み

について検討してまいりたいと存じます。

次に、幼稚園等の保育環境の改善についての御質問でございますが、幼稚園等につきましては、近年は施設型給付幼稚園や認定こども園への移行が進むとともに、幼稚園型一時預かり事業の実施園や利用者数も増加しており、その果たす役割は大きいものと認識しております。国が進める幼児教育、保育の無償化におきましては、保護者への経済的負担の軽減を図るために、本年10月に無償化上限額の引上げが予定されていることから、本市におきましても、国の制度改正を踏まえ、他都市の取組状況を注視しながら保育環境の改善に努めてまいりたいと考えております。幼稚園型一時預かり事業におきましては、保護者の一時的な費用や申請上の負担と、園における申請書類の取りまとめに係る事務負担が生じていることは認識しているところでございます。今後につきましては、オンライン化の推進等、双方の負担の軽減策について検討してまいります。

次に、放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、本年5月1日時点のわくわくプラザの利用実績を基に試算したところ、10月から試行を予定している区分制の方式では、条例上必要となる面積をプラザ室だけでは確保できない施設が16か所見込まれるところでございます。これらの施設につきましても、過密化の解消が必要と考えておりますので、将来的な児童の利用見込みも踏まえながら、プラザ室の拡充や学校施設のさらなる活用など、それぞれの状況に応じた過密化解消策を引き続き検討してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 定山武史登壇〕

○まちづくり局長 定山武史 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

体育館等の空調設備についての御質問でございますが、体育館等の空調設備工事の入札につきましては、これまで8件実施しておりまして、落札された7件のうち6件は都市ガスをエネルギー源としておりますことから、入札実績からは都市ガスをエネルギー源としていることが入札不調の要因であるとは考えていないところでございます。次に、不調対策といたしましては、事業者等と十分な情報交換を行いながら、引き続き、適正な設計価格を設定する必要があると考えておりますので、空調機器製造業者等への聞き取りなどを行い、設計や積算に反映してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 河合征生登壇〕

○建設緑政局長 河合征生 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

全天候型遊び場についての御質問でございますが、初めに、対象年齢につきましては、主に未就学児から小学校低学年までの利用を想定しているものでございまして、条例や規則に位置づけるものではなく、利用者に安心して利用していただけるよう運用上の目安として検討しているところでございます。次に、施設の多目的利用につきましては、全天候型遊び場は公園の遊戯施設でございますので、施設に必要な機能や利用方法について市民ニーズの把握に努め整備を行い、運用後については利用実態を把握し、地域等から要望などがある場合には必要な対応について検討してまいります。次に、防災機能の強化に資する施設整備の在り方につきましては、広域避難場所に指定されている公園における整備は防災面への配慮も重要であると認識しておりますことから、防災機能の強化に資する取組

や一時的な避難スペースとしての活用の可能性など、災害時に想定される活用方法について関係局区と検討してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 港湾局長。

〔港湾局長 木村俊介登壇〕

○港湾局長 木村俊介 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎臨港倉庫埠頭株式会社についての御質問でございますが、当該出資法人は、自社で倉庫等を所有していない地元中小港運事業者に保管スペース等を提供することで地元企業の経済活動に貢献しており、現在、千鳥町地区を中心に倉庫等を所有しておりますが、それらの多くは老朽化が進んでいる状況でございます。千鳥町地区につきましては、千鳥町再整備計画に基づき倉庫等の再配置を行うこととしており、その一環として、平成26年には同法人がポートサイドカワサキを整備し、老朽化した倉庫等の一部を集約したところであり、今後も引き続き、同計画の進捗を踏まえ、本市と連携して施設更新等を検討していくものと認識しております。また、今後の物流動向や臨海部の土地利用状況を見据え、必要に応じて東扇島堀込部の活用なども含めて検討してまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

市バス経営についての御質問でございますが、料金改定に当たっての今後の収支見通しにつきましては、退職動向等を踏まえた人件費の推移や、バス車両の更新、営業所整備の経費など予測可能な費用を過去の実績に基づき算定しております。毎年度の事業執行につきましては、事業環境の変化等により、執行額が予算の見込みと異なる場合がございますが、予算編成につきましては、引き続き事業の目的や方向性、費用対効果、優先度等について十分に検討調整し、適切に進めてまいります。財務状況等の経営情報につきましては、市民やお客様に分かりやすくお伝えし、市バスの事業運営について御理解を深めていただけるようホームページに公開しておりまして、引き続き、予算、決算の概要などについて、適切なタイミングで分かりやすく情報提供できるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 教育次長。

〔教育次長 田中一平登壇〕

○教育次長 田中一平 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、川崎市市民館条例等の一部を改正する条例についての御質問でございますが、教育文化会館、市民館等のうち、受益者負担割合が25%を超えている館は多摩市民館1館でございます。受益者負担割合については28.7%となっております。

次に、学校事務職員についての御質問でございますが、学校事務職員の在り方に関する今後の方向性につきましては、少子化や働き方の多様化の進展を見据え、将来にわたり学校事務職員が安心して業務に当たることができるよう、複数校で1つのチームを編成し、チーム内の各職員が相互にフォローを行う執行体制の構築を目指すものでございます。その取組の一つとして、昨年9月から21校で4つのチームを編成してモデル実施を進めており、各職員の経験年数やスキルを踏まえた相互フォローによる人材育成の強化や持続的な校務運営体制の構築、業務標準化による省力化、効率化や個人依存型リスクの低減策の促

進などに対する有効性を検証しております。職員の兼務発令につきましても、このチームによる執行体制を目指す上で必要な手法であると考えておりますので、引き続き、その効果が発揮される運用の在り方について検証してまいります。

次に、児童生徒性暴力等初動対応方針についての御質問でございますが、児童生徒性暴力等の防止及び初動対応につきましては、学校内等での継続的な確認が重要であると認識しております。今年度の全校訪問研修では、法令の内容や初動対応の手順を説明するとともに、具体的な場面を示し、教職員が自らの行動に置き換えて考えられる内容としておりますので、今後は毎年度実施する児童生徒性暴力等の防止に向けたアンケートと併せて初動対応の手順を確認し、方針の定着を図ってまいります。次に、疑いのあった事案の件数と概要の公表につきましては、同一事案について複数の相談が寄せられる場合や、事実確認の結果、児童生徒性暴力等に該当しない場合など、件数が実態を正確に表せないことに加え、対応の概要から児童生徒、疑いの対象となった教職員などが推知されるおそれもあることから、公表することは現段階で考えておりませんが、教育委員会において傾向や対応状況を整理、検証し、研修内容や方針の見直しなど今後の取組に生かしてまいります。

次に、市立高等学校改革についての御質問でございますが、最短の閉校予定年度である令和12年度末において、川崎総合科学高等学校の専門教科の教職員数につきましては、令和8年度以降に定年前退職者が生じないこと等を前提とした場合、40名程度を見込んでおります。

次に、高等専門学校についての御質問でございますが、初めに、本市からの運営費補助についてでございますが、学校の安定的な運営が図れるよう、全体の運営経費のうち一定の割合を補助することを検討しております。一方で、全体の運営経費については、入学定員やそれに応じた教員数等をはじめとする学校規模により異なるため、まずは、それらの具体化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。次に、公的な運営費補助等についてでございますが、国では高専新設等に対し、10年間で最大20億円の補助事業を行っております。また、基金の運用益については、企業からの拠出金の総額により異なるため、今後、企業等との協議を進めてまいります。次に、入学定員についてでございますが、今後、企業や大学とも調整しながら具体化してまいりたいと考えておりますが、本市が目指す高専像や、現に県域で高専進学者数も一定数存在することを踏まえ、適正な入学定員について検討してまいります。次に、教員派遣に関する企業や大学からの協力見込みについてでございますが、現在、複数の企業や大学と高専への関与の在り方について意見交換を行っておりまして、企業や大学から教員として派遣することは直接的に高専での教育に関与できる手法として有効であるや、若手の大学教員の人材育成にもつながるなど前向きな御意見を伺っているところでございます。

次に、地域交通安全員についての御質問でございますが、地域交通安全員の人材確保に当たりましては、地域に広く周知を図ることが有効であると考えておりますので、未配置解消に向け、地域人材への周知について関係局と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 原 典之 岩田議員。

〔岩田英高登壇〕

○32番 岩田英高 再質問いたします。議案第115号、川崎市葬祭条例の一部を改正する条

例の制定についてです。まず、火葬料金についてです。今回、市外料金が据え置かれることについて市長の見解を伺いましたが、市外料金については引き上げる必要性がないということではなく、必要性が低いとのことでした。市内居住者の受益者負担割合が標準的受益者負担割合と大きな乖離をしていることと比較すれば、市外居住者の引上げについては相対的に必要性が低いという意味合いだと理解しますが、市民の感覚として、なぜ市営の葬祭場で市民だけの利用料が上がるのかという疑問に十分に答えられるものではないのではないかと考えます。現在の積算方法では、中長期的かつ継続的に市内居住者の使用料のみが引き上げられるのではないかと懸念しますが、積算方法の在り方を見直すことは検討しないのか、見解と対応を伺います。また、遺体保管料、休憩室・斎場使用料についても、イニシャルコストの在り方や市外居住者負担割合として原価コストを3倍する場合としない場合が併存しているなど、必ずしも市民理解が得られるものではないと考えます。より適切な原価コストの算定方法を検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。

○議長 原 典之 健康福祉局長。

○健康福祉局長 鹿島 智 火葬料等についての御質問でございますが、本市の使用料、手数料につきましては、使用料・手数料の設定基準に基づき受益者負担の適正化及び公平性の確保の観点から算定しているところでございます。火葬料につきましては、市内居住者と市外居住者それぞれの受益者負担割合や、近隣自治体との均衡等を総合的に勘案し見直しを行っておりまして、現行の基準に基づく適切な積算方法により設定しているところでございます。また、遺体保管料、休憩室使用料及び斎場使用料の設定につきましては、施設整備・運営に要する経費や近隣自治体の状況などを踏まえながら、より分かりやすい算定方法について改めて検証してまいりたいと考えております。今後につきましては、受益者負担の適正化及び公平性を確保しながら、市民の皆様にご理解いただけるよう、より適切な使用料の設定に努めてまいります。以上でございます。

○議長 原 典之 岩田議員。

○32番 岩田英高 最後に意見要望です。

分かる授業と授業の理解度についてです。令和4年度から令和5年度にかけて、中学生で授業が分かる回答した生徒の割合が約13%落ち込んだことについて、調査委託事業者の変更が理由であるとの御答弁でしたが、事業者の変更については、小学生や好感度の設問も同じ条件であり、かつ理解度については科目ごとの差が大きいため、より慎重で正確な原因分析の実施を要望します。

全天候型遊び場についてです。主な利用対象は、未就学児から小学校低学年までを運用上の目安とするとのことですが、利用の間口を必要以上に狭めることのないよう、掲示方法を工夫するなど柔軟な運用を求めます。また、学年を問わず、公園を利用する方が一時的に涼み水分補給できる空間を確保するなど設計段階の工夫を要望します。

体育館の空調整備についてです。今回の不調を一つの契機として、空調機器製造業者だけでなく、事業者などからも実態を丁寧に聞き取り、入札状況を継続的に検証し、必要に応じて積算・発注条件などへ速やかに反映していただくよう要望いたします。

あとは委員会に譲り、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長 原 典之 以上をもちまして、日程第1及び日程第2の各案件に対する各会派の代表質問は終わりました。これをもちまして代表質問を終結いたします。

○議長 原 典之 次に、議案の委員会付託についてであります。まず、日程第1の案件中、報告案件の5件を除く各案件につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会へ付託をいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 原 典之 次に、日程第2の決算等議案についてであります。

お諮りいたします。日程第2の決算等議案19件につきましては、議員選出の監査委員である雨笠裕治議員、浜田昌利議員の両議員を除く57人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、ただいまの決算審査特別委員会は、明日11日の午前10時から本議場において開催をいたしますので、御了承を願います。

○議長 原 典之 次に、日程第3の請願、陳情を議題といたします。

令和8年第2回定例会以降、去る9月2日までに受理いたしました請願、陳情は、お手元の請願陳情文書表のとおりであります。(資料編*ページ参照)

ただいまの請願、陳情につきましては、文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま付託をいたしました請願、陳情のうち、本会期中に審議未了となったものにつきましては、議会閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 原 典之 お諮りいたします。本日はこれをもちまして散会することとし、明日11日から10月12日までの32日間は委員会における議案審査等のため休会とし、次回の本会議は10月13日の午前10時より再開し、各案件に対する委員長報告、討論、採決等を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 原 典之 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長 原 典之 本日はこれをもちまして散会いたします。

午後4時25分散会

速報版